

# 業 事 會 社 部 四 第

	<p>概 說…………… 六三</p> <p>第一篇 社會事業行政…………… 六三</p> <p>第一章 社會事業行政一般…………… 六三</p> <p>第一節 社會事業行政機關管掌事務…………… 六四</p> <p>第二節 社會事業行政費並公的施設費…………… 六六</p> <p>第二章 私營社會事業…………… 六七</p> <p>第一節 私營社會事業統制…………… 六七</p> <p>第二節 私營社會事業の經費…………… 六八</p> <p>第三節 私營社會事業と獎勵助成…………… 六八</p> <p>第二篇 社會事業施設…………… 六三</p> <p>第一章 救護事業…………… 六三</p> <p>第一節 救護法實施促進運動…………… 六三</p> <p>第二節 官公費による救護…………… 六四</p> <p>第三節 方面委員…………… 六六</p> <p>第四節 其他救護運動…………… 六六</p> <p>第二章 失業保護事業…………… 六三</p> <p>第一節 一般施設…………… 六三</p>	<p>第二節 政府の施設…………… 六四</p> <p>第三節 地方公共團體施設…………… 六六</p> <p>第四節 其他保護事業…………… 六七</p> <p>第三章 經濟的保護事業…………… 六〇</p> <p>第一節 住宅…………… 六一</p> <p>第二節 公設質屋…………… 六二</p> <p>第三節 公設市場…………… 六四</p> <p>第四節 公設食堂…………… 六四</p> <p>第四章 司法保護事業…………… 六四</p> <p>第一節 概況…………… 六四</p> <p>第二節 司法保護事業研究會…………… 六四</p> <p>第五章 醫療保護事業…………… 六六</p> <p>第一節 無產者診療…………… 六七</p> <p>第二節 治療病院及診療所…………… 六九</p> <p>第三節 特殊治療施設…………… 六九</p> <p>第四節 其他醫療事業…………… 六一</p> <p>第三篇 兒童保護事業…………… 六三</p> <p>第一章 妊產婦並乳兒保護…………… 六三</p> <p>第一節 妊產婦並乳兒保護施設…………… 六三</p> <p>第二節 乳兒保護運動…………… 六四</p>	<p>第二章 貧兒保護事業…………… 六七</p> <p>第一節 不就學兒童保護…………… 六七</p> <p>第二節 缺食兒童保護…………… 六八</p> <p>第三章 少年職業紹介…………… 六八</p> <p>第四章 不良兒保護事業…………… 七〇</p> <p>第一節 少年審判所保護處分…………… 七〇</p> <p>第二節 全國感化教育現況…………… 七一</p> <p>第三節 少年保護運動…………… 七三</p> <p>第五章 病弱兒保護事業…………… 七三</p> <p>第四篇 社會敎化事業…………… 七五</p> <p>第一章 社會敎育…………… 七五</p> <p>第二章 敎化事業…………… 七九</p> <p>第一節 隣保事業…………… 七九</p> <p>第二節 婦人保護…………… 七九</p> <p>第三章 融和事業…………… 七九</p> <p>第一節 融和事業行政及施設…………… 七九</p> <p>第二節 融和事業運動…………… 七〇</p> <p>第三節 融和事業團體…………… 七三</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 表計統 (業事會社) 部四第

第一表 社會事業施設累年表

第二表 社會事業費統計

第三表 職業紹介統計

其一 職業紹介所經營主體別表

其二 職業紹介所一般職業紹介數月別表

其三 職業紹介所業態別職業紹介數

其四 日傭労働者職業紹介數月別表

其五 俸給生活者職業紹介所紹介件數月別表

其六 營利職業紹介數月別表

第四表 住宅統計

其一 住宅組合統計

其二 共同宿泊所調査表

其三 借地借家調停件數月別表

第五表 公設市場統計

第六表 公益質屋統計

第七表 公設食堂統計

第八表 公設浴場統計

第九表 少年審判所保護處分統計

# 概説

昭和六年における我國の社會事業は大體二つの重要な足跡を印してゐる。一は經濟恐慌の極度の深化に伴ふ失業の増大、これを對象とする失業救済への努力、これが全社會事業の核心をなした。政府及び地方自治體は殆んどそれに全力を盡した觀がある。しかし救済事業は尙ほ未だ不充分であり、幾多の不満足なものではあるが、ともあれ救済の實跡を無視することはできない。次に、多年の懸案であつた救護法が前年度に議會を通過し、實施期のみが残されてゐたのだが、諸種の促進運動の結果今春の議會において昭和七年一月一日より實施に確定した。實に本年はその實施準備期であつた。救護法は法的保護の規準を被恤救者に與へるものであつて、社會事業にとつて大きな收獲ではあるが、たゞ國庫の都合といふ名の下に救護の實際的必要を無視して、極めて僅少な經費を豫算に計上し一時を糊塗せんとするが如き態度は遺憾である。

以上の二つは昭和六年の特徵的な社會事業を擧げた。しかしそれは何れも社會事業の公的部面である。これに反して、私營社會事業は世界的空前の不景氣の影響によつて經濟的に多大の打撃を受けたことは争はれない。このために事業を閉

鎖した所も數ヶ所ある。恐らく明治以來今日ほどの私營社會事業の不振時代はないであらう。この絶對的經濟難の切掛け策として全國的私設社會事業の聯盟が結成されたことは注目値する。

尙ほ個々の社會事業部門において特筆すべきことは、醫療事業における無産者醫療の進出である。無産者診療所は無産派自體の戰線擴張を意味することはもちろんであるが、更に從來のブルジョアの醫療施設に對する抗議でもある。それは又單なる診療所の設置ではなく、その背後に新興醫師聯盟、醫療同盟の如き階級的醫師團や看護婦等の技術者團體の構成によつて一層精彩を放ち、正に一九三一年の新型といふべきであらう。

これを要するに本年の社會事業は概して活動は沈滞し不活動であつたと斷ぜざるを得ないが、それは主として未曾有の深刻な經濟恐慌の前に度を失つた形であつたと云ふべきであらう。

## 第一篇 社會事業行政

### 第一章 社會事業行政一般

## 第一節 社會事業行政機關管掌事務

社會事業行政事務は中央にあつては、主として内務省社會局社會部に於て管掌し、地方にあつては道府縣社會課及び主要都市に於ける社會課に於てそれ々事務規定に従つて管掌してゐる。

社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

### 内務省社會部分掌事務

保護課 一、罹災窮民救助其他恤救に関する事項 二、軍事救護に関する事項 三、感化院に関する事項 四、兒童保護に関する事項 五、他課に屬せざる社會事業に関する事項 六、震災救護殘務に関する事項

福利課 一、住宅の供給改善に関する事項 二、公設の浴場質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利増進に関する事項 三、社會教化事業に関する事項

職業課 一、職業紹介其他失業救済及防止に関する事項 二、失業保險の調査に関する事項

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方社會事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救済、軍事救済、行路病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋、浴場、市場、食堂、宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉奨励、社會教化、職業紹介並に失業の救助防止、移殖民の保護奨励等である。

又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事

業の勃興に伴つて、管掌事務の範圍が次第に擴張されて來た。現在市營事業の主なるものを擧ぐれば、窮民救恤、救療、職業紹介、公設質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、産院住宅供給等である。

### 1 學務部長會議に於ける内務

#### 大臣の訓示概要、指示

内務大臣の訓示概要——今や産業經濟の不振に伴ひ國民の生活は漸く安定を缺乏生活の困苦を訴ふる者の數次第に増加し之が保護救済の要益々緊切なるものあり政府は乃ち公私各般の社會施設の整備充實を圖るに共に各種の社會政策を實施し以て銳意社會的疾患の救済と國民生活の安定とに力を致しつゝ、あり各位は能く管下の實情に即し政府の施設と相呼應して有効適切なる方策を講じ以て救護上遺憾なきを期せられむことを望む

失業問題は常に失業者及其の家族に関する焦眉の生活問題たるに止まらず社會の平和と國家の生産力とに影響する所亦甚だ大なるものあり抑々失業防止の根本方策たる財界の安定と産業の振興とに存するを以て政府が財政を緊縮して金解禁を斷行したる外産業の合理化、國產の奨励、輸出補償等に努め來れるは何れも右根本方策の實現を期する所以に外ならずと雖政府は失業問題が當面の緊急問題たる事實に鑑み地方公共團體の失業救済事業の起興、官公營事業の調節、職業紹介機關の整備充實、青少年の職業指導等當面の施設を懈らず更に明年度に於て政府自ら事業を施行して失

業の緩和を圖るの計畫を樹立せり而して之が運営の方法に關しても常に失業状態の推移と國民生活の實情とに對應せんことを期しつゝあり素より失業の状态は地方によりて相異なるものあるべく従つて之が對策亦必ずしも一樣ならざるべしと雖も其の要諦は失業の防止を第一とすべく失業者の救済を行ふに當りても授職を原則とし金品の給與を爲すが如きは已むを得ざる場合に止め以て苟も失業者自立自尊の精神を傷け勤勉力行の風を壞るが如きことなき様嚴に戒慎するを要す各位よく問題の重要性に稽へ管下の失業状態を仔細に査察し政府の方策と相俟つて之に適應する方策を樹立し以て失業の防止救済に最善を竭されんことを望む

融和問題に關しては各般の施設漸次其の成績を示しつゝありと雖も輓近社會事情の推移に伴ひ之が解決は彌々緊密の度を加へたり各位は深く地方の實情と民心の趨向とを省察し籌畫施設宜しきを制し融和の障害たるべき事象の芟除に努むべきは勿論進んで融和觀念の徹底を圖り國民親和の實績を收むる様一層の努力を致されむことを望む

以上は各位の所管に係る當面主要の事項に關し所見の一端を披瀝せるに過ぎず願ふに各位の任務とする社會事業は國民生活の安定に資補する所少からず其の使命の重大なるは敢て言を俟たず各位は現下の情勢に鑑み益々奮勵其の職司に盡し以て邦家の進運に寄與することあらんことを望む

指示事項——一、罹災救助に關する件 一、軍事救護に關する件 一、方面委員に關する件 一、社會事業低利資金に關する件 一、地方改善施設中補助事業に關する件 一、失業状況の調査に

關する件 一、職業紹介機關の普及充實並道府縣廳との聯絡に關する件 一、失業救済土木事業の實施に關する件 一、失業保護の諸施設に關する件

## 2 六大都市社會事業協議會

第六回六大都市社會事業協會は五月二十三、四兩日横濱市開港記念横濱會館に於て開催、協議事項左の如し。

協議事項 (一) 乳幼児保護事業に對し國庫補助ありたきこと (可決) (二) 救護事務費に對する國庫補助ありたきこと (可決) (三) 必要に應じ起興せむとする失業救済補助事業の認可を急速且つ寛大に詮議を與へられたきこと (可決) (四) 失業救済上貢獻する事業に對しては起債並に低利資金の融通を速に承認せられたきこと (可決) (五) 二ヶ年以上繼續の失業救済土木事業起債全額に付き一度に認可せられたきこと (可決) (六) 六大都市並其の附近に於て施行せられる國府縣營の事業に不熟練労働者を使用する場合には該都市失業登録者を優先的に使用せられたきこと (七) 少額給料生活者の失業救済事業として行ふ授職事業に於ける公共團體委託事務就業手當に對する國庫補助を全額補給せられたきこと (可決) (八) 公益團體の經營する失業保險事業に國庫の補助を仰ぐこと (可決) (九) 六大都市職業紹介所を速に國營に移されたきこと (可決) (一〇) 京都、神戸、名古屋、横濱の四都市に速達郵便制度を實施せられ且つ公設職業紹介所間の聯絡事務に限り無料とせられたきこと (市長會議の廻付) (一一) 六大都

市に商工授産部を特設せられたること(可決)(一二)社會事業財源として相續稅附加稅を認めらるゝ様同法を改正せられたること(可決)(一三)六大都市に於ける就職希望者に對し滿洲新國家へ進出の途を講ぜられたること(可決)(一四)留保(一五)六大都市社會事業従事員を研究生として相互交換する件(留保)

**懇談事項**

(一) 救護法實施狀況に關する件 救護法實施後生活扶助、醫療、助産、埋葬、生業扶助、及收容救護の實情、救護法、第四條に依る委員の選任、手當市區救護事務の分掌等に關する狀況を承りたし (二) 救護法實施の狀況に關する件 救護法實施以來既に四ヶ月を経過せり此の間に於ける他都市の之が實施の狀況就中次の事項に付て承りたし (イ) 出願より救護決定に至る迄の手續 (ロ) 扶養義務者の調査 (ハ) 醫療救護中居宅收容共所定額に依り難き場合の處置方法 (ニ) 居宅生活扶助の場合に於ける救護金支給の方法 (ホ) 救護取扱中最も困難なる點 (三) 少額給料生活者失業救濟對策に關する件 日傭労働者熟練職工の失業救濟も刻下の情勢に於て緊急を要するは勿論なるも少額給料生活者(知識階級者)の失業對策も亦放置すべからざるの實情にあり之れが救濟事業として適當の施設を承りたし (四) 商工業失業救濟事業施行に關する件 (五) 市職業機關による就職者保護のため一種の解雇手當制度を設置し雇主をして之に加盟せしむる企畫に對する各市の意見を承りたし (六) 各都市に於ける職業紹介所求職者の信用保證の現狀を承りたし (七) 授産施設としての内職による製品の販路開拓に關し各都市に於て現に

執りつゝある方法を承りたし (八) 住宅組合、貸付金回收の現狀に鑑み適當なる對策を講ずるの件 (九) 市營住宅經營に關する件 市營住宅の經營は相當困難の傾向にあり之に對する打開方法承りたし (一〇) 現在の社會經濟事情に鑑み市民館(隣保館)に於て施設すべき適切なる經濟福利事業如何 (一一) 六大都市に於ける私設社會事業團體の連絡統制に關する方法如何 重要なるを以て更に研究を重ねること (一二) 新興滿洲國の適當なる利用方法如何

**第二節 社會事業行政費並公的施設費**

第五十回帝國統計年鑑によれば、最近五ヶ年の社會事業行政費並に公的施設費及び社會事業を目的としたる道府縣市町村債は次表の通りである。尙、内務省所管及道府縣市町村豫算額の細別は第四部統計表第一表參照。

**社會事業費 (單位千圓)**

	昭和六年度	同五年度	同四年度	同三年度	同二年度
内務省所管總額	四、七三	七、四九	八、一五七	七、八〇七	五、七二四
道府縣	—	三、二五五	三、五〇一	四、九二五	四、二二
市町村	—	二〇、八八〇	一七、四二一	一四、三三三	二七、二九六
計	四、七三	三、二五五	二九、〇六九	二六、九五五	二七、二三三

備考 内務省所管總額中、昭和五及六年度は豫算、其他は決算。道府縣市町村中昭和五年度は豫算、其他は決算。

社會事業關係地方債 (同上)

	昭和四年	同三年	同二年	同元年	大正四年
道府縣	五、五九	五、九元	四、六四	四、三六	一三、六四
市町村	七、三三	八、四二	八、五八	七、六〇	二〇、四〇
計	一三、八六	一四、四二	一三、二二	一二、九六	三四、〇四

第二章 私營社會事業

第一節 私營社會事業統制

内務省所管の社會事業施設數は第十回社會事業統計要覽によれば、昭和四年度の社會事業公私類別は次表の通りである。

事業名	公設	私設	計
(イ) 社會事業に関する機關	六	二四	三〇
(ロ) 兒童保護	四六	八六	一、三二
(ハ) 經濟保護	四九	二四	七三
(ニ) 失業救済及防止	二九	一〇〇	一二九
(ホ) 救護	七	五三	六〇
(ヘ) 醫療保護	一〇六	三五	一四一
(ト) 其他	八	三七	四五
計	一、四二	二、七二	四、一四

以上について見れば私設は公設に對する約二倍の經營數を

示し、經濟保護と失業救済及防止を除いて私營は各種事業に亘つて斷然優位を呈示してゐる。

私營社會事業は各々官廳の監督を受け、各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつてなされてゐる。これらの聯絡統一機關は私設四四にて公設のものは存しない。この他昭和六年七月全日本社會事業聯盟が成立した。即ち次の如くである。

▲全日本私設社會事業聯盟の創設

私設社會事業の連絡統制並に經營方法の合理化、財政難の打開運動として、昭和四年以來全國を三分し關東は一道一府十六縣一島を區域とした東日本聯盟を、關西は京阪神其他二府十九縣を區域とした關西聯盟を、また九州、朝鮮及び臺灣を區域とした西日本聯盟をそれぞれ組織して、これら團結の力によつて事業の進展を企圖してゐた。之が更に發展して今回如上の三大地方聯盟を打つて一丸とした全日本私設社會事業聯盟を組織するの議が進捗し、創立準備委員會が設けられた。

全日本私設社會事業聯盟創立準備委員會——四月十六日、大阪市赤十字社支部樓上。協議事項は次の聯盟規約が逐條審議可決された。

全日本私設社會事業聯盟規約

第一章 名稱及事務所 第一條 本聯盟は全日本私設社會事業聯

盟と稱す 第二條 本聯盟は事務所を當分の内東日本私設社會事業聯盟事務所内に置く

第二章 組織 第三條 本聯盟は東日本私設社會事業聯盟、關西私設社會事業聯盟、西日本社會事業聯盟の三大地方聯盟を以て組織す

第三章 目的 第四條 本聯盟は私設社會事業の特色を發揮し私設團體本來の使命を達成せんが爲に協同の事業および運動をなすを以て目的とす

第四章 事業及運動 第五條 前條の目的を達するため本聯盟の行ふ事業及び運動の概目左の如し (一) 社會事業に關する法規制定の促進ならびに改廢の運動 (二) 公私社會事業の範圍および職能の研究ならびに調査 (三) 私設社會事業の經營方法の合理化および財政難の打開運動 (四) 私設社會事業における共通利害問題に關する對策の樹立および運動 (五) 私設社會事業相互間の連絡統制および提携 (六) 機關誌その他印刷物の刊行 (七) その他理事會において必要と認めたる事業

第五章 機關 第六條 本聯盟はその事業を執行するため左の機關を設く (一) 總務部 庶務、會計および連絡統制に關する事務を擔當す (二) 事業部 事業及び運動に關する諸案の企画および實行を擔當す (三) 調査部 社會事業に關する一切の調査を擔當す

第六章 役員 第七條 本聯盟に左の役員を置く 總裁一名、副總裁二名、理事長一名、常務理事(約十名)、理事(約卅名)、監事三名、顧問若干名、代議員(十團體につき一名) 總裁及副總裁

は代議員會の議決によりこれを推戴す、理事長は理事會の互選により總裁これを囑託す、理事長は本聯盟を代表しかつ一切の事務を統理す 常務理事は理事中より互選し本聯盟の常務を掌理し理事長事故ある時これに代る、理事は代議員中より互選し本聯盟の事務を處理、監事は代議員會に於て三大地方聯盟所屬員中より選舉し本聯盟の會計事務を監査す、顧問は代議員會の決議により總裁これを委囑す、代議員は本聯盟の最高意志を代表し重要な事項を議定す、代議員は三大地方聯盟より選出せられたるものにして本聯盟の最高の意思を代表し會務に參與するものとす 第八條 本聯盟に於ける役員任期は二年とす但し再任を妨げず、役員中缺員を生じ補缺の必要ある場合は補缺選舉を行ふ、補缺員の任期は前任者の殘任期間とす

第七章 職員 第九條 本聯盟に主事および書記を置くことを得 第八章 會議 第十條 本聯盟の會議を分ちて理事會及び代議員會の二種とす 第十一條 理事會は必要に應じ理事長之を招集し會務に關する重要事項を審議す 第十二條 理事會は理事半数以上の出席(書面による意志表示を含む)により成立す、理事會の議事は理事過半数の意志表示により之を決す、可否同數なる時は議長の決する所による 第十三條 本聯盟の規約施行に關する必要な細則は理事會の決議によりこれを定む 第十四條 代議員會は通常、臨時の二種とし理事長これを招集す、通常代議員會は必要に應じこれを開く 第十五條 代議員會は豫算及び決算その他會務に關する事項を審議す、代議員三分の一以上より會議の目的たる事項を指示して請求ありたる場合は直に代議員會を開くこ



を要す 第十六條 代議員會の招集はその期日より廿日以前に通知書を發送すべし、代議員會は代議員半數の出席（書面に依る意思表示を含む）により成立す、代議員會の決議は出席議員過半數を以て之を決す、可否同數なる時は議長の決する所による、代議員會の議長はその都度これを選挙す

第九章 會計 第十七條 本聯盟の經費は三大地方聯盟の分擔金（一團體に付年額一圓の割合とす）および一般寄附金その他雜收入を以てこれに充つ 第十八條 本聯盟は理事會の決議により特別會計を設くることを得 第十九條 本聯盟の會計年度は毎年四月一日より始まり翌年三月卅一日に終る 第二十條 本聯盟の豫算は毎會計年度開始前理事會の議決を経てこれを定め決算はその會計年度終了後理事會の認定を経て代議員會に提出するものとす 第十章 附則 第廿一條 本聯盟の規約は代議員會の決議によりこれを變更することを得

關西私設社會事業聯盟第二回總會——五月十八日、大阪毎日新聞社。協議事項左の如し。

大會宣言 本聯盟は全日本私設社會事業聯盟の結成に参加し強固なる團體的行動により左記事項の急速實現を期す

### 記

- 一、社會事業助成法の制定
- 一、社會事業統制委員會の設置
- 一、私設社會事業財政の確立
- 西日本社會事業聯盟創立大會——六月一日、長崎議事院。協議

事項は左の如し。

大會宣言 本聯盟は私設社會事業本來の使命を完了するため同心戮力勇往邁進して速に左記各項の實現を期す

決議 一、公私設社會事業の連絡統制 一、社會事業助成法の制定 一、社會事業の刷新改廢 一、全日本私設社會事業聯盟の結成參加。

東日本私設社會事業聯盟第一回總會——七月四日、帝國農會講堂。

決議事項 一、本聯盟は全日本私設社會事業聯盟に参加しその使命の達成を期す 二、本聯盟は私設社會事業助成法の制定促進を期す 三、本聯盟はその使命の遂行のためにその組織及び機能を擴大強化せんことを期す

全日本私設社會事業聯盟結成大會——七月五日、東京華族會館。加盟出席代表、東日本私社聯百三十名、關西私社聯九十名、西日本私社聯五名。

宣言 吾等は現代日本に於ける民間社會事業家の使命は極めて重大にしてその強靱なる結束の緊要なることを認めて茲に本日を以て全日本私設社會事業聯盟を遂ぐ、斯くして吾等は益々團結を固うし事業の展開經營の刷新を圖ると共に和合協同の實力を發揮し以て時局匡救益世興民の上に事業の歴史的社會的任務を遂行せんことを誓ふ。吾人は茲に聯盟結成の門出に當つて祖國と同胞とに對する一切の公僕的武士的奉仕を誓ふと共に時務策應上必要にして充分なる焦眉の要求を掲げて本聯盟の活動となし敢て大方に

宣する。

決議 (A) 政府は私設社会事業の發達を助成するため左記要綱により速かに社会事業助成法を制定せられんことを望む。

- 一、直接社会事業經營に必要な土地、家屋に對しては國家又は公共團體の事業と同様一切の課税を免除すること。
  - 二、直接社会事業に使用する土地については土地收用法を適用するの途を啓くこと。
  - 三、國家並に公共團體は社会事業の建設費及び經常費に對し相當の補助を與ふること。
  - 四、社会事業の建設費又は増設費に對し低利資金の融通を圓滑ならしむること。
  - 五、公營の交通機關水道電燈及瓦斯等の使用料を減免し得るの途を啓く。
  - 六、各府縣の慈善救濟基金の利子はその全額を當該道府縣における私設社会事業團體に交付せられんことを其筋に建議すること。
  - 七、各道府縣積立の罹災救助基金の利子は私設社会事業に下付けらるるやう法律の改正を其筋に建議すること。
- (B) 社会事業の統制を期するため左記要綱に依り政府に對し速に各府縣に社会事業統制委員會を設置する法規を制定されんことを望む
- 一、委員は社会事業に關係ある官公吏、議員、社会事業家及び經驗ある者を之に充つること。
  - 二、公共社会事業の分野並に分布その他統制上必要ある事項に付

知事の諮問に答へ且つ建議すること。

### 第二節 私營社会事業の經費

社会局の第十回社会事業統計要覽によれば、昭和四年度公私別社会事業經費を見るに公設にあつては八、七〇二、五四三圓にして、私設では三三、五六五、三三六圓を示してゐる。これを事業別にすれば次の如し。

事業別	公設	私設	計
社会事業に關する機關	四八、五七三	一九六、九二一	二、三六、九八三
児童保護	一、三三〇、六六九	二、五六一、七五五	三、八八二、四四四
經濟保護	?	?	?
失業救濟及防止	一、六〇三、五二〇	一、一九九、六六六	二、七二三、一八六
救護	九五三、三三八	一、四三八、六五四	二、三八一、九三二
醫療保護	四、四一六、九九九	五、六七五、三〇九	九、八三三、三〇八
其他	二五〇、四九五	三〇、八二七、九七一	二、〇七八、四六六
計	八、七〇二、五四三	三三、五六五、三三六	四三、三〇一、三八八

以上について見れば私設社会事業經費は公設のそれに對し三倍以上を示してゐる。私設社会事業費中最多は醫療保護で児童保護之に次ぎ、最も少額なるは失業救濟の項である。

### 第三節 私營社会事業と獎勵助成

#### 一 社会事業資金御下賜及獎勵金

長き邊りでは紀元節の佳辰に當り恒例により事業御獎勵の思召しから全國社會事業六百八十團體に對し金十九萬五千九百圓下賜された。

内譯 內務省所管 八七、七〇〇圓、三〇八團體。司法省所管 四八、五〇〇圓、一九〇團體。遞信省所管 四〇〇圓、二團體。文部省所管 二二、四〇〇圓、五八團體。拓務省所管 三六、九〇〇圓、一二三團體。

次に內務省の獎勵——內務大臣は二月十一日紀元節の佳辰に當り社會事業獎勵のため全國社會事業團體中特に優良なる三百團體に對し獎勵金三萬八千七百圓を交付した。團體名左の如し。

感化(七) 感化事業後援(五) 育兒(七〇) 幼兒保育(五九) 兒童及少年保護(二) 養老(二二) 施藥救療(三一) 病者慰安(三) 窮民救助(一) 職業紹介(三) 宿泊保護(一二) 授産(九) 隣保事業(二〇) 婦人保護(五) 異常兒保護(五) 貧兒教育(八) 勞働者教育(三) 勞働者保護(四) 各種救濟(二〇) 聯絡統制(七) 其他(五) 計三〇〇

## 二 恩賜財團慶福會の獎勵助成

恩賜財團慶福會は昭和六年度に於て、全國一般私設社會事業助成の爲、司法省所管、朝鮮、臺灣兩總督府、樺太廳、關東廳等の各種民地、北海道始め三府三十四縣より推薦せられたる團體數は九十團體にして、成績佳良にして事業計畫適切確實なるもの、又は新に經營せんとする計畫確實なるもの五十二團體を選定し、そ

の建築又は設備費に對し、最高金二千五百圓最低金五百圓を助成することとし、昭和七年二月十一日總計金五萬六千五百圓の助成金を交付した。

次に兒童保護資金は、故久宮祐子内親王殿下御追福の思召を以て御下賜せられたものであるが、昭和三年以來之が助成を開始し、既に内地殖民地に亘り二十八團體に助成し、本年度に於ても從來の助成せる團體を除き、各所轄官廳の推薦による兒童保護事業二十一團體中より、成績優良なるもの八團體を選定し、昭和七年二月十一日總額金二千八百圓の助成金を交付した。

社會事業資金助成は故原田二郎翁の遺志により、財團法人原田積善會よりの特別寄附金収益を以て、本年度には全國一般並各殖民地所轄官廳より推薦せる私設社會事業五十六團體中より、成績優良なるも經營費に困難ありと認むるもの二十九團體を選定し、一團體金五百圓以上金一千五百圓の範圍に於て、事業經營費として助成し、昭和七年二月十一日總額金二萬二百圓を交付した。

この他、震災善後施設費補助として百二十一團體に對し最高金一千五百圓最低金二百圓の範圍に於て、昭和七年二月十一日總額金四萬一千五百圓を交付した。

## 三 低利資金

昭和六年度に社會事業關係の低利資金融通額は簡易生命保險貸付によるもの一八一、二七六、三〇〇圓、大藏省預金部積立金貸付によるもの三、九一三、〇〇〇圓である。前者の内譯

を示せば左の如し。

簡易生命保険積立金貸付		(簡易保険局、簡易生命保険積立金貸付状況による)	
共同宿泊所	一件	三〇、〇〇〇	九件
公立結核療養所	二	八六、〇〇〇	一五三、八〇〇 <sup>4</sup>
公益市場	六	二七、五〇〇	一八一、二七六、三〇〇
		計	
		公益質屋	

## 第二篇 社會事業施設

### 第一章 救護事業

救護事業といふのは官公費の救護、院内及院外救護、一般窮民救護、特殊救護及び方面委員の事業を總稱するものである。

これらの救護に對しては從來幾多の缺陷を有したのであるが、救護法が既に昭和四年兩院を通過し、今又施行細則が發表され昭和七年一月一日よりいよく實施される運びに至つたことは、救護事業の上に劃期的救貧法の制定と云ふべきであらう。しかしこの實施促進のためには全國の方面委員が異常な緊張の下に運動が續けられたので、以下それらの運動の概要を記しておく。

### 第一節 救護法實施促進運動

#### 1 全國方面委員の運動

全國方面委員代表者大會——二月十三日、東京市政會館。方面委員代表二百餘名出席。

「救護法即時實施問題」を中心に協議を進め、次の聲明書を可決した。

聲明書 陛下の赤子を餓死せしむるにしのびず、我等二萬の方面委員は一昨年十一月以來三年にわたり帝都に四度の大會と五十餘回の會議を開き各地に於て無慮數百回の會合を重ね熱議討論を盡し事情を審かにし熟議を傾け當局に救護法の實施を哀訴歎願した然るに昨年末に至つても當局は言を努力中にかりて實際に於てはごうもその實施を促進するところがなかつた。乃ち我等は萬策つき最後の方法として合法上の手續をもつて上奏し奉らんことを決議し全國各地委員は署名なつ印して之を實行委員の手にゆだねた、然し實行委員は尙同胞死活の問題について聖慮を煩はし奉らんことを恐くし萬策を盡したる上にも尙かつあらゆる方途を講じて同法の實施を一意待望した、然るに第五十九議會の再開されてより既に三句、窮民の困苦いよく甚だしきに拘らず當局は依然財源れん出中以上の答辯を與へない、今や滿天下の同情はきう然として我等の抱擁する飢餓線上の同胞に集まつてゐる。一、新聞紙の同情ある記事 二、與黨の政府へんたつ 三、反對黨の決議案提出 四、貴院の當局難詰等々、かくして我等は今や國民の與

望を負ふて本日ここに救護法實施熱望の最後的大會を開き當局に誠意を問ふ、當局にして依然誠意を示さずんばここに方途全くなく、よつて我等は方面委員の名を重んじて過去三年の長日月、當局を信じてされる紳士の忍従に悲しくも淡き自慰を感じつつ我等に残されたる唯一の途を採らんのみを聲明す。

更に二月十三日安達内務大臣と救護法促進に關し接渉したが、遂に議纏らず、宮内省に一木宮相を訪ひ請願令による上奏の止むなきに至つた旨を述べた。同日夜市政講堂に於て大會を開き経過報告後、牧野内府宛て全國二萬の方面委員代表一千二百四十七人の署名ある上奏文を郵送することとなり、昭和四年五月設立された救護法實施期成同盟會は茲に解體し下記の如き聲明書を發表した。

聲明書 飢餓線上に徨ふ全國二十萬無辜の窮民のために、我等方面委員は曩に相計つて救護法實施期成同盟會を結び或は當局に或は上下兩院に具に窮狀を訴へ全力を傾けて救護法の實施を陳情要望した、我等は前後三年に亘り方面委員の名を重んじて萬策を尽くした、今や最後の大會を開き當局に實施の眞意を問ふ、然るに不幸にして尙誠意ある確答を得ない我等は遂に我等に許されたる方法をもつて事情をつくし謹んで聖鑒を仰ぎ奉る已むなきに至つた、我等の不明不徳聖慮を煩はし奉る誠に懺愧恐懼の至りに堪えない、乃ち我等は茲に血涙を吞んで救護法實施同盟會を解體する、而して敢て之を滿天下憂國の士に訴へる

昭和六年二月十四日

全國方面委員一同

## 2 救護法實施と財源

内務省の立案による救護法の財源に關しては、三月一日の閣議で決定を爲し追加豫算として提出することとなつた。内容左の如し。

- 一、實施期日 昭和七年一月一日
  - 一、所要經費 一ヶ年の所要經費は三百萬圓(國庫)とす。但し初年度經費は事務費を合せ七十六萬二千圓とす。
  - 一、財源捻出 本法實施の爲に充當すべき財源は左の方法によつて捻出すること。
  - (イ) 農林省 百萬圓 但し競馬法の改正に依つて生ずる收入金。
  - (ロ) 内務省 百二十萬圓 但し東京、大阪兩府に對する警察費連帶支辨金の交付率引下に依つて生ずる剩餘金。
  - (ハ) 大藏省 八十萬圓 但し行財政整理に依つて生ずる剩餘金。
- 一、救護法に因る要救護者數調

要救護種別	實人員	該當者百分比
六十五歳以上の老衰者	二九、七六	二七・九
十三歳以下の幼者	四七、四三	四四・六
妊産婦	四七	〇・四
不具廢疾の者	七、五八	七・一
疾病傷痍の者	二、七八	二・〇

精神耗弱又は身體虚弱なる者	八、〇〇元	七・五
乳兒哺育の母	一、四二	一・五
總數	一〇六、六四	一〇〇・〇

備考 要救護者数は調査時の現在数なり。

### 第二節 官公費による救護

官公費による救護とは恤救規則によるもの、棄兒養育米給與方によるもの、行路病人及行旅死亡取扱法によるものを指す。

#### (1) 恤救規則による救護

最近五ヶ年の恤救規則による救護の状態は、次表の如く救助人員に於ても、救助金額に於ても遞増を示し、年末現在では大正十三年と昭和三年とを比較すれば殆ど二倍に近い數を示しぬる。

恤救規則による救護累年表 (第四十三回内務省統計報告)

	昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
救助人員	一七、四三 <sup>人</sup>	一三、七〇 <sup>人</sup>	一三、〇七 <sup>人</sup>	二一、七九 <sup>人</sup>	二一、五五 <sup>人</sup>
死亡廢停	五、二二	四、六三〇	三、四八〇	三、六六	三、九二〇
年末現在	一三、三三	一〇、四六〇	八、五七七	八、二二	七、五七 <sup>四</sup>
救助金額	五九、〇〇 <sup>円</sup>	五七、九三〇 <sup>円</sup>	四一、〇四 <sup>円</sup>	四六、七六 <sup>円</sup>	四三、四九 <sup>三</sup>

棄兒の貰受者若くは預り人に對して、棄兒が滿十三歳となるまで、その養育料として年々米七斗を給與するものであつて、昭和三年の養育人員は七二七人となり、養育費九八、〇八一圓となつてゐる。五ヶ年の成績を見れば累年遞減の傾向を示してゐる。

棄兒養育累年表 (同上統計報告)

	昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
養育人費	七 <sup>七</sup>	八 <sup>五</sup>	八 <sup>三</sup>	八 <sup>元</sup>	八 <sup>〇</sup>
廢止人員	三三	一三	一五	一〇	二六
年末現在	六 <sup>四</sup>	五 <sup>三</sup>	六 <sup>七</sup>	六 <sup>九</sup>	六 <sup>二</sup>
養育費	九、〇八 <sup>円</sup>	一三、五 <sup>四</sup>	一〇、九 <sup>三</sup>	一〇、七 <sup>〇</sup>	九、七 <sup>五</sup>

#### (3) 行路病人及行旅死亡人救護

昭和三年に於ける行路病人の救護人員は五、八五五人にして救護費は五二七、四一五圓であり、五ヶ年を通じて見れば人員に於ては一高一低であるが、經費に於ては遞増を示してゐる。

更に行旅死亡者は昭和三年には三、七五九人で、經費五二、一二六圓である。死亡者は累年僅かではあるが增加してゐる。

行路病人救護累年表 (同上統計報告)

	昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
救護人員	五、八五 <sup>五</sup>	六、八五 <sup>三</sup>	七、四三 <sup>三</sup>	七、二六 <sup>三</sup>	六、三三 <sup>三</sup>
死亡者	二、三九	二、二七	二、三四	二、四三	二、〇八 <sup>三</sup>

年末現在	二、五五	二、四九	二、七〇	二、四三
救護費	五七、四五	四六、六八	五〇、六〇	四六、三二

行旅死亡人取扱累年表 (同上統計報告)

昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
死亡者	三、七五 <sup>人</sup>	三、六八 <sup>人</sup>	三、六〇 <sup>人</sup>	三、五七 <sup>人</sup>
辨償金	三、二六 <sup>円</sup>	三、八九 <sup>円</sup>	三、〇六 <sup>円</sup>	五、七三 <sup>円</sup>

(4) 其他の救助 (同上統計報告)

昭和三年度に於ける以上の他の救助に就て表示すれば左の如し。

事業別	事業数	経費其他	救助人員其他
院内救助	五	八〇、九三	一、七〇
院外救助	一七	三〇、五六	六、三六
老廢保護	六	四二、三〇	二、九二
軍事救護	一	一、四四、〇七	一、四三
軍人遺族後援	二五	六三、二三	二、五五
			四、九七
			七、六九

(5) 軍事救護法の改正

現行軍事救護法は大正六年七月法律第一號を以て制定公布され翌七年一月一日より施行せられたのであつた。法律施行後既に十年を経過し、社會事情の種々なる變遷は被救護者の

範圍及救護の種類を擴充するの必要が認められるに至つた。即ち兵役義務者廢兵待遇審議會は軍事救護法改正の諮問に對して次の答申を爲した。

兵役義務履行に基き生計上に多大の影響を蒙る家族を扶助するため左の施設を行ふ。

第一、軍事救護の擴充 軍事救護法令の改正を行ひ(一)被救護者の範圍を擴張し(二)現金給與額を増額し且一家に對する最高額制限を撤發し(三)救護の種類を増加し(四)醫療救護の手續を簡易ならしめ(五)救護手續は申請方式の外一方的給付方式をも併用することとし(六)尙之が運用に當りては常に生活不能者のみならず兵役義務履行の爲め困窮に陥る家族をも救護し得る如く之を擴充すること

第二、兵役扶助團體の獎勵(以下省略)

次に軍事救護法の改正されたる概要を記せば次の通りである。  
 (1) 被救護者の範圍の擴張 法律改正の第一の要點は被救護者の範圍の擴張である。現行法はその第二條乃至第四條に於て被救護者の範圍を規定し、(一)傷病兵、(二)下士兵卒又は傷病兵の家族、(三)下士兵卒又は傷病兵の遺族の三種を認めてゐるが、從來から本法の傷病兵たるの資格條件が制限的に過ぐるの嫌があつた。即ち本法の傷病兵たるが爲には、(一)陸海軍下士兵卒たりし者たること、(二)戦闘若は公務に因るか又は故意若は重大なる過失に因るに非ずして戦地に於て傷疾を受け又は疾病に罹りたる者たること、(三)其の傷疾疾病の爲兵役を免ぜられたる者たることが必

要とせられたのであるが、此の中第三の資格条件たる兵役を免ぜられたる者、即ち兵役の全部免除者のみを認め一種以上の兵役を免ぜられたる者を包含せざる點が、從來から救護の適正を缺くも、之として改正を要望せられたのである。而して茲に一種以上の兵役を免ぜられたる者と謂ふのは兵役法第二十一條及同施行令第三十八條に於て規定する所であつて、(一)現役、豫備役、後備役を免ぜられ第一國民兵役に編入せられたる者、(二)豫備役、後備役を免ぜられ第一國民兵役に編入せられたる者等を指すのである。

(2) 救護の種類増加 改正の第二の要點は救護の種類として新に助産を認め、現行法の現品給與及現金給與なる種類を廢して之を生活扶助と改めたこと、更に埋葬に關する規定を設けたことである。(イ)現品給與又は現金給與を生活扶助と改めたこと、現行法第六條に掲ぐる現品給與又は現金給與は給與の方法に着眼して爲したる救護の種類であつて、其の實質が衣食住其他の日常の生活資料の給與たることは言を俟たぬ。然るに本條中他の救護の種類たる生業扶助及び醫療は何れも救護の實體に依る區別であつて彼此統一を缺くの憾がある。従つて今回の法律改正の機會を利用して救護の種類に就ては其の實體に基く區別を以て一貫するを適當なりと認め且又、法文の用語は一見意義明瞭なるを可とする趣旨から現行法の現品給與又は現金給與を生活扶助と改むることとしたのである。然し乍ら救護の實質に何等の變更なきことは勿論である。(ロ)救護の種類として新に助産を認めたること、我が邦の現行法制中助産を認めたるものとしては健康保險關係法令(同法第五十條及第五十一條同法施行令第八十一條參照)が

あり、相當の効果を擧げてゐる。又救護に於ても曩に述べたる如く其の第十條に於て救護の種類として助産を認めてゐるに拘らず、軍事救護法が從來之に關する規定を設けて居らなかつたことは本法の缺陷と謂はればならぬ。故に改正法に於ては救護法の均衡を保ち且、實際の必要に應ずる爲、新に助産を認むることとしたのである。茲に助産と云ふのは言ふ迄もなく妊産婦に對する醫療に非ざる補助行爲である。改正法が母性及兒童保護の觀點より助産を救護の種類として認めたことは極めて適當のこと、謂はればならぬ。(ハ)埋葬に關する規定を設けたること、救護を受くる者が死亡した場合に於て其の埋葬を行ふべき遺族が貧山の爲費用を支出し得ざる場合又之等の者が死亡して縁故者の知れざる爲若は遺族あるも幼者なる爲其の埋葬は之を他人が爲すの必要が生ずること、これは救護法の場合と同様である。斯る場合埋葬費用支出の途があるも他人が之を行ふに容易であり、更に又若しそれにしては埋葬を行ふものがない場合には埋葬者を法定して置くことが適當である。然るに從來軍事救護法に於ては埋葬に關する規定を全然缺き、救護の實際に於て種々の不都合を生じたばかりでなく前にも述べた如く救護法は其の第十七條に於て埋葬に關する規定を設けたので、之と權衡を保つ意味からしても改正法は第七條の一に於て救護を受くる者死亡したる場合に於ては勅令の定むる所に依つて埋葬を行ふ者に對し埋葬費を支給する旨の規定を新に設けたのである。

### 第三節 方面委員



(1) 方面委員現況

昭和五年度における方面数は七四で内、公設六八、私設六である。昭和四、五兩年の委員數、取扱件數及經費を示せば左の如し。

	委員數	取扱件數	經費
昭和四年	一八、九三	三、七、九〇 <small>件</small>	四三、三六 <small>円</small>
同五年	三、七〇八	一、三、七、二八	四二、七三

次に方面委員の事業を財政的に援助する方面委員後援會は現在二府十八縣にあつて、合計一四〇何れも私設である。

これが經費一八三、二二二圓にして資産は七七三、三三三圓である。以下本年に於ける主なる活動狀況を摘記しやう。

(2) 方面委員の活動狀況

第二回六大都市包含府縣方面委員代表協議會 五月十五、十六兩日兵庫縣會議事堂に於て兵庫縣の主催の下に、第二回府縣方面委員代表協議會開催。

協議事項——▲救護法第四條に依る委員數の決定並選任に關しては六大都市に限り方面委員經營主體として之を爲さしむる様其の筋に建議すること ▲兒童救護法の制定促進を其の筋に建議すること ▲旅費缺乏者に對し鐵道運賃の減額取扱方を其の筋に建議すること ▲救護法第四條に依る委員名稱は「方面委員」とし且六大都市に於ては其の定數を方面委員數と同一にせられんこと

を其の筋に建議するの件 ▲六大都市に國營結核療養所の設置を其の筋に建議し且つ實行委員を設けて繼續的運動をなすの件 ▲救護法實施に當りて考究すべき事項に關する件 ▲カード階級者に對する住宅供給に關する件 ▲六大都市方面委員聯盟に關する件 ▲漫然都市に職を求むる者に對する適切なる方策如何。

全日本方面委員聯盟結成 救護法實施促進のため過去三年間猛運動を續けた全國方面委員は、全日本方面委員聯盟の結成を必要とし、五月十六日兵庫縣に開催の第二回六大都市包含府縣方面委員代表者協議會に於て規約を可決した。

全日本方面委員聯盟規約(要旨)

第一章 名稱

第一條 本聯盟は全日本方面委員聯盟と稱す

第二章 事務所

第二條 本聯盟の事務所を東京市に置く

第三章 目的及事業

第三條 本聯盟は全國方面委員相互の連絡統制を圖り方面委員精神を高揚し且つその制度の堅實なる發達を期するを以て目的とする

第四條 本聯盟は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一、方面委員の連絡統制及後援
- 二、方面委員事業並に庶民生活に關する調査及研究
- 三、庶民生活の安定又は向上に必要な法規の制定及改廢の促進

- 四、會報其他印刷物の刊行
- 五、其の他理事會の決議に依り必要と認めたる事項

#### 第四章 組織

第五條 本聯盟は正聯盟員及特別聯盟員を以て組織す

一、正聯盟員を分ちて左の二種とす

イ、各方面委員經營主體内の方面委員聯合會にして所屬委員

一人當り年額金五拾錢の分擔金を收むるもの

ロ、前條の聯合會の設なき地方に於ける方面委員にして年額

金五拾錢の會費を收むるもの

二、特別聯盟員 特別の出資其他の方法により本聯盟の事業

を援助するものにつき理事會の議決により會長の推薦せるもの

尙ほ救護法實施促進に對する方面委員の活動に就ては、本篇第

一章の救護事業の項にも挿入してある。

第十三回近畿方面委員聯絡會 滋賀縣主催による第十三回近畿

方面委員聯絡會は、十月十五日大津市公會堂に於て開催。

協議事項——▲特別救護法制就中結核豫防法に依る施設の擴充

を關係當局へ要望するの件 ▲救護法に依る被救護者の扶養義務

者が本聯絡會内の他の府縣に居住する時其の調査に付最も簡便な

る聯絡方法如何 ▲救護法に依る給與と一般特志家の寄贈金品及

他の救助金の施與との調節關係につき意見承り度し ▲歳末に際

し貧困者救濟の爲實施又は計畫せられつゝある事項あらば承りた

し ▲方面委員事業資金造成に關し狀況承り度し ▲カード階級

者に對する最も簡易適切なる防貧施設の成績に就て承り度し ▲

全日本方面委員聯盟へ加入に關し本聯絡會各府縣委員の御意向承

り度し ▲救護法實施準備のため聯絡府縣内の方面委員に於て此  
の際一齊に要救護者の戸籍整理を施行しては如何

#### 第四節 其他救護運動

「全國救護事業協議會」が七月十八、九兩日社會局に於て開催、  
次の事項について審議の上決議がなされた。

(A)協議事項

▼救護事業の發達促進に關する件

一、國家公共團體に於てなすべき事 (イ)救護に關する法制の整

備 (ロ)救護施設に對する國庫補助金の支出 (ハ)國營結核並に

精神療養所及診療機關の設置 (ニ)健康保健の適用範圍の擴張

(ホ)簡易保險に依る診療機關の普及 (ヘ)府縣立結核療養所並に

精神病院の設置 (ト)市町村立病院の擴充 (チ)町村醫又は公設

産婆の設置 (リ)町村組合病院の設置或は組合の巡回診療所、巡

回産婆の組織 (ヌ)健康相談所の設置 (ル)早期診察並に療養施

設の設置 (テ)病後休養設備の設置。

二、救護設備の擴充整備 (イ)公益法人による施設病院の擴充(經

費診療を含む) (ロ)公益法人による實費診療施設の擴充 (ハ)日

本赤十字社本部或は濟生會委囑による府縣の巡回診療班、巡回看

護班、巡回産婆の普及 (ニ)産業組合による醫療施設の設置(ホ)

共濟組合による醫療施設の普及 (ヘ)細民地區に於ける診療施設

巡回診療班、巡回看護婦の設置 (ト)無料又は實費の産院、巡回

産婆の設置

三、救護施設内部の充實改善策 (イ)救護事業従事者の社會事業

精神を涵養すること (ロ) 練達なる醫師産婆を得ること (ハ) 救療施設に病院社會部を設置すること (ニ) 病院社會事業相互の連絡を圖ること (ホ) 病院社會事業とケース・ワーカーとの連絡協調を圖ること (ヘ) 夜間診療制度の實施 (ト) 早期診療の實を擧ぐる方策を考究する事 (チ) 豫後休養設備の設置 (リ) 健康相談所の設置

▼ 身體並精神缺陷者救濟事業發達促進に関する件

一、(イ) 身體缺陷者に公費を以て教育(職業教育を含む)を授くる事 (ロ) 身體缺陷者の保護施設を擴充する事 (ハ) 身體缺陷者の院外保護事業を設置すること  
二、(イ) 精神缺陷者に公費を以て職業的教養をなすこと (ロ) 精神缺陷者の收容施設を擴充すること (ハ) 院外保護事業を興すこと

▼ 老齡者並廢疾者救護施設の擴充發展に関する件

一、老齡者保護施設の充實發展を圖ること (イ) 設備を整へること (ロ) 收容者の慰安方法を講ずること (ハ) 労働能力あるものに課する作業(これに對する報償)のこと (ニ) 醫療機關を設けること (ホ) 醫療設備なき場合他の醫療機關との連絡を圖ること (ヘ) 救護員との連絡を圖ること (ト) 老齡者保護事業施設間の連絡を圖る事 (チ) 被救護者の種類別收容の方法を定めること (リ) 成るべく小分舎制を定めること  
二、老齡者を院外に於て保護する團體を設置すること  
三、一時的救助の方法を講ずること

▼ 院外救護事業發達促進に関する件

一、調査を正確にすること  
二、ケース・ワーカーを設置すること  
三、ケース・ワーカーの設置なき時は既設の救護委員と連絡を圖ること  
四、既設の院外保護團體の向上を圖ること

(B) 決議事項

▲ 救護法實施に對する準備 明年一月より實施せらるべき救護法は、我邦に於ける劃期的の社會法則にして、之が運用の如何は國家並に地方經濟、又は國民思想上に重大なる影響を及ぼすべきものなるが故に、之が實施に當りては、萬全の策を講ぜらるゝと共に、左記の各項に關しては特に適當なる方法により之が徹底を期せられんことを望む。

一、防護法實施準備の爲府縣及市町村當局者、方面委員、救護事業經營者等の協議會を各地に於てなるべく速に開催すること共に地方廳に於ては醫師會、産婆會等と醫療助産に關し速に協定を送ぐる等、本法の實施運用に關し實際的研究協議を遂げしめられたきこと。

一、救護法の實施に關し各救護施設及關係方面との連絡を密にし法の運用を円滑にすること。

一、要救護者の異動及實狀に就いては救護法實施前充分なる調査と検査を遂げ、實施に當り萬遺漏なきを期すこと。

一、救護事務執行の爲市町村になるべく、専任係員を設置せられべきこと。

一、救護事務につき市町村長の補助機關たるべき委員の選任に就いては情實にさらはれず、眞に社會事業に理解ある適格者を厳選せられたきこと。

一、救護法實施に關する道府縣令の準則を速に指示せられ各地方に於ける實施準備をなるべく迅速に取計はれたきこと。

一、現在の方面委員制度に關しては、全國的に或る程度の統制を加へ相互の連絡を全ふすると共に、未だ本制度の實施なき地方に於てはなるべく速に之が實施を期せられたきこと。

一、救護法の實施に當りては豫め、救護施設に關する調査を遂げ各地方の實情に應じ、既存の施設にして必要なるものは、之を助成利用すると共に適當なる施設なき場合は新に之を設置する等相互の關係を充分に考慮し、以て之が健全なる發達を遂げしむること。

尙既設並に新設の救護施設に關しては、法の定むる所による財政的援助を與へられたきこと。

一、地方に於ては新に救護施設を設置する場合、之が規範となるべき資料を缺くため、困難を感ずること尠からず依て中央社會事業協會其他に於て、之が標準となるべき各種の資料を作製配布せられたきこと。

▲救護事業發達促進に關する件 醫療の社會化、普及は現下に於ける一般民衆の要望熱烈なるものに拘らず、未だ其の普及の充分ならざるは甚だ遺憾とする所なるを以て、左記要項を參照し政府は自ら救護に關する諸施設の整備擴充等を行ふと共に、公共團體、公益法人、醫師會及特志者等を獎勵助成して、各地方の實狀によ

り適當なる醫療保護施設の完成を期せられたし右全國救護事業會議の決議により建議に及び候也

#### 要 項

一、國家公共團體に於てなすべきこと イ、救護に關する法制の整備 ロ、救護施設に對する國家補助金の支出 ハ、國營結核療養所並に精神病院及診療機關の設置 ニ、健康保險の適用範圍の擴張 ホ、簡易保險による診療機關の普及 ヘ、府縣立結核療養所並に精神病院及診療機關の設置 ト、市町村立病院の擴充 チ、町村醫及公設産婆の設置普及 リ、町村組合病院の設置或は組合の巡回診療班、巡回産婆の組織 ヌ、健康相談所の設置 ル、早期診察所並早期療養施設の設置 ヲ、病後休養設備の設置 ヱ、公費診察券制度の設立並普及

二、救護施設の擴充整備 イ、公益法人に依る施療病院の擴充（經費診療を含む） ロ、公益法人に依る實費診療施設の擴充 ハ、日本赤十字社支部或は濟生會委囑に依る府縣の巡回診療班巡回看護婦班巡回産婆の普及 ニ、産業組合に依る醫療施設の設置 ホ、共済組合による醫療施設の普及 ヘ、細民地區に於ける診療施設巡回診療班、巡回看護婦の設置

三、救護施設内部の充實改善策 イ、救護事業従事者の社會事業精神を涵養すること ロ、練達なる醫師産婆を得ること ハ、救護施設に病院社會部を設置すること ニ、病院社會事業相互の連絡を圖ること ホ、病院社會事業とケース、ワーカーとの連絡協調を圖ること ヘ、夜間診療制度の實施 ト、早期診療の實を擧ぐる方策を考究すること チ、病後休養設備の設置 リ、健康相談

所の設置 ヌ、結核其他傳染病疾患に關する豫防知識の普及

▲老齡者並に癡失者救護施設の擴充發展に關する件

(一)老齡者保護施設の充實發展を圖ること イ、救護法の實施に備ふるため老癡者保護施設の設備を整ふること。ロ、保護施設には必ず醫療機關を設備し、尙其の設備の施されざる場合は、他の醫療機關との連絡を圖ること。ハ、可成小分會制をこるること。ニ、保護施設の收容者慰安方法は精神的方面に重きを置き、尙本人の趣味能力等に鑑み適度の作業を課すること。ホ、保護施設の長又は主任者を救護法による救護委員に加へ保護施設との連絡を圖ること。ヘ、老齡者保護施設問題相互の連絡機關を組織し之を助成すること。註、本件に關しては全國養老事業協會の組織を見るに到りたるを以て、之が發達を助成するため相當の補助金を交付せられんことを望む。ト、被救護者の健康並に性行等を診査し種類別收容の方法を講ずること。チ、老癡者保護施設の多き地方に之が設置を獎勵すること。

二、急迫を要する場合其他特別の事由ある場合は假收容を行ひ一時的救護の方法を講ずること。但し此の場合に於ては補助金を交付せられること。三、救護施設に於て現に收容中のものにして救護法上の被救護者に對しては、法律實施と同時に同法に依る被救護者と看做すこと。

▲身體並に精神缺陷者救護事業發達促進に關する件

イ、身體缺陷者に公費を以て普通教育及職業教育を授くること。  
ロ、身體缺陷者の保護施設を擴充すること。ハ、身體缺陷者の院外保護事業を設置すること

二、イ、精神缺陷者に公費を以て治療教育及職業教育を授くること  
ロ、精神缺陷者の保護施設を擴充すること。ハ、精神缺陷者の院外保護事業を設置すること。

三、身體並に精神缺陷者の鑑別機關を設置すること。

右に關し適當なる措置は中央社會事業協會に一任すること。

▲院外救護事業の發達促進に關する件 院外救護は從來市町村、方面委員、院外救護團體等に依つて若干行はるるに過ぎざるが、救護法實施の曉には窮民救護の過半を占むに至るべく、而も其の施行監督の宜しきを得ざれば弊害生じ易し、依て院外救護事業の組織、方法等に關し豫め充分の攻究を遂げ、其の健全なる發達促進を期すべく最も緊切なる要綱左の如し。

一、要救護者中何れを居宅救護とし、何れを院内救護と爲すべきかを決定するには、周到なる調査審議を要するを以て、市町村長救護をなすに先立ち救護事務係員及方面委員の協議を行ひ、一々適當に救護の方法及程度を決定するを要す。

二、院外救護は被救護者散在するを以て監督容易ならず、往々自恣放縱に流れ惰民養成の弊に陥り易きを以て、被救護者の指導誘掖に多大の努力を要す。從來方面委員は要救護者の調査の外、其の指導に従事し來りたるも救護法實施後は又調査並に意見の具申に止まらず、被救護者に對する給與金品の交付と指導監督に充分の力を注ぎ、尙被救護者數多き都市に於ては方面委員の補助として専任の訪問員を設置すべく、此等のケース・ワーカー中には婦人を採用するを適當とす。

三、救護法實施後に於ても同法に該當せざる貧窮者の救護に就て

は、方面委員制度の任意的活動に俟つべきもの極めて多きを以て、方面助成會の充實を圖り、委員の任意的院外救助の普及徹底を期するを要す。

四、從來存在する院外救護事業に對しては、中央及地方の獎勵助成を充分にして、此等事業を發達充實せしめ、救護方法を改善して方面委員の活動と相俟ち充分院外救護の實績を擧ぐるを要す。

## 第二章 失業者保護事業

### 第一節 一般施設

大正十四年以來財界の不況につれて失業者簇出したので政府は之が救済のため同年冬期に失業者最も多き六大都市關係地方公共團體をして主として、日傭勞働者の救済を目的とする公營事業を振興せしめ其の財源を地方債に求むるものに對しては從來通り、地方債許可方針の例外を認め、特に之を許可し又勞働賃銀に對しては國庫より其二分の一以内を補助し専ら失業の緩和に努めた。併し依然として失業者は漸増の状態であるので、政府は右と同様の計畫を以て毎年度冬期に於て六大都市關係地方公共團體をして失業勞働者救済事業を施行せしめ、昭和二年は新に預金部低利資金融通の途を拓いて助成に努めた。昭和四年度に於ては社會政策審議會の答申に基き、其施行を必要とする場合には必ずしも冬季に限定せず、又六大都市關係地方公共團體のみならず失業者多き地方に對

しても其施行を認め事業の對象は日傭勞働者のみならず廣く一般勞働者の救済を圖る等その範圍を擴張し、勞働賃銀のみならず勞働手帳作製費に對しても其二分の一を補助することになった。又一般勞働者のみならず知識階級の失業者所謂小額給料生活者にして失職困窮せる者に對する授職施設を六大都市關係地方公共團體に限り認め、官廳の依託に係る事務に對しては就業手當の全額、公共團體の事務に就ては就業手當の二分の一、就業手當以外の經常諸費及勞働手帳作製費に對しては各其二分の一を國庫より補助することになった。更に昭和五年度に於ては、失業救済事業の施行地域を擴張して單に六大都市に止めず、失業者特に多き地方に於ては起債し得るに至り、事業施設時期が冬期に限らないことになり、且つ救済事業の對象を擴大する等であつた。

これらの失業救済の直接の衝に當るものは職業紹介所である。職業紹介事業は年々取扱件數を増加してゐるが、尙ほ改善整備を要請するものが多々あるであらう。就中、失業問題の重要な一般的對策として失業保險の制定なきが如きは根本的缺陷とすべきである。併しながら失業保險の設定の問題が全く無視されてゐるのではなく、一般的にはないが、次項に示す如く大阪市に於て新に失業保險が制定されるに至つたことは、問題の機運を促進する上に於て注目し値するであらう。

職業紹介所経営主體數

職業紹介法による公益職業紹介所は昭和五年十二月末に於て三〇四（内、公立二六五、私立三九）であつたが、同六年十二月末に於ては四二一（内、公立三七二、私立四九）となり一七（内、公立一〇七、私立一〇）の増加を示してゐる。

取扱成績（昭和六年十二月末）

(1) 一般職業取扱數は求人數一、一三四、九五一、求職者數一、三六六、一六一、紹介件數八〇五、一五〇、就職者數四八一、二九三である。これを前年末に比較すれば求人數に於て二三〇、二二一を、求職者に於て一九八、〇四七を、紹介件數に於て一八四、三六二を、就職者數一四五、〇九六を各増加してゐる。更に求人員に對する就職者數を昭和六年に於ては一二〇、前年は一二九、求職者に對する就職者數は本年に於ては三五、前年は二九であつて本年に於ては前者に於て九、後者に於て六を各々増加してゐる。

(2) 日傭労働者職業紹介數は求人數一一、八六一、六五〇、求職者數一四、一九六、六九一、紹介件數一一、七四八、一一八であり、求人に對する求職者數は一二〇%、求職者に對する紹介件數は八三である。之を前年と比較すれば求人數に於て六、七三三、三〇五を、求職者に於て八、〇二二、七一八を、紹介に於て六、六二六、〇〇八を各増加してゐる。

(3) 俸給生活者職業紹介數は求人數一一、一五四、求職者三八、五四四、紹介件數一六、一四三、就職者數八、六六九である。尙ほ求人に對する求職者數は三八九・四%、求職者に對する就職

者數は二二・五%を示してゐる。

次に月別に就て見れば、一般職業紹介にあつては求人數十一月、三月、十月が最も多く、求職者は三月、十一月、四月が最も多く、紹介數では三月、十二月、十一月が高位を占めてゐる。之に對して日傭労働者に於ては求人、求職、紹介共に十二月が最も多數を示してゐる。最後に俸給生活者にあつては紹介件數のみが八月に最も多く、他は求人、求職、就職共に十一月が斷然多數を占めてゐる。

尙ほ職業別紹介に於て求人、求職の最も多いのは工鑛業であり、商業、戸内使用人、土木建築の順で農林業は最低に位してゐる。以上詳細には「第四部職業紹介統計」参照。

次に職業紹介所の紹介者を以て組織する共済組合の成績を擧ぐれば左の如し。

▲東京市勞務者共濟會成績（年度末現在）

	昭和五年		昭和六年	
第一種	第一種	第二種	第一種	第二種
會員數	一〇、四七五	三、九六八	一〇、六四四	六、七二〇
普通會費	三、四四四	四、六二一	一八、九三三	四、七六六
延人員	一八七、三〇六	六九、四四六	一、二〇六、三三八	九七五、九三六

備考 第一種會員は日傭労働者、第二種會員は一般就職者を示す。因に、昭和五年度の失業手当給付は四四、九七八圓で同五年のそれは一三二、八三九圓である。

▲大阪市労働共済會成績 (同上)

	昭和五年	同六年
加入者數	九三、二七五	一、〇三六、八四七
掛金收入	二四、三〇・三 <sup>円</sup>	三、四九二・三三
共済金支給	二、九〇五・三 <sup>円</sup>	四、六六六・四三
傷害	六、五三五	七、四四七
健康信用	七、五二〇〇	八、六二五〇
傷害	一、〇三六、八四七	七、四四七
健康信用	七、四四七	八、六二五〇

備考 健康信用共済は毎年二回の慰安會を催すことを例とし、六年度の費用は約二、六〇〇圓である。

第二節 政府の施設

昭和六年度の失業救済計畫は同五年度分からの繰越しを加へて一億二千四百萬圓である。六年度計畫における特色は政府が國營で國道改修事業をなしたること、及び國庫補助を與へて府縣道の改修を行はしめたことである。之を本來の失業救済計畫八三、六二七千圓に比すれば、遙に増額を示してゐる。

(一) 失業救済國道改良工事

道	事業費豫算	支出濟額	勞力費豫算	支出濟額	使用労働者定	實際使用數	同上割合	一日平均使用數
北海道	九三 <sup>千円</sup>	九六 <sup>千円</sup>	六九 <sup>千円</sup>	五三 <sup>千円</sup>	三六 <sup>千人</sup>	四四 <sup>千人</sup>	%	一、四五 <sup>人</sup>
東京	四、四二〇	四、二四三	一、四九六	一、四四六	一、二九	一、三〇		三、六一
横濱	八三	八三	三〇	三六	三	三		六三

る。即ち八三、六二七千圓の中には五年度の繰越し事業三〇、八九〇千圓を含むので、之を除いて六年度新計畫を見るなら五一、七三〇千圓である。

六年度の救済計畫の總費用は前述の如く一二四、六三七千圓、計畫によれば勞賃として支出さるる額は三九、八九九千圓、二七、六四四千人(延工數)を使用することになつてゐる。總工費に對する勞力費の比率は三割二分で、三分の二は直接資本家の手に落ちることになる。その三割二分も全部が失業労働者の手に入るのではなく、請負業者、工事監督が中間に介在する事は見逃されないであらう。それは兎も角、勞力費豫算を使用延日數で除すれば一日平均賃銀は、一人當り一圓四十四錢である。更に失業者一人が一ヶ月二十日、年二百四十日の就勞機會をもつと假定(月收二八圓八〇錢に當る)するならば、豫定通り工事が進行することして一一五千人を救済し得るに過ぎない。政府の失業者推定數(三十六萬——四十五萬)が要救済者數を意味するとすれば計畫の過小といふことは否み得ないであらう。



仙臺	一、二八二	六〇七	五五六	五二	七〇三	—	二、〇〇〇
新潟	一、〇八七	一、〇五五	三三〇	三〇九	三五六	—	一、〇三三
大阪	四、四〇〇	四、〇〇五	一、五三三	一、三三三	一、三三三	—	三、五七三
名古屋	一、八〇〇	一、七三三	六八三	七三三	七三三	—	二、一五六
神戸	一、九一	一、六	三三	三三	三三	—	四六
下關	三、三三三	三、三三三	九四二	八五〇	一、〇〇〇	—	二、九三三
合計	一七、四元	一六、二五五	六、四八五	五、七九	六、二〇三	一〇七	二七、三三七

(二) 失業救済府縣道改良工事(國庫補助ある分)

合計	三、五八一	三、八三〇	九、七三四	五、五九六	七、八九七	六、六三三	四	—
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	---

(三) 失業救済事業

一般労働者失救	七、〇〇四	三、二〇六	三〇、六九	一一、〇〇一	一一、九七〇	七、一三四	五九	三〇、五〇七
冬季應急救済	五、二六五	三、五七四	一、八六三	一、三三八	一、二〇七	八三三	七〇	七、八七七
給料生活者授職	一、三三三	一、二三四	一、二〇六	一、二六四	七九〇	八三三	一〇三	二、八〇七
合計	八、三六七	五、九五四	三三、六六八	一三、四九四	一三、九六八	八、七九	六三	四二、一九二

(四) 六年度失救事業合計

總計	二四、六三三	五、〇元	三、八九九	三、五五五	二七、四四	三、六三三	六	—
----	--------	------	-------	-------	-------	-------	---	---

六年度失救計畫中、前掲表の如く國道改良の方は豫定通り進行したが、府縣道工事は半途であり、失救となれば漸く四割(總工費に對する支出済み額より見て)である。官廳の計畫は往々にして實施が遅れがちであるが、今この豫定の如く進行しない理由として、起債認可が遅れるため等々を挙げてゐるが、計畫の杜撰な

るものも多いと云はれてゐる。六年度の失救工事で實際どれだけ職を得たかは延工數にして二一、六三七千人である。工事の時期が區々であるため一年を通じて一日何人かは計算出来ないが、年二百四十日を一人分として九萬人となり。如何に失救が過少であるかを知ることができやう。

第三節 地方公共團體施設

各府縣に於ける失救の主なる施設として昭和六年度に實施されたるものは、府縣道改良工事の起工である。この府縣道改良工事に使用され、若くはさるべき豫定の日傭労働紹介の状態を示せば左の如し。

昭和六年度失業救済事業計畫

府縣	事業費豫算	勞力費豫算	労働者使用	
			延人員	一日平均使用人員
大阪府	六、四九五、七四 <sup>円</sup>	一、六八、六一 <sup>円</sup>	八三、六八 <sup>人</sup>	二、四六 <sup>人</sup>
大阪市	一七、四九、八五〇	三、六五、〇七 <sup>円</sup>	一、七二、八三 <sup>人</sup>	四、八四 <sup>人</sup>
京都府	三〇〇、一四〇	一五、九六 <sup>円</sup>	二八、六三 <sup>人</sup>	七三 <sup>人</sup>
兵庫縣	一、〇七〇、〇〇〇	三九、五〇〇	三九、九七 <sup>人</sup>	一、三三 <sup>人</sup>
滋賀縣	三三〇、〇六 <sup>円</sup>	一四、九五 <sup>円</sup>	二〇、八〇 <sup>人</sup>	二五 <sup>人</sup>
奈良縣	二九七、〇〇〇	二六、四九 <sup>円</sup>	三三、四七 <sup>人</sup>	六九 <sup>人</sup>
和歌山縣	五〇、〇六 <sup>円</sup>	二四、四四 <sup>円</sup>	二四、八四 <sup>人</sup>	一、六三 <sup>人</sup>
徳島縣	五八三、八三	二四、三五 <sup>円</sup>	二四、七六 <sup>人</sup>	八七 <sup>人</sup>
高知縣	五五〇、〇〇〇	三三、〇三 <sup>円</sup>	三三、三〇 <sup>人</sup>	八三 <sup>人</sup>
計	二七、四三七、八七 <sup>円</sup>	六、六八、五二〇	三、八四八、九三 <sup>人</sup>	三、九〇〇 <sup>人</sup>

以上は大阪地方職業紹介事務局の調査に基くもので、一人當り勞力費豫算は平均一圓六十三錢を示してゐる。尙ほ餘他の府縣のものに纏つて發表されてゐないので次表の地方歳出土木事業費を通じて大略を窺ふことができやう。

(1) 地方歳出中土木費 (單位百萬圓)

昭和年度	府縣 町村 市			合計
	府縣	町村	市	
昭和二年度	二六・七	四・五	一三・一	元二・四
同 三年度	二三・〇	四・五	二六・九	三〇三・五
同 四年度	二六・三	四・九	七・五	二四三・八
同 五年度	八四・〇	三・二	五・八	一六八・一
同 六年度	一〇三・八	三〇・〇	四・九	一七五・八

(2) 地方債現在高 (單位百萬圓)

昭和年度	府縣	町村	市	合計
昭和二年三月	三元	一三	一、〇七	一、四七
同 三年三月	七九	一七	一、二八	一、八〇
同 四年三月	四五	三三	一、三二	二、〇八
同 五年三月	四三	三五	一、四六	二、二九
同 六年三月	五三	三六	一、五〇	二、三三
同 二年との比	二五	二五	五三	八五

(1)表中の土木費は失救と普通の土木費とが含つてゐるのであるが、これを材料によつて區分し得られないことは遺憾である。しかし府縣、市、町村の何れの場合も土木費は著しく削減せられてゐることは注目すべきであらう。(2)地方債は昭和二年との比較に於て八五三百圓の激増を示し、内五二三百萬圓が市債であることも注意を惹く。

#### 第四節 其他保護事業

大阪市に於ては大阪市職業紹介事業後援會が主體となつて新に失業保險制試案を發表した。これは日傭労働者を除く一般労働者を對象とする失業保險を實施せんとする企畫の下に起草されたもので、昭和七年一月から實施することになつてゐる。案の内容が失業保險としては不充分の點が多々あるとは云へ、我國の現在に於ては日傭労働者に對する共濟組合以外に未だ失業保險の制定がないので、他に率先して失業保險を制定されたことは特筆に値するであらう。以下規程を収録する。

#### 第一章 總 則

第一條 本會ハ本規定ノ定ムル所ニ依リ失業保險事業ヲ行フ

第二條 本失業保險ニ於テハ被保險者ヨリ保險料ヲ徵收シ其ノ失業ノ場合ニ於テ以下ノ規定ニ依リ失業ノ繼續中ニ對シ保險給付トシテ失業手當金ノ支拂ヲナスモノトス

第三條 本規程ニ於テ失業ト稱スルハ大阪市立職業紹介所ノ紹介ニヨリ就職後自己ノ意志ニ因ラスシテ職業ヲ失ヒタル者カ労働ノ意志及能力ヲ有スルニ拘ラス適當ノ業務ニ就クコトヲ得サルヲ謂フ

前項失業要件中労働ノ意志及ヒ能力ノ有無ニ付テハ本人カ大阪  
市立職業紹介所へ求職シ其ノ登録ヲ受ケタルヤ否ヤニ依リテ本

#### 第四部第二篇 社會事業施設

會之ヲ認定ス

第四條 傷病、妊娠、出産其ノ他止ムテ得サル事故ニ因リ職業ヲ失ヒタルモノカ前失業要件中労働能力ノミ缺クルモノニ付テハ之ヲ失業ニ準ス

第五條 被保險者保險給付ニ關シ異動若ハ支拂ヲ受クヘキ事由發生シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨本會ニ申出ツヘシ

第六條 失業保險ニ關スル事務ハ大阪市立職業紹介所（日傭労働紹介ノ箇所ヲ除ク）内本會出張所ニ於テ之ヲ取扱フ

#### 第二章 被保險者

第七條 大阪市立職業紹介所ノ紹介ニ依リ大阪市内ニ就職シ勤續六ヶ月以上ノ者ハ被保險者タルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一、日傭労働者

二、臨時又ハ豫メ期間ヲ定メ使用セラル、者

三、年齢滿二十歳未滿及滿五十歳以上ノ者

四、書生、女中、小守其ノ他之ニ類スル家事ニ使用セラル、者

五、見習、徒弟其ノ他ニシテ雇傭主ニ扶養セラレ賃銀又ハ給料ノ支拂ヲ受ケサル者

六、其ノ他本會ニ於テ不適當ト認ムル者

第八條 被保險者タラムトスル者ハ別ニ定ムル申込書ニ依リ其ノ旨本會ニ申込ミ承認ヲ受クヘシ

第九條 被保險者タルノ資格ハ前條ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル後保險料ヲ納付シタル時ヨリ之ヲ取得シ左ノ各號ノ一ニ該當

スルトキハ其ノ翌日ヨリ之ヲ喪失ス但シ第五號該當ノ場合ニ限リ其ノ當日ヨリトス

一、保険料ヲ滞納シタルトキ

二、年齢滿五十五歳ニ達シタルトキ

三、勤務場所カ大阪市外ニ轉シタルトキ

四、死亡シタルトキ

五、詐欺其ノ他不正行爲ニ依リ保険給付ヲ受ケ若ハ受ケムトスル時

第十條 失業セル被保險者保險給付ヲ受ケス又ハ受ケ終ラスシ

テ再ヒ第七條ノ就職ヲ爲スニ至リタルトキハ同條ノ規定ニ依ル六ヶ月以上ノ勤續ナシト雖モ保險料ヲ納付シ被保險者タルノ資格ヲ取得スルコトヲ得

第十一條 第九條第一號ノ規定ニ依リ被保險者タルノ資格ヲ喪失

シタル者保險料滞納ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ滞納保險料ヲ一時ニ納付シタルトキハ滞納前ニ遡リ繼續シテ其ノ資格ヲ取得ス但シ現ニ失業セル者及解雇ノ豫告ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 繼續シテ十年以上被保險者トシテ十年ニ相當スル保險

料ヲ納付シタル者ハ任意其ノ資格ヲ脱スルコトヲ得

第十三條 被保險者ニ對シテハ其ノ資格ヲ取得シタルトキハ附録様式ノ失業保險票ヲ交付ス

第十四條 被保險者本會ニ對シ保險料ノ納付、保險給付ノ請求其ノ他第五條ノ規定ニ依ル申出ヲナサムトスルトキハ其ノ都度失業保險票ヲ提示スルコトヲ要ス

第十五條 本會ハ何人ニ拘ラス失業保險票ヲ提示シタル者ヲ以テ

被保險者ト看做シ必要ナル事項ヲ執行ス之カ爲メ當該被保險者ニ損害ヲ生スルコトアルモ本會ハ其ノ責ニ任セス

第十六條 失業保險票ヲ滅失又ハ亡失シタル者ニ對シテハ事實證明アル場合ノ他其ノ被保險者タルヲ認メサルコトアルヘシ

第十七條 被保險者其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ遲滞ナク失業保險票ヲ返還スヘシ

第三條 保險料

第十八條 保險料ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一種 一箇月ニ付 金五拾錢

第二種 同 金七拾錢

第三種 同 金壹圓

前項ノ保險料ハ被保險者其ノ一ヲ選擇スルモノトス中途變更セントスル場合又同シ

第十九條 被保險者ハ就職中毎月末日限り其ノ翌月分ノ保險料ヲ本會ニ前納スルコトヲ要ス但シ數箇月分ヲ豫納スルコトヲ妨ケス

第二十條 被保險者左ノ各號ノ一ニ該當シ其ノ期間報酬ノ支拂ヲ

受ケサルトキハ翌月分ノ保險料ハ之ヲ納付セサルコトヲ得

一、事業ノ一時中止等ニ因リ業務ニ從事スルヲ得サルトキ

二、傷病、妊娠、出産其ノ他止ムヲ得サル事故ニ依リ勞務ニ服

スルヲ得サルトキ

三、法令ノ規定ニ依リ病院療養所其ノ他一定ノ箇所ニ收容セラレタルトキ

四、陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

第二十一條 事業主ハ其ノ使用セル被保險者ノ爲ス保險料ヲ納付スルコトヲ得

前項保險料ニハ前條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 收入保險料ニ對シテハ特ニ領收證ヲ發行セス其ノ提示ニ係ル失業保險票ヘノ記入ヲ以テ之ニ代フ

第二十三條 收入保險料ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ノ外之ヲ返還セス

一、第九條第二號乃至第四號ノ一ニ依リ被保險者タルノ資格喪失ノ者ニ係ル豫納ノ未經過保險料

二、第九條第二號乃至第四號ノ一ニ依リ被保險者タルノ資格喪失ノ者ニ係ル一年以上納付セル保險料全額

三、第十二條ノ規定ニ依リ任意被保險者タルノ資格ヲ脱シタル者ニ係ル納付保險料全額

第二十四條 被保險者死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ返還スヘキ保險料ハ之ヲ遺族ニ支拂フモノトス

工場法施行令第十條乃至第十二條ノ規定ハ前項遺族及其ノ順位ニ之ヲ適用ス

第二十五條 前條遺族ナキ場合ニ於テハ死亡者ノ葬儀執行者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ葬祭料トシテ其ノ實費ヲ支給ス

#### 第四章 保險給付

第二十六條 被保險者ニ對スル失業手當金ハ第十八條所定ノ保險料ノ種別ニ從ヒ左記ニ依リ之ヲ支拂フモノトス

第一種 一日ニ付 金五拾錢

第二種 一日ニ付 金七拾錢

第三種 一日ニ付金壹圓

被保險者ノ爲メ事業主ノ納付セル保險料ニ對スル給付亦前項ニ同シ

第二十七條 保險料ニ異動中斷又ハ事業主ノ納付アルモノニ付テハ左ノ各號ニ依リ其ノ給付日額ヲ算定ス

一、第十八條第二項後段又ハ第二十一條第一項ニ依ル保險料ニ異動アル場合ハ各種給付日額ニ其ノ保險料納付月數ヲ乘シタル合計ヲ納付月數ノ合計ヲ以テ除シタル平均額第二十條ニ依リ保險料ノ納付ニ中斷アルモノ亦同シ

二、第二十一條第一項ニ依リ事業主カ保險料ヲ納付セル場合ハ事業主並ニ被保險者ノ各給付日額ノ平均額前項各號ニ依リ算出シタル金額ニ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切り捨ツ

第二十八條 保險料ノ納付一年未滿ノ被保險者ニ對シテハ失業手當金ハ之ヲ支拂ハス一年以上ノ納付者ニ對スル給付日數ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、一年以上二年未滿ノモノ 二十五日

二、二年以上三年未滿ノモノ 四十日

三、三年以上ハ一年ヲ加フル毎ニ二十日ヲ増シ二百日ヲ以テ止ム

前項保險料納付年數ノ計算ハ十二ヶ月ノ納付ヲ以テ之ヲ一年トシ第十九條但書ニ依ル豫納ハ之ヲ算入セス

第二十九條 第二十一條ニ依ル事業主ノ納付ニ對スル給付日數モ亦前條ニ依リ之ヲ算定ス

被保険者ニ對スル日數ハ前項ノ日數ヲ加算シタルモノトス

第三十條 第四條ニ依ル失業ニ準スル者ニ對シテハ失業手當金ノ三分ノ二ニ相當スル額ヲ支給ス但シ其ノ支給額力収入保険料ノ額ニ滿タサルトキハ収入保険料相當額ヲ支給ス

第三十一條 保險給付ヲ受ケ又ハ受ケヘキ者其ノ全部ヲ受ケ終ラスシテ職業ヲ得サル爲メ歸郷又ハ就職ノタメ市外ニ轉住セムトスル場合ニハ失業手當金ニ代ヘ其ノ未拂額ノ範圍内ニ於テ旅費ヲ支拂フコトアルヘシ

第三十二條 失業手當金ハ第三條第二項ノ規定ニヨリ失業認定ノ日ヨリ起算シ五日目毎ニ之ヲ後拂ス此支拂ヲ受ケントスル者ハ五日目毎ニ市立職業紹介所ニ求職スルコトヲ要ス  
前項外ノ支給金ハ其ノ金額ヲ取纏メ事由發生ノ日ヨリ一箇月以内ニ之ヲ支給ス

第三十三條 保險給付ノ請求ヲ受ケタル場合必要ト認ムルトキハ請求者ニ對シ請求ノ原因タル事實ヲ確認スヘキ證憑書類ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ

第三十四條 保險給付ヲ受ケヘキ者正當ノ事由ナクシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當該給付ハ之ヲ爲サス

- 一、被保険者第五條ノ規定ニヨリ申出テ一ヶ月以上怠リタルトキ
- 二、被保険者第三十二條第一項後段ノ規定ニ依ル求職ヲ爲ササルトキ
- 三、職業紹介所ノ紹介又ハ就職ヲ拒否シタルトキ
- 四、被保険者自ラ其ノ職業ヲ失ヒタルトキ

- 五、被保険者不正行爲ニ因リ其ノ職業ヲ失ヒタルトキ
- 六、被保険者ニ非スシテ保險給付ヲ受ケヘキ者第三十二條第二項ノ期間ヲ經過シテ其ノ給付ヲ請求シタルトキ
- 七、保險給付ヲ受ケヘキ者前條ノ規定ニ依ル求メニ應セサルトキ

第三十五條 保險給付其ノ他ニ關シ異議アル者ハ其ノ事由發生後遲滞ナク理由ヲ附シ本會ニ申立ツルコトヲ得

#### 附 則

本規程ハ昭和年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

本規程ハ其ノ施行中經濟狀態ノ變遷其ノ他ニ因リ必要ト認メタル場合ニ於テ其ノ施行ヲ一時停止スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニヨリ本規程ノ施行ヲ一時停止ノ際現ニ被保險者タル者ニ對シテハ収入保険料ヲ返還シ現ニ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケヘキ者ニ對シテハ支拂ヲ停止スルコトナシ、本規程ニ依ル求人求職ノ申込ノ受理登録及紹介ニ關スル事項ニ關シテハ大阪市立職業紹介所職業紹介規程ニヨル

### 第三章 經濟的保護事業

簡易にして低廉なる衣食住の供給によつて生活不安を軽減せんとする防貧的施設、これが經濟的保護事業である。その主なるものは住宅供給、公設市場、公設食堂、公設實屋等であり、これらの施設は軌近經濟界の不況の深刻化に伴ひ一般窮乏化の甚だしき現狀に於て、尙ほ幾多の不備と缺陷を有つ

てはるるが、量的には年々各地方に増加してゐる。殊に公設市場や公設食堂は最近に於て著しき増加を示さないに反し、公設質屋の増設は注意を惹くものであらう。以下各項に亘つて最近の概況を述べやう。

### 第一節 佳宅

(イ)住宅組合 大正十年七月、本法施行以來毎年多少の増加を示してゐる。昭和五、六兩年の数を示せば左の如し。

昭五 十月末現在	昭六 九月末現在	組合数	組合員数	住宅建築費
二、六七	二、七〇八	二、六七	三、三六	五、八三、六一

以上の地方別の内譯については、第四部統計三ノ一参照。

(ロ)共同宿泊所 昭和五年四月乃至六年三月現在に於ける共同宿泊所の經營總數は一四八である。其内公私別に分けるに前者は三一を示し、後者は一一七を占めてゐる。更に有料と無料に分類すれば、有料九二に對し無料五六を示してゐる。

次に一ヶ月平均の延人員數は二十六萬六千九百九十四人であり、更に宿泊延人員平均を四月―九月と十月―三月との兩半期に分けて見れば前者は一、四〇一、三六四人で、後者は一、七二六、九六七人であつて冬期に於てより多く利用されてゐることが分る。詳しくは第四部統計三ノ二参照。

(ハ)不良住宅改良 不良住宅地區の改良を實施してゐる地方は、東京、名古屋、大阪であるが名古屋及大阪について概況を述べやう。

べやう。

(a)施行地——名古屋市中區下奥田町外六ヶ町  
 本事業は昭和二年乃至五年度の繼續事業であつたが、昭和六年更に一ヶ年度事業年度を延長し經費百八十八萬六千七百餘圓を以て一萬三千餘坪を買収し、住家五百三十六戸分を取毀ち新に木造住宅三百三十四世帯及鐵筋コンクリ―建住家百七十一世帯、グロック建物獨身アパート三十二世帯計五百三十七世帯分を建設せんとするものである。

事業經費豫算及財源を示せば左の如し。

支出の部	
土地買収及整理費	三〇九、九二
住宅建設及附屬設備費	六五、八〇
設計監督及雜費	二八、五〇
計	一、八六、七六
地上物件買収補償費及移轉料	四三、九五
隣保館及公益浴場建設	六、九〇
都市計畫道路線受益者負擔金	四、六三

収入の部

國庫補助金	七三、八六	低利資金借入金	八五、〇〇
寄附金	三〇、〇〇	事業に伴ふ収入	三〇、四二
事業團體負擔	二、五〇	計	一、八六、七六

(b)施行地——大阪市天王寺區及浪速區の各一部有地區居住者は日傭労働者、行商及び家内工業を營む者最も多く、土地面積一八、七九六坪、建物三九七棟、人口六、〇七二人、世帯一、六八八である。而して改良事業計畫としては昭和三年一月乃至昭和八年三月の豫定にして、新に建設する住家は鐵筋コンクリ―造り三

階建の集合住宅であつて、棟数五八、戸数一、六六二、建坪数五、二八一である。

事業費及財源

	財源		
	事業費	國庫補助金	事業収入
昭和二年度	五三、七六	二八、八四	五、八七
同 三年度	一、三三〇、二七六	六三、八三六	元、四〇〇
同 四年度	一、三六八、七三六	五八、〇四四	一七〇、三〇四
同 五年度	一、三三九、八五一	六〇、五七四	一四、二七七
同 六年度	一、三三三、六三六	六三、五九	五〇、〇八七
同 七年度	一、〇六五、七九六	三六、二三五	三〇七、五五六
合計	七、一〇三、〇三三	三、一〇三、四七	七〇七、五五六

第二節 公設質屋

昭和七年四月現在(社會局調)の公設質屋数は三一五であつて、貸付資金額は六百五十六萬七千八百圓餘、一ヶ所平均貸付資金額は二千八百五十圓である。昭和五年度に於ける職業別利用者数を見れば、労働者(三四三、七九一)最も多く、小商人(一七六、八三三)、小工業者(一〇八、四五一)の順位で漁業者(三四、一三九)が最も少い。詳細には第四部統計三五表参照。

(二) 辨濟狀況

イ、職業別利用者数

次に昭和六年中に業務を開始せる新設公益質屋は三十三にして、之を府縣別とすれば左の如し。

北海道三、岩手四、福島三、宮城一、埼玉一、群馬一、新潟一、静岡一、山梨一、愛知一、福井一、富山一、京都一、岡山二、鹿島三、山口一、愛媛五、宮崎一、長崎一。

更に内容に立ち入つて貸付狀況、辨濟狀況、流質狀況について見れば左の如くである。

(一) 貸付狀況

イ、質物の種類別口数

種別	債券	家具	裝身具	衣類	其他	計
上半期	二〇、三七〇	六、三三〇	六、五三三	四八三、三三六	一八、四九二	五八九、三五六
下半年期	三、〇九六	七、〇六四	六、五三三	五九、四四四	二四、一八八	六三六、三三七
計	四三、四六六	一三、三九四	一三、〇六六	五四二、七八〇	四二、六八〇	一、三三六、三三三

ロ、貸付金額及一口平均

種別	本期間中に於ける貸付金額	貸付一口平均額	現在貸付金額
上半期	三、一三五、一〇五・六	五・三	昭和五年九月三十日現在 二、九〇、四二・六
下半年期	三、三四、七〇・七	五・三	昭和六年三月三十一日現在 三、八〇、九二・六
計	六、四七九、八二・三	五・三	



種別	上半期	下半年期	計
労働者	一三六、〇四五人	一五七、七〇七	二八五、七五二
俸給生活者	三、五七八人	四、一五〇	八〇、七二八
小工業者	四一、〇七三人	四九、一九六	九〇、二六九
小商人	五九、九〇三人	八〇、一七四	一四〇、〇七七
農業者	二、〇五四人	三〇、四三二	三二、四八六
漁業者	九、九八一	一三、八八五	二三、八六七
その他	五、〇〇三人	六三、四四三	六八、四四六
計	三〇七、六八八	四三六、九九七	七四四、六八五

口、質物の種類別口数

種別	上半期	下半年期	計
債券	一六、五四口	一八、八〇二	三五、三四二
家具	五、三三三	五、〇八七	一〇、四二〇
装身具	四、九七九	五、一九七	一〇、一七六
衣類	三六九、七三六	三九七、四三三	七六七、一六九
其他	一六、七〇三	一八、七四三	三五、四四六
計	四五、二七一	五六、九三九	一〇二、二一〇

ハ、貸付辨済額及利子収入金額

種別	上半期	下半年期	計
本期間中に於ける貸付金辨済額	二、四七、〇三六円	二、九三、七〇六円	五、四〇、七四二円
同上貸付金に對する利子収入金額	一五、〇九三円	一八、八〇三円	三三、八九六円

(三) 流 質 状 況

種別	流質したるもの		流質物を処分したるもの		法第十三條第一項により置主に交付すべき殘金金額
	口数	貸付元利金	口数	賣却代金	
上半期	二、〇〇四	一〇五、五二五円	一、〇三四	四〇、五二六円	六四、〇〇円
下半年期	四、六七五	二四、三四七円	一、二六二	一三、七九四円	九三、二五三円
計	六、六七九	一三〇、八七二円	二、三〇六	五四、三二〇円	一、五七三、二五三円

備考 昭和五年四月一日より同年九月三十日迄の期間に於ける公益質屋数は二二七なり。  
昭和五年十月一日より同六年三月三十一日迄に於ける公益質屋数は二六一なり。

### 第三節 公設市場

社會局の調査によれば昭和五年末の公設市場数は三二一で賣上高は七千四十六萬五千二百圓餘、一ヶ月平均賣上高は五百八十七萬二千百圓餘である。而して昭和五年四月——六年三月末の同局調べについて見れば、公設市場數三一九となり、賣上高は六千四百九十一萬百圓餘、一ヶ月平均賣上高は五百四十萬九千百圓餘にして何れも若干の減少を示してゐる。更に四月——九月、十月——三月の兩期について賣上高を見れば、前半は三三二、六六六圓にして、後半は三三二、二四四圓であつて殆んど同額に近い數を示してゐる。尙ほ地方別による經營主體別等の詳細に亘つては第四部統計第四表參照。

### 第四節 公設食堂

昭和五年度末に於ける公設食堂數は社會局調べによれば、七七にして賣上高百九十九萬四百八十圓である。利用者延人員は千四百八十九萬二千七百八十一人、一ヶ月平均利用延人員は百二十四萬千六十五人である。昭和五年四月——六年三月に於ける同様調査に従へば、公設食堂數は八十にして賣上高百八十六萬四千五百九圓であり、利用者延人員千五百四十三萬三千八百二十人、一ヶ月平均利用延人員は百二十八萬六千五百一十一人を示してゐる。前者に比すれば食堂數及び利用者數に於て増加してゐるにも拘らず賣上高に於て減少を示してゐることは正に不況の一反影であること見られる。詳細には第四部統計第六表參照。

## 第四章 司法保護事業

### 第一節 概観

司法保護事業は司法省の所管に屬し、補成會によつて統制されたる保護會の爲す事業である。

昭和四年に於ける保護會數は第三十一行刑統計年報によれば、四百九十八、保護人員は五萬三千七十八人である。之を創業當時の三千九百二十九人に比すれば、十三割以上の多數を示してゐる。昭和四年中に於ける直接保護百人以上を取扱ひたる保護會は左の如くである。

救世軍勞作館、曹洞宗報効會、東京佛教慈濟會、自立會、同盟館保護部、帝國更新會、安德會、大阪佛教和衷會、大正自治會、愛知自啓會、北海道授産場、大化院の十二ヶ所である。

司法保護事業とは間接の關係にはあるが、刑法改正委員會は中間刑務所の新設、假釋放者の基準制定、刑務委員會の設置等が審議され司法保護事業に對する進歩的の改正案が作られるに至つた。この他特に目新しき對策施設も見當らないが、各控訴院管内に於て司法保護事業研究會總會がもたれ、以下のやうな件に就て協議されたが、特に思想犯の保護が議題となつてゐることは注意を惹くものである。

### 第二節 司法保護事業研究會

廣島控訴院管内——六月廿五日、山口市公會堂。

協議事項 一、假釋放者に對する監督權を保護團體へ委任せられ  
るやう其筋へ建議の件(可決) 二、廣島地方に於て少年審判所、  
矯正院設置促進運動の件(可決) 三、病的又は變態的心理所有者  
に對する待遇に關する件(撤回) 四、被保護者は釋放後滿三ヶ年  
以上を経過したるものにはなるべく保護を加へざる(各會任意)  
五、直接被保護者に貸與すべき器具には縣稅免除方の件(可決)  
六、救護法實施に關し司法保護事業家の特に留意すべき點(町村  
長と協議の事) 七、釋放者の就職に關する件(撤回) 八、老齡  
の釋放者にして勞働能力なきものを收容すべき養老院の設置の件  
(委員一任)

名古屋控訴所管内——六月廿八日、岐阜市物産販賣幹旋所。

協議事項 一、保護主任會議開催の件(保留) 二、釋放者のた  
めに身分調査の作成は簡明にするの要なきや若しありせば當局  
にその改善を促しては如何(保留) 三、會則第五條に第三項とし  
て次の一項を加ふ。一、必要に應じて本會に顧問を置き顧問は會  
長之を囑託す(可決) 四、各控訴院管内に聯合授産場を設置する  
ことを建議するの件(可決) 五、毎年九月十五日宣傳デーに於け  
る各會の宣傳方法並に宣傳ポスター其の他同文書の如きものを爾  
今相互に交換しては如何(可決) 六、被保護者に對する修養並に  
娛樂に關する方法設備の件(聞取に止む)、七、司法省より下附の  
奨勵金を保護デー又は年末に交付せらる、様其筋へ建議の件(可  
決) 八、司法保護の趣旨に基き收容保護を加ふべきものの範圍  
を定め置く必要なきや(限定の必要ありと認む) 九、思想犯人中  
方向轉換したる者の保護方法に付意見交換の件(明年迄宿題)。一

○、停車場同伴等一時的保護のものに對し各會の取扱振りを承り  
度き事(聽取に止む) 一一、警察官に於て微罪釋放處分に止めた  
る場合には身柄を保護會役員に引渡さる様各會に於て努力するの  
件(可決) 一二、少年の犯罪及輕微なる犯罪にて起訴猶豫とな  
るべき事案を新聞紙に掲載するため保護に差支ふる事例少なから  
ず因て將來斯る事案は新聞紙に掲載せしめざる様各會に於て努力  
すること(可決) 一三、他府縣刑務所へ入所受刑中のものに對し  
遲滞なく歸住地の保護會へ入所通知を發せらる様補成會に於て全  
國刑務所へ交渉せられたし(撤回) 一四、徵兵未處分者にして滿  
期又は假釋放せる場合刑務所々在地に於て檢査執行中の際に其他  
に於て受験せしむる様其筋に建議の件(可決)

大阪控訴院管内——十月廿六、廿七兩日、和歌山市公會堂。

協議事項 一、大正元年內務省訓令により各府縣知事より管内  
警察署長及市町村長に釋放者保護をなすべきことを訓令し同十五  
年其一部を改正し再度の訓令を發せられたる筈なり然るに其の實  
行不充分的感あり之が勵行促進の運動を起したし(可決 實行運  
動は委員附託) 二、行政と保護との連絡を一層緊密ならしむる適  
當の方法如何(聞取に止む) 三、保護會を利用せんとするの浮浪  
釋放者に對しては保護會は互に通報しては如何(撤回) 四、現在  
財界不振の場合事業經營上の對策如何(協議問題一の委員に併合  
審議) 五、現在の不況に際し被保護者就職難に處する對策如何  
(聞取に止む) 六、少年釋放者を收容する保護會特設方促進の件  
(可決 實現運動は委員附託) 七、釋放者保護通知書を當管内一  
定の様式になすの件(可決) 八、思想犯に對する保護(對策宿題)

として研究することに可決) 九、間接被保護者の所持する賞與金に就て(各保護者に於て有効に使用せしむるやう取計ふより他なしと可決) 十、場内作業施設の可否(意見を聴取) 十一、保護事業員として一定の手帳を配付せられては如何(保留) 十二、私設電車鐵道乗車賃金を鐵道省に準じ半減せしむるやう研究會の名を以て交渉するの可否(撤回)

宮城控訴院管内——十一月五日、福島市福島電燈會社會議室。

協議事項 一、斯業團體に付後援機關を設置せられんことを六縣知事に本研究會名儀を以て請願しては如何(決) 二、保護實務員と方面委員との關係を密接ならしむる方法如何(決) 三、被保護者の遺留品の處分方に付最善の方法を諮り且つ從來各會の取扱に關する意見を承り度 四、冬期失業者の救済緩和方法如何(決) 五、宮城控訴院管内に老年釋放者の收容保護場設置の要なきや(第十九項と合併して協議に付す決) 六、被保護者割引證は刑務所の證印なくして保護會をして發行せしむるの要なきや(變更可決) 七、累犯防止の對策如何(決) 八、假釋放者に對する監督權を保護團體に委任せらる、様其の筋へ建議の件(第十八項と併合、決) 九、少年犯罪及輕微なる犯罪にして起訴猶豫となるべき事案を新聞紙に誇大報道する爲保護上差支ある事件少からざるを以てかゝる事案は新聞紙に掲載せしめざる様其の對策如何(決) 一〇、司法保護従事者が事業の爲出張する場合は鐵道乗車割引をせらる、やう鐵道省へ交渉方其の筋へ申請の件(保留) 一一、思想犯者の保護法如何(保留) 一二、間接保護者の狀況を詳知する適切なる方法如何(決) 一三、思想犯人釋放の場合に於て保護會

としての對策如何(保留) 一四、小額生業資金活用に關する件(決) 一五、宮城控訴院管内司法保護事業研究會に於て活動映寫機購入の件(保留) 一六、釋放者保護通知書様式を全國一定に致度き件(決) 一七、本籍地への歸住釋放者に關する件(撤回) 一八、無期刑の假釋放者五年經過後其の監督權を其地方保護會に委讓する様促進の方法如何(第八項と併合協議) 一九、宮城控訴院管内に女釋放者の收容保護場設置の件(第五項と併合協議) 二〇、大毎社よりの小額生業資金活用の方法如何(第十項と併合協議) 二一、犯罪の近因者たる浮浪者を其郷里に送り其の郷里の保護會が世話することを申合せること(賛成者なし記録に止め置く) 二二、宮城控訴院管内の適所に授産場を設置の件(決) 二三、各控訴院管内研究會を統理する機關を中央部に設ける事(否決) 二四、會員相互の意見を交換すべき時日を増す事(可決) 二五、當研究會長の名を以て事業獎勵の爲表彰規定を設けられては如何(可決)

## 第五章 醫療保護事業

民衆の健康を保持し増進せんとする積極的見地、貧困の主なる要因の疾病を経濟的方面から防止し救援せんとする消極的立場、これらの醫療保護は社會福利施設の重要なる一部門である。而して前者の積極的施設としては主として疾病の豫防、社會衛生の改善並に母性及乳兒保護に關するものであ

り、後者は無料診療、輕費診療及び特殊診療事業の三に大別  
 することができる。この内輕費診療事業は近來所謂實費診療  
 の名の下に、個人的營利を目的とする診療所が簇生した。し  
 かしこれらは謂ふ處の社會事業施設とは云ひ難く、これに反  
 して醫療の社會化を旗幟とする無産陣營の醫療活動は注目に  
 價するであらう。以下本年度に於ける醫療保護事業の一般を  
 略述しやう。

### 第一節 無産者診療

本年中に無産者診療所を開設したものは左の如し。

大崎無産者診療所	東京市大崎町二七九
池袋共同診療所	同 池袋
無産者診療所	大阪市港区夕風町十七丁目
大阪無産者診療所	同 此花區茶園町九六
三島無産者病院	大阪府三島郡吹田町
大崎龜有診療所	東京府南葛飾郡龜有町
實費診療所	大阪府西成区
無産者實費診療所	青森縣八戸市
仙臺無産者診療所	仙臺市南町三〇 宮城借家人同盟方
千葉縣北部無産者診療所	千葉縣印旛郡豐住村南羽鳥
大阪朝鮮無産診療所	大阪市北區吉山町四六
山梨岳北無産者診療所	山梨縣富士吉田町

### 第四部第二篇 社會事業施設

東京江東無産者診療所 東京市大島町二ノ三一  
 横濱無診發起人會 横濱市中區三葉町一ノ一  
 徳島無診準備會 不 明

以上無診の經營主體は社民黨、全國大衆黨、或は日本無産  
 者醫療同盟等の地方聯合會であり、經營の規模も大體類似の  
 ものである。例を大阪無産者診療所にとれば、診療科目は内  
 科、外科、小兒科、性病科、眼科で、治療費は診察無料、藥  
 價一日一劑金十錢、處置料十―五十錢、材料實費。所員醫師  
 二名、看護婦三名、外に二名である。

これら診療所の營業方針等については、これらの従業員に  
 よつてもたれた無産者病院全國大會、經營主體を爲す醫療同  
 盟全國大會、側面的應援を爲してゐる新興醫師聯盟大會等を  
 通じて窺ふことができる。以下各大會の協議事項其他を掲げ  
 やう。

尙ほ、東京に於ける大島落合消費組合が無診と提携して巡  
 廻診療を試み、大崎無診が電業者争議に際し看護隊として應  
 援闘争を爲し、或は全農地方支部に於て無診の巡廻診療を爲  
 したることなどは、他の診療所の爲し得ざる無診の特徴を發揮  
 したものと云はねばならぬ。終りに、無産者病院設立實行委  
 員會は九月二十四日、水と飢と惡疫にさらされ白テロの中に  
 ある中國の兄弟を救へ、プロレタリア救護班を派遣せよの檄  
 を送つて國際的プロレタリア救援の手を差し延べてゐること

は注目に値するであらう。

無産者診療協會——二月十七日、大阪市中之島公會堂。全國大衆黨主催にて (イ) 病院設立の第一期事業として十萬圓を一口五十錢とし二十萬口を公募すること (ロ) 病院建設には二階建鐵筋延坪四百五十坪とし、市關係の土地を無償提供せしむべく交渉すること等を協議。

新興醫師聯盟創立大會——四月上旬、東京に於て。綱領 吾等は反動化せる現代醫學と抗争し新興醫學の建設に寄與せんことを期す。目的及任務 (1) プルジョア醫療教育の批判 (2) 醫師會に對する闘争への参加 (3) ソヴェート醫學の紹介並普及 (4) 無産者病院運動の支持、参加並にそれを通じて無産大衆のための診療機關の確立 (5) 無産大衆のための醫學知識の普及。

無産者醫療同盟第一回全國大會——十月廿五日、東京上野自治會館。主なる議題 一、行動綱領審議の件 一、機關紙發行の件 一、無産者健康デー設置の件 一、技術者獲得の件 一、診療所經營方針確立の件 一、日本勞農救援會支持の件 一、診療規定統一の件 一、争議應援の件 一、派出看護婦及び産婆設置の件 一、健康保險法に關する件 一、移動診療班設置の件

行動綱領 (中心スローガン) 一、プルジョア獨占の醫療制度絶對反對 二、無診の全國的確立とその擴大強化 三、労働者農民の病疾は無診でなほせ 四、×××犠牲者と家族を救へ 五、全労働者農民、學生、無産市民は「無産者醫療同盟」へ入れ (行動綱領) 一、プルジョア醫療制度に對する闘争 (イ) 診察料、

治療費、往診料、車馬賃の暴利反對 (ロ) 診断書其の他の手数料の値下 (ハ) 高い入院料、看護婦會及び病院による附添看護婦の控取反對 (ニ) 入院保證人、入院保證金(入院料前納制)の撤廢 (ホ) 入院料高下による入院患者の差別待遇反對 (ヘ) 支拂不納者に對する診療拒絶反對 (ト) 未納醫藥料の支拂猶餘(棒引) (チ) 反動的プルジョア醫師會、齒科醫師會、藥劑師會絶對反對 (リ) 關係法規の改廢 二、プルジョアの偽瞞機關、慈善病院實費診療所その他××自治體、社會事業團體經營の大病院の×××××××××× (労働者××) 三、プルジョア平和主義の赤十字社××反對 四、労働者の健康と生命を犠牲にする労働強化、産業合理化絶對反對 五、工場内の浴場、洗面所、更衣室、休憩室、喫煙室、娛樂所の設置その他の衛生設備の完備 六、工場内危険防止設備の徹底 七、自由労働者の傷害補償 八、健康保險掛金の政府資本家金額負擔 九、健康保險給付の増額 十、健康保險の選擇の自由 十一、健康保險組合、共濟組合の自主化 十二、失業者及び其の家族に對する無料診療券の交付 十三、國庫金額負擔による失業、傷病並びに養老保險の制定 十四、帝國主義××××反對 十五、婦人及青少年労働者に對する要求 (イ) 十四歳未満の少女の労働禁止 (ロ) 十八歳未満の青少年労働者の六時間労働 (ハ) 一切の婦人労働者及び十八歳未満の青少年労働者の夜業坑内夜業及びその他の危険有害作業の禁止 (ニ) 十八歳未満の青少年労働者に對する一ヶ年四週間の有給休暇 (ホ) 産前、産後各八週間の前額支給休暇 (ヘ) 月經時一週間の全額支給休暇 (生理休暇一週間) (ト) 工場、經營内に完全なる

無料託児所、幼稚園母性保護施設獲得のための闘争 (チ) 女工  
 寄宿舍制度の徹底的改善 (食事の改善、寢具、浴場、食堂、便所  
 その他衛生設備の完備、娯楽設備の完備、外出の自由、女工監督  
 (舎監) の公選、寄宿舍の自治) 十六、一般的母性保護のための  
 要求 (イ) プロレタリア母性の産兒制限の自由 (避妊の自由)  
 (ロ) プロレタリア女性の經濟上及醫學上の理由に基く×××自  
 由 (×××止法の撤廢) (ハ) 女子人身賣買の禁止 十七、醫療問  
 題に關する啓蒙と教育のための闘争 (イ) 加持、祈禱 マジナ  
 ヒ等の一切の迷信的似而非療法の撲滅 (ロ) 誇大廣告によつて  
 大衆を欺瞞する似而非賣藥の撲滅 (ハ) 科學的醫學の立場から  
 の反宗教闘争への参加 (ニ) 労働者農民のための醫學知識の普  
 及 (ホ) 産兒制限知識の普及とその技術的實際的指導 十八、  
 ストライキ及び小作争議の醫療的物質的應援闘争 十九、大争議、  
 アモその他の大衆的カンパニアに出動すべき階級的救護班の組織  
 (××赤十字隊の組織) 二〇、天災、火災等の災厄に於ける救援  
 活動 二一、赤色スポーツ團、ピオニールの組織活動への醫療的  
 参加協力 二二、個々の労働者農民の家庭内に於ける相互扶助の  
 組織化 (イ) 病人の看護 (ロ) 家事手傳 (炊事、掃除、洗濯)  
 (ハ) 育児、留守居 二三、檢舉、××その他一切の×××××  
 反對 二四、留置場内に於ける待遇並びに衛生設備の改善のため  
 の闘争 (イ) 拘留中のものに運動、入浴、理髮、衣替をやらせ  
 る (ロ) 留置物の採光通風をよくしろ! (ハ) 寢具等を清潔  
 にし、消毒を完全にしろ! (ニ) 食事をよくして、營養を攝ら  
 せろ! (ホ) 留置場内への往診、治療、投藥の自由! (ヘ) 拘

#### 第四部第二篇 社會事業施設

留中のものに對する物品、書籍の差入、讀書、接見、信書の自由!  
 (ト) 拘留蒸し返し絶對反對 二五、獄内に於ける待遇並に衛生  
 設備改善のための闘争 二六、獄内往診の自由獲得のための闘争  
 二七、病者保釋要求の闘争 二八、〇〇〇犠牲者及びその家族に  
 對する醫療救援活動 二九、治安維持法その他暴壓諸法令の撤廢  
 三〇、階級的醫療機關確立、擴大強化のための闘争 (イ) 工場、  
 職場、經營、農村及労働者農民の大衆團體への階級的巡回診療の  
 持込 (ロ) 前記の場所へ簡易藥局の設置 (ハ) 階級的醫師、藥  
 劑師、醫學生、藥學生、産婆、看護婦の獲得、訓練、組織 (ニ)  
 階級的醫師團、醫學生團との提携並びに之が統制 (ホ) 無産者  
 診療所防衛のための闘争 (ヘ) 無産者診療所の統制管理 三一、  
 ソヴェート同盟に於ける醫療制度並びに醫療活動の研究と紹介  
 三二、階級的醫療並びに救援運動の國際的提携のための闘争  
 三三、階級的醫療並びに救援運動の國際的提携のための闘争  
 無産者病院第一回全國大會——十月廿五日、東京上野自治會館。  
 主なる協議事項 一、無診ニユース大衆化の件 一、技術者獲得  
 の件 一、診療材料配給合理化の件 一、無診規定統一の件 一、  
 診療所設立方針決定の件 一、健康保險法に關する件 一、無診  
 待合室文化設置の件 一、技術者團組織の件、争議應援の件。因  
 に當夜は同館に於て左翼文化團體應援の下に「無産者病院の夕」  
 が催された。

### 第二節 施療病院及診療所

昭和四年三月末現在に於ける我國の施療を取扱ふ病院は、

一二六ヶ所あり内、公設三〇にして私設は九六である。收容定員合計四、六四三なるに對し、現在の患者数は入院二、七二九、外來二〇、九一四人にしてこれが經費は五、五一六、九三五圓である。

この内百人以上の收容定員を有せる規模の大なるものは、東京市立築地病院（二五〇）、泉橋慈善病院（二〇〇）、（東京）實費診療所（一〇六）、恩賜財團牛込濟生會（一〇〇）、恩賜財團濟生會病院（一八五）、東京同愛記念病院（二四八）、東京市立廣尾病院（二七〇）、東京市立大塚病院（二〇〇）、京都施藥院（一二六）、大阪慈惠病院（三九〇）、日本赤十字大阪病院（一二八）、恩賜財團濟生會大阪病院（一〇五）、大阪市立市民病院（二七〇）、前橋積善會（一三三）等である。

次に診療所は前記無産者診療所を除き二四五（内、公設四二、私設二〇三）あり、外來患者實數五〇八、一七三人にして延人員六、八九二、一〇四名を示してゐる。診療所全體の經費合計一、三一、八九〇圓である。

### 第三節 特殊施療施設

内務省衛生局にては全國の精神病者の收容施設を調査中なりし所、昭和四年末現在左の如く取まとめ發表したが、公立精神病院總數は二五四あり、之に收容され居る患者は一〇、七七三名にして右の内一、九三九名は代用精神病院の患者

であるとのことである。

#### 全國精神病院收容施設

病院別	個數	收容定員	現在收容人員
△公立精神病院	九	一、七三	一、四七

内四院は精神病院法に依るもの、即ち東京、大阪、神奈川、福岡各一宛。

△醫育機關附屬精神病院	四	九四	七八
△私立精神病院	五	一〇、四二	七、七六

内二七院は代用精神病院で、即ち東京八、京都三、兵庫二、新潟二、群馬一、千葉一、静岡四、岐阜一、宮城一、山形一、岡山一、香川一、愛媛一。

△公私立精神病院收容所	八一	五七	四一
△公私立病院に於ける精神病室	七	一四	四
△神社瀑布等の保養所	五〇	七七	三五
△合計	一四四	一四、四六	一〇、七三
		△三、三九	△一、九三

備考 △印は代用精神病院二七院の患者定員を示す。

次に本邦に於ける類療養所昭和六年末現況は、國立として長島愛生園（四〇〇）の他に聯合府縣立のものが六ヶ所である。即ち東京第一區全生病院（九〇〇）、青森縣の第二區北部保養院（二一〇）、大阪の第三區外島保養院（五五〇）、香川縣の第四區大島療養所、熊本縣の第五區九州療養所及沖繩縣の第六區沖繩療養所



(二四〇) 等である。(括弧内の数は昭和五年十二月末の患者收容定員を示す)。

この他、私設の所謂痲瘋療養所としてその態を爲せるものが以下の六ヶ所である。内二ヶ所を除く他は外国人の經營に係る。其の最も早く設立せられたるは静岡縣駿東郡富士岡村所在の復生病院にして、實に明治二十二年の事である。爾後内外の宗教家は相踵ぎて之に倣ひ、大正七年聖バルナバ醫院の群馬縣吾妻郡草津町に設立せられたのが最新のものである。

此等各療養所は本邦癩患者救療事業に貢獻する所尠しとせずとも、其の設立の趣旨は主として癩患者に對し宗教上の慰安を與ふるにあり勢ひ醫療其の他の設備に於て缺くる所があり、加之其の事業に要する資金に概ね之を内外篤志家の寄附又は官廳よりの補助金に仰ぎ居り經營頗る困難なる實狀にて、其の不備の點を改良せしめ今後の活動を促すが爲には先づ以て財政的援助を與ふるの要を認め大正十年以降毎年二萬四千餘圓の補助金を豫算に計上して之が助成を圖りつゝある。今各療養所に於ける現況を略記すれば左の如くである。

療養所名	收容定員	昭和五年		經費合計
		中收容患者延數	開院以來昭和五年末迄の收容患者延數	
慰 慶 園	八人	二九、三〇八	五五、七七人	三、三四・〇三
聖バルナバ醫院	三〇〇	一四、九八三	四九、九七九	七、六〇・九
身延深敬病院	八〇	一八、〇〇二	二九、六七四	三、三六・四
熊本回春病院	九	六、八三五	不明	三、二六・〇

第四部第二篇 社會事業施設

待勞病院	復生病院
〇	一三
四、三七	一
不明	一
一九、四二・三	一

更に、昭和六年五月内務省調「結核患者病床數調」によれば我が國に於ける結核患者の總數は届出制度の強制されて居らぬ今日では、開放性結核患者の實數さへも不明である。然し年々の死亡統計から歸納して結核死亡總數は約百二十萬人と概算することが出来る。此の内約半數が公衆衛生上最も警戒を要すべき而して結核豫防上の焦點となるべき開放性結核患者であることなれば、是等五十萬人の開放性結核患者を如何に處置すべきかは緊密に關係ある重大問題である。然らば現在我邦に果して何程の結核患者收容設備があるかと云ふは官公私立の療病、療養機關の患者收容力は全數八千九百八十一床となつて居り、即ち左の通りである。

結核療養所 (結核病院を含む)	官立 公立 私立 施療 有料 定員	
	結核病棟を有する病院	結核病棟を有せざる病院
一	一七	二、四七
九	二〇	一、三五
四	一七	一、三六
四	一七	一、三六
合 計	四	一、三六

第四節 其他の醫療事業

内務省では、最近有害避妊用器取扱規則を公布し、之れが取締の徹底を期してゐるが、猶ほ所謂非醫者の經營する娠妊調節相談所等が往々産兒制限運動の前途に頗る不利益な状態

にあるに鑑み、之等の非科學的且つ不合理なる運動を極力排斥すべく、此程萬國産兒制限會議より歸朝せる馬島氏等の主張により日本産兒調節聯盟を創立することになり、昭和六年三月十七日東京醫師會館に發會式を舉げた。

#### 規 約 (抜萃)

第一條 本聯盟を日本産兒調節聯盟と稱し、本部を東京に置く。

第二條 日本に於ける産兒調節運動の文化的發展を期し、進んで該運動が人類幸福に資することを以て目的とす、但し本聯盟は避妊法の實施によりてのみ、産兒の調節をなすものとす。

第三條 聯盟は其の目的に賛同し本規約を守る者に由りて結成す。

第四條 本聯盟は次の事業をなす。

- 一、國際産兒調節聯盟に加入し世界的聯絡をなす。
- 二、産兒調節に關する各般の研究を審査し其の適當なりと認むるものを報告す。
- 三、本聯盟が不合理なりと認むる議論並に非科學的なりと決したる實施法に對する攻撃的發表。

## 第二篇 兒童保護事業

### 第一章 妊産婦並乳幼児保護

#### 第一節 妊産婦並乳幼児保護施設

我國に於ける乳幼児(五歳未満)死亡の割合を見るに昭和四年に於ける死亡總數千中五歳未満の死亡は三七〇・九三を示し、又生産百に付乳兒死亡の割合は一四・二に及んでゐる。最近乳兒死亡率は遞減してはゐるが、しかも尙ほ歐洲諸國に比すれば遙かに大と言はねばならぬ。而して乳兒の保護のため先づ妊産婦の保護からすべきであらう。我國の法令による母性保護は工場法に於て産後六週間の就業を禁止してゐる。これは國際労働會議の産前産後の婦人傭使の保護に關する條約批准に結果する處が多い。又健康保險法に於て分娩に對する手當及び分娩後の休養期間並に該期間中の報酬等の規程があり、救護法に於ても妊産婦は救護の客體となつてゐる。

(1) 産院 昭和四年度我國に於ける産院の數は四〇にして内、六は公設三四は私設である。而して之が收容定員は五二三で其内一四七は公設、三七六は私設に屬する。これが分布の状態を見れば北海道一、東京市九、京都市二、大阪市四、横濱市一、長崎市一、宇都宮一、名古屋市二、福島市二、盛岡市一、金澤市一、岡山市一、山口市一、松山市三、福岡市一、大分市一、熊本市二で大體大都市では收容定員三〇以上であるが小都市では二、三名を收容し得るに過ぎぬ貧弱な設備しか有しない。

(2) 産婆 助産事業として公設産婆を設け、妊婦無料相談所を開き、巡迴産婆の設備が昭和四年度の調べによれば三七八あり、内公設二三八、私設一四〇である。乳幼児保護事業の増加に伴つて助産事業も漸く増加の傾向を示し、特に巡迴産婆の如きが

近來著しく増加を示してゐる。

この他乳幼児保護施設としては乳児院があるが、しかしこれは僅かに一六（内、公設五、私設一一）であつて、見るべきもの甚だ少ない状態である。

(3) 晝間保育(託児所) 我國に於ける託児所は近來著しき發達を遂げ各府縣に亘つて殆んど設備なきはなしといふ状態である。昭和四年度に於て全國に四一九を有し内、公設一〇一、私設三一八である。收容人員合計は四八、五〇九（内公設九、七七八、私設三八、七三二）である。二百名以上收容し得る設備を有する地方を挙げれば、北海道六、東京七、京都四、大阪二、神奈川四、兵庫三、長崎三、新潟三、群馬一、奈良一、三重二、愛知二、滋賀一、岐阜一、長野一、宮城二、秋田一、山口一、和歌山一、愛媛一、福岡四、鹿児島一等である。この他農繁期に於ける季節託児所は農家の手不足な家庭の乳幼児を保護すると共に、農村社會事業施設の一である。晩近農村問題の勃興に伴つて、從來都市に集中しがちの各般の社會事業が漸次農村僻地の地にまで普及せんとする勢を示すに至つた。社會局の調査によれば昭和五年中に開設せられたる季節託児所の数は左の通りである。

經營主體	施設數	經費	市町村費	市町村平均	備考
市	四〇	三、五〇〇	二、七五〇	一九〇〇	不明施設三五
町	六	四、七六六	三、三六三	六〇八	二
村	三五	一、九六六	一、七、二四三	六八三	九
計	四六	三、六二六	三、〇七七	六〇七	一二五

私設 二、〇六一 一、三、九六六

合 計 二、五九一 一八、七九二  
 これらの設備が特にこの爲に建物を建てるものは僅かで、多くは寺院、小學校々舎、町村集會所或は個人の私宅を使用するため、經費も極めて少額で足り然も齎す効果は比較的大なるものがあると言はれてゐる。

(4) 無産者託児所の生誕 反動的欺瞞的託児所を排撃して眞の無産者のための託児所を設立して勞農救援の任務を果し、解放戦線の一翼に参加すべく「無産者託児所設立準備會」が東京市外大崎町五反田一一七九大崎無産者診療所に開設され、十一月中旬から活動が始つた。無産者階級独自の立場から所謂社會事業の領域に漸次巨歩が投ぜられるものとして見られてゐる。設立趣意書及び綱領を擧ぐれば次の如し。

〔趣意書〕 全世界の資本主義は極度に行詰つて資本家地主は産業の合理化によつて餓首又は賃下げを行ひ、失業者を續出せしめてゐると共に労働者農民一般無産者の生活を極悪の状態に陥入れてゐる。茲に於て失業者は就職を要求し労働者農民一般無産者は餓首反對賃下げ反對立毛差押反對の闘争によつて一致團結して互の生活を守らねばならない。かうした時に一番困る問題は相互の「子供の問題」である。子供を安心して預けておいて失業反對闘争やストライキや小作爭議に参加することが出来たらごんなに無産者にとつて力強いことであらうか。この意味に於ても一時的に子供を預けることの出来る設備が絶対に必要だ。そればかりで

はない。日常に於ても工場に勤める労働者、農繁期の農民その他の職場を持つ一般無産者が自分達の子供を自分達の託児所に預けておいて労働することが出来ればどんなに都合がよいことであらうか。これは既に全無産者大衆から切實に要求されてゐる所である。これまでもブルジョアのオンケイ的欺瞞的意圖によつて、各府縣市町村又は宗教團體の申請ばかりの託児所の施設がなされてゐる。しかしそれは何の爲めに存在してゐるか。ほんの少数食ふに困つてゐる失業者の子供を預りその事によつて労働者農民一般無産者の階級意識を眠らせやうとしてゐるのだ。我々はかかる欺瞞的託児所を絶対に排撃して我々無産者の立場に立つ託児所を設立しなければならぬ。我々無産者の子供は我々無産階級の未來を持つ社會の子供だ。故に我々は之を労働者農民一般無産者の共同責任として最も正しい託児所を一日も早く設立し我々無産者の立場から子供を保育しなければならぬ。

全國の労働者農民一般無産者諸君。我々の子供は我々で守らう！

我々の任務を充分果たす爲めにそして未來を持つ無産階級の子供の爲に、無産者託児所の設立に大衆的に一人残らず協力しやうではないか。資本家地主の恩恵によらぬ託児所を持たうではないか。その他一般の社會人も人類正義、未來の正しい社會を擔ふ子供たちの爲に、政黨政派の如何を問はず、この勞農救護の重要な一事業に進んで參加されんことを切望する。

〔綱領〕 一、我等は一切の反動的欺瞞的託児所を絶対に排撃する  
二、我等は動勞無産階級の立場より兒童保育の公正を期す

三、我等は無産者託児所の設立によつて勞農救援の任務を果し解放戦線の一翼に參加す。

## 第二節 乳幼兒保護運動

前項に於ける乳幼兒の保護施設の完備充實を圖ると共に、乳幼兒保育に關する正しき知識を普及徹底せしむるために、あらゆる社會事業機關が一般社會へ如何に呼びかけてゐるか、又新に如何なる施設を企圖してゐるかの記録を以下收録する。

(1) 兒童虐待防止法律案 内務省社會事業調査會に於ける兒童虐待防止に關する特別委員會は數次會合を重ねた後、六月八日次の如き事項の協議を経て別項の法律案を得た。

(一) 法律案の名稱を如何に定むべきや (二) 兒童虐待防止に關する特別機關の設置を必要とするや (三) 特別機關を設くることせば其の機關による監察等に關しても規定を必要とせずや (四) 養兒の保護を如何に取扱ふべきや (五) 特殊業務に對する兒童使用の禁止制限の程度に關する具體的意見。

〔兒童虐待防止に關する法律案要綱〕

一、保護すべき兒童の範圍は十四歳未満とする  
二、地方長官は被虐待兒童に對し左の適當なる保護の方法を講じ得ること

(一) 親權者又は後見人が兒童を虐待したる場合に於てはその兒童を親族其の他の私人の家庭又は適當なる施設に委託すること

(二)親権者又は後見人に非ずして児童を保護すべき責任あるものがこれを虐待したる場合に於てはその児童を親権者又は後見人に引渡すこと能はず又はこれを不適當と認むる時は(一)に掲ぐる處分をなすこと

(三)児童が十四歳に達したる後一年を経過する迄第二前の處分を繼續することを得ること

三、児童保護員を設置すること

児童保護員は児童の保護事務に關し地方長官を補助し特に被虐待児童に付てはその調査と保護をなすことを職務とする

四、左の行爲は之を禁止すること

(一)曲藝、曲馬、輕業その他主務大臣の指定するこれに類する危険なる業務に児童を使用すること

(二)不具奇形の児童を公衆の觀覽に供すること

(三)児童をして乞食をなさしめ又は児童を伴ひて乞食をなすこと

五、児童の身心に著しき障害を及ぼす恐れある業務に児童を使用する者に對しては地方長官は必要なる届出をなさしめ又は其の使用を命令又は處分を以て禁止制限することを得ること

右業務の範圍は主務大臣これを指定すること

六、費用は道府縣の負擔としこれに對し相當の國庫補助を認むること道府縣は第二項による費用を本人又は扶養義務者より徴收することを得

七、第四項及第五項に基く禁止若は制限に従はず又は届出をなさざる者には刑罰を課することとする

八、本法に依る行政處分に對しては訴訟により行政救済をなすこと

備考 右要綱に掲ぐる「児童の身心に著しき障害を及ぼす恐れある業務」の内容概ね左の如し

(一)街上に於て又は各戸に付物品を販賣し又は諸藝を演ずる業務

(二)貸座敷、待合、藝者置屋、貸席その他風俗上の取締を要する業務

(三)その他右に類する業務にして特に地方長官に於て指定するもの

(2) 第一回全國児童榮養週間實施細目 昭和六年十一月十五日より向ふ一週間に亘つて児童榮養週間が舉行されるのである

が、中央社會事業協會はこの試みに對して次の如き實施細目を作製して交付した。

A 中央に於てなすべき事項

(1)榮養獻立表並に食料品、榮養價値表の作製發表

(a)乳兒の哺乳方法(人口榮養を含む) (b)離乳期の榮養方

法 (c)幼兒の榮養食(間食を含む) 献立 (d)妊産婦の榮養献

立 (e)各種食料品の榮養價値表(其の食用法の注意を含む)

右榮養献立及食料品榮養價に基きカレンダー、パンフレット、

榮養讀本等を作成頒布又は販賣すること

(2)各種児童保護施設(託兒所、育兒院、感化院其の他)に對し

榮養給食の實施方を懲進すること

(3)學校、幼稚園等に對し貧困兒給食の實施方を懲進すること

〔4〕榮養食及貧困兒給食に關する原稿を各社會事業雜誌、婦人雜誌、兒童保護雜誌、新聞等に掲載方を依頼すること

〔5〕各道府縣長官並に社會事業協會長に榮養週間實施につき盡力方依頼すること

〔6〕内務省、文部省に榮養週間實施の趣旨に賛し各地方に於ける實施につき道府縣廳及學校當局に盡力相成様通牒方依頼すること

〔7〕赤十字社、愛國婦人會、大日本聯合婦人會、男女青年團、醫師會、衛生會、學校衛生會、産婆會、教育會等に榮養週間實施に關し協力援助を求むること

〔8〕講師又は技術員派遣の斡旋をなすこと

B 地方に於て爲すべき事項

(甲) 指導獎勵に關するもの

〔1〕一般

(a) ラヂオにより榮養週間に關する講演をなすこと (b) ラヂオの料理の時間に兒童榮養献立料理を放送すること (c) 兒童榮養料理の一般講習會を開くこと (b) 高等小學、女學校等に於て兒童榮養料理の指導をなすこと (地方の實狀により一般聽講者に開放すること (e) 兒童榮養週間の趣旨の宣傳並に兒童榮養に關し一般に講演會、活動寫眞、母の會及展覽會を開くこと (f) 兒童の健康診断をなし、榮養に關する指導をなすこと (g) 各幼稚園、託兒所、學校、劇場、活動寫眞館、浴場、簡易食堂、各テニート其の他多人數の集會する場所

で兒童榮養週間の趣旨及兒童榮養に關する宣傳を爲すこと (ホスター、リーフレットの掲示頒布) (h) 汽車、電車、汽船、乗合自動車内に於て兒童榮養週間の趣旨及兒童榮養の宣傳をなすこと (ホスターの掲示——標語記入) (i) 各種兒童收容施設並に各寄宿舎に於て榮養献立に従ひ調理せしむること (j) 兒童榮養並に貧困兒給食に關する原稿を各種雜誌新聞等に掲載すること

〔2〕給食に關するもの

(a) 兒童の健康診断、妊産婦の健康診断をなし、榮養食の指導若くは給食をなすこと (b) 方面委員、託兒所、隣保館等其の他社會施設に於ては貧困兒に對して給食給乳の工夫をなすこと (c) 學校幼稚園等に於ては兒童に對する給食の施設をなすこと

(3) 小兒保險法 豫て逓信省では現行の簡易保險法及び勅令を改正して小兒保險法を創設すべく立案中の處八月十七日の官報を以て左記の内容により十月一日から實施する旨公布された。主なる事項を擧ぐれば次の如し

- 一、契約の申込は現行簡易保險と同様申込書に必要事項を記載しこれに第一回保險料を添へ郵便局又は勧誘員に申込むこと
- 二、保險料の拂込は現行保險と同様月掛及び集金制であるが同時に二ツ以上の契約申込をなした場合は保險料は原則として併合して拂込むこと
- 三、契約成立後約契は保險期間を短縮し又は保險料の減額をなし得ること
- 四、保險料は月額一圓、五十錢及び三十錢の三種である

五、保険料と保険金との割合は保険期間、保険料及び加入年齢によつて異なるが保険料一圓に對する十五年満期の場合の保険金は被保険者の死亡年齢が四歳未満の時は六十圓以下一歳を増す毎に廿圓を加へ滿九歳に達すれば百八十圓となり滿十歳以上満期迄は加入年齢に依り百九十圓乃至八十六圓である。また保険料一圓に對する廿年満期の場合に於ける保険金は被保険者の死亡年齢は四歳未満の時は六十圓、以下一歳を増す毎に廿圓を加へ滿十歳及び一歳の時は二百圓、滿十二歳以上満期迄は加入年齢に依り二百七十六圓乃至二百六十圓である。

(4) 京都市児童院開設 昭和三年長きあたりより御大典を記念し京都市に對し社會事業基金十五萬圓の御下賜あり、其他の寄附によつて社會事業施設として母性及児童保護機關の設立を企劃し、京都市上京區竹屋町千本東入に一千餘坪の地に建築を始め昭和六年八月末竣工、同九月十五日開院するに至つたものである。主なる事業は母性保護として助産、診察、妊娠婦健康相談を爲し、児童保護としては相談部と教化部を設け健康、榮養、教育、職業等の一切の指導を爲すものである。

## 第二章 貧兒保護事業

### 第一節 不就學兒童保護

#### (1) 不就學兒童數

昭和四年度に於ける學齡兒童數は九、八八三、七八五名中、

第四部第三篇 兒童保護事業

不就學兒童數は五〇、九三八名であつて就學歩合は九九・四八%である。不就學兒童數は毎年漸減してはゐるが、貧兒又は病兒に對する就學の猶豫若くは免除が規定（小學校令第三十三條）されてゐるので、今尚ほ相當の數に上つてゐる所以であらう。

學齡兒童（昭和四年三月末調）

種類	人員		計
	男	女	
就學	四、九三、三三	四、八三、五八	九、八三、八〇
不就學	二、〇八、一六	三、一〇	五、〇、九六
計	五、〇八、一六	四、八三、五八	九、八三、七五
就學歩合	九、五	九、六	九、六

#### (2) 兒童就學狀況

昭和四年度に於ける兒童就學獎勵資金の國庫交付額は、五十萬圓であるが其他の收入を含めて獎勵資金總額は百八十六萬三千二百二十八圓であり、此額が同年度に於ける市及町村への交付總額である。市町村及び公益團體では兒童就學獎勵資金を次の如き項目で支給してゐる。即ち、學用品、被服、食料、生活費、教科書を夫々支給し、中には交互に組合せて二項乃至五項の支給を爲してゐる。

	受給人員		總額	一人平均
	男	女		
市町村の支給	二〇、四七、三三	二〇、〇五、二六	九〇、四六	一、八二
公益團體の支給	二、七五、二〇	三、七四	四、三九	一、八三

## 第二節 缺食兒童保護

打續く不況のために都市農村を通じて缺食兒童が續出し、これが給食運動は諸方面に始められたのであるが、未だ全国的に調査が爲されてゐないので東京市のみの調査の概要を示せば左の如し。

東京市缺食兒童數（十二月末調）小學校二千八百四十八名、託兒所二百七十三名、計三、二二一名である。先づ小學校の方を年齢別に見ると十一歳の五百十一名が最多で、九歳の五百一名、十歳の四百六十八名これに次ぎ、十五歳の五人を最少とする。男女別は殆んど同數で男子が僅かに四名多い。區別によると細民街の多い深川區が七百六十名、本所區が四百六十六名、四谷區が四百三十一名、淺草區が二百七十八名、小石川區が百九十五名、芝區が百六十八名の順序で、最も少いのは神田區の二名、日本橋區には一名も居ない。學校別では深川大富小學校（元の魚河岸）が最多くて三百五十五名、次は四谷區第七谷町小學校の百七十五名、同上旭町分校の百七十四名、淺草正徳小學校の百八名、本所本横小學校の百五名等で十人以下は麴町區上六小學校外五十八校である。

更に學齡に達せざる市設託兒所十三ヶ所の缺食兒童二百七十三名について見ると年齢別では五歳の八十一名最も多く八歳の一名が最も少い。區別では矢張り深川區の百廿四名が最も多く、芝區の四十六名、本所區の三十二名、下谷區の二十名が之に次いでゐる。

次に給食の概要を見るに、農林省の拂下米一升を十四錢にて買入れ、これを一人當り三日分一升宛を支給することとし、一家一人を増す毎に二合割増といふ規定である。この他、一世帯四人にして月收三十五圓以下の卅世帯に對して一食八錢の食パン、或は一食十錢の和食を支給することになつてゐるが、豫算不足の關係上全缺食兒童の半數の救済にしか過ぎない。

## 第三章 少年職業紹介

少年が自己の身體、個性、能力等に就て何等の考慮を拂ふいとまなく、漫然と目前の賃銀又は給料の高きに追ひ立てられ就職する結果頗々と職業を轉換し、遂には失業に陥り生活難を惹起することは社會的悲慘事である。少年職業紹介所はこの緊切なる社會的缺陷を充さんとして設置されたものである。

少年職業紹介の成績を過去五ヶ年について「職業紹介年報」によれば、昭和元年に於ては一〇九ヶ所の職業紹介所が、一九二五校と聯絡して同年三月卒業兒童三四、四八一一人中紹介所に求職申込一六、四〇七人に付き就職者六、三〇一人である。同二年に於ては一二七の紹介所が二、六一校と聯絡して、同年三月卒業兒童四二九、二一四人中二、五六九に付九、六八五人就職した。同三年に於ては一四二の紹介所が二、八四〇校と聯絡して卒業兒童四五九、五七五人中求職申込者三八、五八八人に付一五、一三〇人就職。



同四年に於ては一六六の紹介所が三、二五二校と聯絡して卒業児童四九五、三四三人中、求職申込者六九、六四一人中二八、四七九人就職。同五年に於ては一九〇の紹介所が三、七四八校と聯絡して卒業児童四九五、三四三人中、求職申込者一三一、六二二人中、六〇、三九七人就職。最後に同六年に於ける少年職業紹介は左記第一表の如く實施紹介所は全國四〇〇箇所中二二七箇所で前年より三七箇所多い。求人数は二四一、七六五人で前年より六四、八三九人多く、求職者数は二一二、八五四人で前年より八一、二三二人多く、紹介員は一四三、一〇二人で前年より四三、五六七人多く、就職者数は八七、八一七人で前年より二七、四二〇人多い。次に求人数に對する求職率は八八・〇五%で前年より一三・六三%多く、求職者に對する紹介率は六七・二三%で前年より八・三九%を減じ、求職者に對する就職率は四一・二五%で前年より四・六四%を減じ、紹介員に對する就職率は六一・三六%で前年より〇・六八%多い。

第二表は第一表に示した本年の少年職業紹介成績中より特に昭和五年六月一日十八歳以下の者の取扱成績

和六年三月卒業児童に對し五月末日までに取扱ひたる成績のみを取別けて示したものである。此の取扱成績に於ても就職者數二〇、四八九人で、前年より三、七九四人を増してゐる。斯くの如く取扱數の増加を示し、特に就職者數に於て前年に卓越する成績を上げ得たるは職業紹介所、聯絡小學校、少年職業紹介委員等の努力したると、一方雇傭階級、求職少年並に父兄、その他一般社會が少年職業紹介の趣旨を理解し職業紹介所を利用した結果である。又一面には此の不景氣時代、雇傭階級は人を求むるに當つて成るべく給料の少き少年を求めたるも、少年並に父兄は上級學校入りを見合せ、年少ながらも職業獨立を希望し、或は少額ながらも其の給料で一家の生計を助けんと志より出でた者も少くない。

尙ここに遺憾なのは求人者側の雇傭條件と求職兒童の希望條件とが、世の不況と共に益々其の一致點が見出し難くなり、それが本表求職者に對する紹介率、就職率の上にも如實に現はれて居ることである。

第一表 (自昭和五年六月一日十八歳以下の者の取扱成績) 至同 六年五月三十一日

職業別	求人数		求職者數		紹介人員		求職者數	
	男	女	男	女	男	女	男	女
事務員見習	一、四七	一、三六	五、四四	五、九七	二、二四	一、九二	七九	八八
給仕	四、〇四	一、八八	一八、二九	二、四四	六、九一	三、七五	二、五七	一、三九
小商店員	六、六四	五、五一	三、五六	一、四三	六、四二	三、一四	二、九四	一、七四
見習工	四、〇三	四、四七	三、七九	二、七二	三、六九	三、七七	三、〇四	三、〇〇
計	一、三三	一、三三	二、七五	二、三三	二、二四	一、九二	七九	八八

其の他	一八、八三七	五八、九三九	七、五七六	一八、六三九	四二、二〇三	五九、八三三	一〇、九七七	五五、二六四	四六、五三一	六、七七一	四四、〇〇〇	五〇、七六一
合計	二二〇、九三九	二〇二、八三六	二四二、七五五	二二〇、〇七七	二〇三、八七七	二二二、八四四	七〇、〇四四	七三、〇四六	一四二、一〇一	七、〇三六	五〇、七六一	八七、八七七
求人數一〇〇人に對する求職率			八八・〇五%									
求職者數に對する紹介率			六七・二三%									
求職者數に對する就職率			四一・二五%									
紹介人員に對する就職率			六一・三六%									

第二表 (第一表中の昭和六年三月卒業兒童取扱成績)

職業別	求人數		求職者數		紹介人員		就職者數					
	男	女	男	女	男	女	男	女				
事務員見習	四〇七	三〇四	七一人	二、〇八八	三、六〇〇	五九一人	七七人	一、四九人	三七人	三七人	四九人	
給仕	一、五五三	六三三	三、三三六	四、三三八	一〇、七〇一	二、〇九一	四、七三三	九三	六三	一、六五		
小商店員	二七、九六六	一、六三三	二九、六〇八	一〇、一三四	三、五八三	二、六八一	三、九三三	一三、二五五	五、一九	七四	五、九三三	
見習工	三三、〇四五	七、九六六	三三、〇四一	五、八四四	一六、三六三	八、七七〇	五、二四〇	一四、〇〇〇	四、四三	四、三六	八、七三七	
其他	四、四三三	一〇、八五五	一五、二〇八	六、〇六一	九、二二六	一、八四四	四、三三一	六、二五五	一、〇八七	二、五八	三、六五五	
合計	五五、四四四	三二、五〇〇	七六、九四四	三二、八四四	五五、五〇七	二二、一八九	一六、三三三	五九、五三三	二、九七〇	八、五九	二〇、四八九	
求人數一〇〇人に對する求職率			六七・七七%									
求職者數に對する紹介率			七三・八六%									
求職者數に對する就職率			三八・二九%									
紹介人員に對する就職率			五一・八四%									

## 第四章 不良兒保護事業

### 第一節 少年審判所の保護處分

昭和六年中の東京及大阪兩少年審判所の保護處分統計によ

れば、受理件數一四、一五件の中審問不開始九、一二七件にして、保護處分に付せられたるものは四、六四七件である。保護處分に付せられたる者の中、刑罰法令に觸るる行爲を爲したる者の内譯を示せば左の如し。

男	三、七三五	五、六一	一、五七	二、一	四、一〇〇	計	四、二二七
女	三、三九	三、三	九	一	一〇、四三三	計	一、六六一
計							三、一四二

東京大阪審判所における少年審判所取扱事件調

計 四、二二七 三、一四二 一、六六一 三、一四二 二、六六六 四、五三三  
 尚ほ詳細は第四部統計参照。前三ヶ年における成績を表示すれば左の如くである。

昭和三年	昭和三年			昭和四年	昭和四年			昭和五年	昭和五年		
	受理事件	審判官	一人當		受理事件	審判官	一人當		受理事件	審判官	一人當
五、五六	五	一、二四	二、四六	六、四二	五	一、二四六	六、九七	五	一、三九七		
七、二六	四	一、八九	一、六六	六、四七〇	四	一、六六	六、四七〇	四	一、六六		
一、三八四	九	一、四七	一、四七	一、三九六	九	一、四七	一、三九六	九	一、四七		
二、二四	五	四、九	二、四〇	二、二四	五	四、九	二、二四	五	四、九		
二、三六	四	五、〇	二、三三	二、三三	四	五、〇	二、三三	四	五、〇		
四、〇五	九	五、三	四、〇五	四、〇五	九	五、三	四、〇五	九	五、三		

### 第二節 全國感化教育現況

昭和四年度に於ける全國感化院數は國立一、道府縣立三九、市立(代用)一、私立一九、計六〇である。而して之が生徒の數を示せば左の如くである。

種別	院	院内		院外		計
		他ニ依託	假退院	他ニ依託	假退院	
國立	一	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
道府縣立	三九	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
市立	一	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
私立	一	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
計		二、二二	二、二二	二、二二	二、二二	二、二二

次に昭和五年中に於ける矯正院收容、出院の少年調査を擧ぐれば次の如し。

種別	前年より越人員	新收容	出 院				十二月末現在	收容人員
			退院	假退院	處分取消變更	逃走		
十四歳	× 一七	× 元〇	〇	〇	〇	〇	〇	
十五歳	× 三〇	× 六九	〇	〇	〇	〇	〇	
十六歳	× 一五	× 二六	〇	〇	〇	〇	〇	
十七歳	× 三六	× 三三	〇	〇	〇	〇	〇	
十八歳	× 九	× 二五	〇	〇	〇	〇	〇	
十九歳	〇	× 六	〇	〇	〇	〇	〇	
二十歳	〇	× 八	〇	〇	〇	〇	〇	
二十歳以上	〇	× 三	〇	〇	〇	〇	〇	
計	× 三三	× 七九	〇	〇	〇	〇	〇	

備考 ×印は少年院出張所收容人員なり。

### 第三節 少年保護運動

▲ 日本少年保護協會大阪支部第三回保護區委員大會は一月二十三日、大朝社會事業團後援の下に開催。

▲ 日本少年保護協會京都支部で六月四日清水寺に於て少年保護

委員大會を開き「保護委員制度充實の良法如何」といふ議案に對し、警察單位の保護區とするか學區單位の保護區とするか學區單位の保護區とするかの討議が爲され、結局學區單位の保護區制度を採ることに決定した。

▲ 川崎少年保護會は七月廿三日川崎大師清尚閣に於て少年少女

の不良化を目的として、社會事業家、教育家、宗教家、有志によつて保導會創立總會が開かれた。

▲九州各縣感化院保母研究會は九月十八日鹿兒島縣教育會館に於て開催、感化教育施設内容に關する各縣の議案に就て討議。

▲感化院長協議會——第十回愛知縣以西二府十六縣感化院長協議會は十月一日から三日間愛媛縣廳展望室に開催、主なる議題は次の如し。一、公私感化事業の分野を如何に定めるを適當とするか 一、一般要保護兒童に對する對策如何 一、財政緊縮に際し感化經營上の注意事項、一、現下の時局に鑑み感化教育振興上、協勵を策すべき重要な事項如何 一、保護兒童素質低下に對する將來の方策如何、一、感化院退院生中失業者に對し授産場設置の要なきや 一、去勢法に對する所見如何 一、感化院生徒にして委託前實社會生活に慣れしむる良法如何 一、醫療費に對する國庫補助の増額を其筋へ建議する件 一、關西適當の地へ國立感化院を設置するやう建議の件 一、少年審判所において取扱ふ少年の保護に關しては司法省は一人當補給費日給四十五錢を支給するも一般裁判所において取扱ふ少年保護については補助を爲さず、之を同様に補給費支給方を建議すること。

▲少年保護協議會 大阪少年審判所では十一月十七日から五日間、府下を五區に分ちて協議會を開催、保護少年の指導並保護、取扱方法等について協議。

## 第五章 病弱兒保護事業

虚實の虚弱兒童のための施設は東京に於ける日本榮養協

會、大阪に於ける弘濟會臨海養育會、白十字會林間學校、日本赤十字千葉支部富浦海濱學校、上諏訪高山保養所等で、施設數も收容兒童數も極めて少數である。

病兒保護施設は公設三、私設一四計一七で收容定員は一九〇名である。三〇名以上の收容定員を有するのは東京に於ける婦人芝立育兒會附屬病院、日本赤十字社産院乳兒院、濟生會赤羽乳兒院、大阪に於ける日本赤十字社大阪支部病院乳兒部のみである。

昭和六年度「日本赤十字社夏期兒童保養所實施概要」によつて、我邦に於ける保養所事業の趨勢を窺ふことにする。

我邦に於ける兒童保護問題中虚弱兒童養護事業は最近各方面より多大の注意を惹起するに至り、同時にその事業も急速の發達を見るに至つた。而して虚弱兒童養護は單に學校衛生の領域にのみ止まらず、社會衛生の一分野として進出擴大するに至つた。更に社會事業の見地より特に無産階級の兒童養護の等閑視すべからざることを強調高唱せらるるの情勢に在る。此の趨勢を馴致せる主要の條件と見るべきは豫防醫學の發達にして、しかも虚弱兒童の醫學的特質探求の結果結核豫防事業と密接の關係を有すること闡明せられ、兒童期に於ける結核感染の事實に鑑み結核豫防に對する根本方策が兒童期を對象として行ふことの最も適切なるを認識せらるるに至つたのである。

虚弱兒童養護施設たる戶外學校、林間、海濱學校、田園保育事業、「プレベントリウム」(結核豫防所)、の如き常設的のもの、

或は田園聚落、林間、海濱聚落の如き短期間の各種事業が近時結核豫防施設として國家並に公私の團體によつて經營せらるるもの漸次増加しつゝあることは注目すべき各國の趨勢である。

翻つて我が國に於ける結核患者の蔓延は各國中の最高位を占め其數百萬以上と稱せられ、結核死者年々十萬餘人を算するの悲惨なる實狀なるにも係らず、結核豫防事業微々として振はず、國を擧げて苦惱困憊裡に彷徨しつゝあるの現狀に直面し實に長大息を禁ずることが出來ないのである。

虛弱兒童の大多數は結核潜伏者にして結核前期者若くは結核候補者と見るべく、之等兒童は經濟的不遇の家庭に屬する場合多きことは否定し得ざる事實であつて、従つて今日に於ける虛弱兒童養護施設が結核豫防事業を中心として一面社會事業的に考察せられるのは當然である。然るに我邦養護施設の實際を見るに頗る貧弱であつて、常設林間、海濱學校は公私を合はせて僅に數校を出でず以て全般を知るべきである。國家は速に小學教育令を改善して國民結核豫防の根本施設に力を致すべきである。

日本赤十字社京都支部が結核豫防施設の見地に立ちて、大正三年夏の橋立海濱に夏季聚落事業を創始せしことは、實に我邦に於ける虛弱兒童養護の黎明運動であつたと同時に聚落事業の模範的標示なりと云ふべきである。爾來將に十八星霜を累れ、其の間本社各支部は各地に本事業を施設し、其の收容兒童數累計實に三萬一千四百十六人に達し、經費は最近年額十餘圓を算し逐年事業の進展を示しつゝある情勢にある。

我邦虛弱兒童養護事業中發達の比較的容易にして、しかも其の

効果の顯著なるは夏季休暇聚落なることは一般に認識せらるゝ所にして、今後益々進展擴大せらるべき趨勢である。本年六月文部省は虛弱兒童養護施設に關する講習會を日本赤十字社参考館に於て開催せられ、全國より此種事業に關係ある教育家、衛生家の多數參集し、幾多の經驗、研究事項を發表せられ頗る有益なる會同であつた。亦帝國學校衛生會主催の下に文部省體育課當事者の指導協力に依つて長野縣下に二ヶ所の高原聚落を施設した。此の如き情勢より見るも今や我邦に於ける虛弱兒童養護事業の躍進的發達時代に到達せりと謂ふべきである。此の秋に際し本社各支部の保養所事業は特に一層の努力を拂ひ以て如上の趨勢を助長發達せしめることを期せなければならぬ。

次に、日本赤十字社支部保養所事業施設内容の改善事項は凡そ左の如くである。

#### (一) 寄宿制、通所制

本年度支部單獨施設の三十八箇所の保養所中全部通所制は一箇所、通所と寄宿の混合制三箇所、其他は全部寄宿制にして、全收容兒童四、〇九四名中通所兒童六六四名(一六・二%)を算してゐる。之を前年度に比すれば施設箇所に於て一箇所を減ぜると兒童數に於ては殆んど同様である。

本事業の本質上寄宿制の下に施設するの最良なることは明確の事實なるに鑑み、事情の許す限り可及的寄宿制を採用して成果を一層發揮する如くせられんことを望む。

寄宿、通所混合制にありては通所兒童と寄宿兒童との感情、衛生、風紀等の關係其他指導管理上顧慮すべき事項尠からざると同



- 三、父母特に母性の慈愛を以て健全なる思想並に情操萌芽を培ひ、特に品性の陶冶に留意すること
- 四、遊學並に就業のため家庭を離る、青年子女の動靜に留意し、常に家庭との緊密なる連絡を保つことに力めしむること
- 五、學校と家庭との連絡に不斷の注意を拂ひ、兩者相俟つて子女の教養上遺憾なきを期せしむること
- 六、母たるべき婦人の自覺を促し、現代に適應せる教養に力めしむること
- 七、家庭に於ける日常生活の改善、衛生の向上を圖り、消費經濟の合理化を促進せしむること
- 八、冠婚葬祭等に於ける陋習弊風の匡正と迷信の排除に力めしむること
- 六、以上各項の實行を期するため、各教化統制機關に於ては、家庭教育の振興を重視し、之に必要な施設を講ずるは勿論、各婦人團體を指導督勵して實績を擧げしむること
- (2) 中央教化團體聯合會提出協議事項
- 一、現下の國狀に鑑み教化統制機關に於て次期大會に至る一ヶ年を期し主力を傾注すべき適切なる教化對策如何

決 議

多難なる現下の我が國情に鑑み、之に對應すべき教化方策は一  
二にして盡きず、素より國體の精華を發揚し、教化立國の本旨を  
闡明するは其の根本にして、教化綱を完成し、機能の強化を圖る  
は其の方途なり。即ち其の大綱は、第七回全國教化事業關係代表

者大會の決議を實行すべきは勿論なりと雖も、特に急迫せる刻下  
の世相に照し、國民的目標を定めて民心の意嚮を明らかにし、上  
下一致、努力を之に傾注せしむるは喫緊の急務に屬す。仍て次期  
大會に到る向後一ヶ年に亘り、各教化統制機關は、須く主力を左  
記對策に注ぎ、銳意施設の全きを期するの要ありと認む。

記

新興日本の建設を期し、民心の振作、難局の打開に努めしむ

一、新興日本は、建國の精神を體し、國民の旺盛なる自立的意氣  
と自覺ある協力によりて建設せらるべきを強調すると共に、  
合理的生活規範の確立を期すること

- (1) 社會生活上に於ける
    - (イ) 青年及婦人の地位の重視
    - (ロ) 勞働の重大性に對する覺醒
    - (ハ) 融和親善の促進
  - (2) 共同生活觀念の徹底
  - (3) 産業の振興及發明、發見、創意工夫の獎勵並に其の指導誘  
掖
  - (4) 勤儉力行の協調
  - (5) 合理的生活様式の實行
- 二、國際場裡に於ける日本の地位並我が使命を確認せしめ、以て  
強力なる國民的自覺を喚起すること
- (1) 日本の地理的優位並我が資源の貧弱と、世界各國の經濟關  
係の明確なる認識による我國運の將來に對する覺悟の喚起



(2) 滿蒙に對する我國の文化的使命、特殊的經濟關係、我が權益及東洋平和確保上の任務、國防上の重要性等に對する正しき理解と國民的自覺の喚起

三、現下の我が財政經濟の實情を知悉せしめ、相互協助、共存共榮の本義に則り、共同救濟、共同努力に對する指導誘掖に努むること

(1) 負債償還に對する共同方策の考究並に實行

(2) 生産に對する共同努力の勸奨、及生産品の共同販賣方策の樹立

(3) 生活必需品、原料、用具其の他の共同購入方策の樹立

(4) 買入品並生産品の共同貯藏方法の樹立等

四、教化従事者の自覺、反省、修養の必要あるは勿論なりと雖、特に教化士魂の涵養に努むること

(3) 府縣教化聯合團提出協議事項及其決議

一、時難匡教の對策として經濟と道德との調和發展に關する適切なる良案を承りたし

二、不況對策として教化上特に留意すべき事項如何

三、教化團體の機能發揮について留意すべき點

#### 決議

以上の三項は中央教化團體聯合會提出協議事項に對する決議中に包含せしむ

四、郡市町村に於ける教化統制機關をして眞に力あるものたらしむるに適切なる方法如何

五、市町村に於ける最も有効適切なる教化團の組織如何

#### 決議

右二項は、昨年の第七回全國教化事業關係代表者大會に於ける中央教化團體聯合會提出の協議事項及本大會に於ける中央教化團體聯合會提出協議事項に對する決議中に包含せるも問題の性質上、教化事業調査會に於て、更に時勢の推移に應ずべき適切なる對策を研究せられんことを望む

六、時局に對し國民としての意志を披瀝する方法如何

七、對支時局の重大性に直面し舉國一致國難打開に當るべく一大國民運動を起す必要ありと認む、その方法如何

#### 右に對する決議

時局に鑑み建國の精神に則り、國民をして如何なる難局に遭遇するも微動だもなさざる様共勵するを以て緊切なりと信じ、此の意義を強調したる齋藤中央教化團體聯合會々長の聲明に基き、協心戮力左の事項の實行を期するものとす

(イ) 對支事務局の真相を正視し、全國民をして迅速に之を認識せしむる方法を講ずること

(ロ) 中央教化團體聯合會指導の下に、此の際全國一齊に克己日を實施し、その節約より得たる餘財を、派遣軍の慰問又は軍資に獻金せしむること

(ハ) 我が同胞將士が朔北の野に奮闘しつゝ、あるを偲び、國民一般をして朝夕反省せしむることに努むること

八、女子青年に對する教化強調の具體的方策如何

九、母性教化運動に適切なる方策如何

決 議

右二案は教化事業調査會の研究調査を希望す

一〇、教化團體として國民の融和親善促進上特に留意すべき事項如何

決 議

右は昭和四年十一月第六回大會に於ける協議題「國民偕和親善に關し教化團體として執るべき方策如何」の決議に基き、中央教化團體聯合會の立案したる方案に明かなるを以て再議せざるものとす

一一、教化團體として思想緩和上執るべき適當なる方法如何

決 議

此の問題は其の範圍廣汎にして頗る重要なるを以て、之を教化事業調査會の調査に一任す

一二、都市を中心としての教化方法如何

決 議

此の問題は都市を中心としたるものなるを以て、特に都市に關係深き教化關係者の攻究を必要と認め、教化事業調査會に一任す  
一三、國民一般に對し國旗精神の普及徹底を計るべき方策如何

決 議

(1) 國旗掲揚に關する規定の制定促進の件を其の筋に建議すること、但し右建議に關する一切の手續については、中央教化團體聯合會々長に一任す

(2) 教化關係者は國旗精神の普及徹底に努め其の掲揚を勵行せしむること

一四、皇紀紀元重用に關する件

決 議

國民に對し皇紀紀元重用を獎勵すること

一五、現下の我經濟事業に鑑み教化團體としての對策に關する件

決 議

本事項に就いては中央教化團體聯合會に對し、左記文案の如き施設の實現を希望する

記

現下の我經濟情勢に鑑み經濟界の現實推移に伴ふ社會的道德的影響と之が指導對策に關する調査研究をなすべき常設機關を中央教化團體聯合會に特設せられんことを希望す

一六、現下の實情に鑑み一層教化事業の徹底を期する爲積極的方策を講ぜらるゝやう政府當局に對し要望す

決 議

本事項は極めて時宜に適する要望なるを以て左記文案の如く政府當局に對し大會の名に於て建議すること(建議文案省略)

緊急動議と其の決議

一、建國祭普及に關する件

決 議

建國精神鼓吹の目的を達成する一方法として紀元奉祝のため建國祭實施の風習を助長すること

二、教化資料として我國民性の長所短所を中央教化團體聯合會に究明せられ之を各府縣教化聯合會へ提示せられんことを希望するの件

決議

右原案通り希望す

**●●●●●** 社會教育主事會議 社會教育主事協會主催の社會教育主事會議は、六月八、九、十の三日間文部省分室に於て開催。

協議事項 一、時局に鑑み社會教育制度を如何に確立すべきか

一、政治教育の普及徹底の方案社會教育の體系樹立に關する件

一、社會教育實行委員制度設置の件 一、時局に鑑み社會教育施設上最も注意を要すべき事項 一、ラジオ放送教育的講座を文部省の管理とする件 一、壯年團設置の是非 一、時難に對し社會教育上特に考慮すべき所並に之に關して執るべき適切なる方策如何。

●●●●● 日本勞務者教育協會の設立 昭和六年度より新に文部省内に本協會が設立された。詳細は本年鑑第三部第二篇第一章第五節參照。

以上の他、成人教育、圖書館等は前年來より大した變化も記述するほどの活動も爲されておないかの如くであるので今年鑑には之を省略することにした。

## 第二章 教化事業

### 第一節 隣保事業

昭和四年度末に於ける隣保事業數は九三、その内公設一六、私設七七である。事業の性質上教育事業最も多く初等、補習、

労働者教育を始め圖書館經營、託兒所、授産事業、社交クラブ、醫療施設等の社會事業各科に亘つて殆んど催されざるはない状態である。特に娛樂に關する設備や經濟保護の意味から消費組合がもたれてゐる所も二、三ある。其他スポーツ部を設けてゐるなどは目新しいものであらう。

### 第二節 婦人保護

婦人保護では救世軍の婦人ホームが最も有名である。昭和四年度末に於ける婦人保護施設は僅かに一九で凡て私設事業に屬し、公設のものは一ヶ所も有しない。これらの保護人員は二、五四五名である。

## 第三章 融和事業

### 第一節 融和事業行政及施設

#### (1) 國庫補助額

大正十二年	四二、〇〇〇 円	大正十三年	五三、五〇〇 円
同 十四年	五四、〇〇〇	同 十五年	五六、五〇〇
昭和二年	六七、〇〇〇	昭和三年	六七、〇〇〇
同 四年	六八、六〇〇	同 五年	五八、七〇〇

本事業に對する國庫補助額は毎年増加の傾向にあるが、昭

和五年を大正十二年に比すれば約二割方の増加を示してゐる。大正九年に部落改善費の名の下に約五萬圓の補助が爲されたのに比すれば、著しい増額を示してゐる。尤も大正十二年以前は所謂部落改善の名の範圍に於て事業が營まれたのであるが、十二年以後は事業名の改稱と共に、單に主力を地方改善に盡すばかりでなく、その他に同胞相愛觀念の普及宣傳、融和機關の設置獎勵、育英事業、地區整理事業等をも併せ行ふことになり、事業費がかくも膨脹を來したのである。

(2) 昭和六年度豫算及施設計畫

(イ) 昭和六年度豫算 地方改善費總額は五十二萬七千二百圓である。内譯を示せば左の如し。

地區整理費	八〇、六〇〇 <small>円</small>	育英獎勵費	一八〇、六五〇 <small>円</small>
地方改善融和機關獎勵費	二四、七五〇	地方改善施設費補助	一五、二四〇

(ロ) 昭和六年度施設計畫 (a) 地區整理——既定計畫に基き大正十二年度より十ヶ年計畫を以て二十府縣二十ヶ所一府一縣一ヶ所に付き目下夫々實施中に屬する地區整理國庫交付總額 一、二二〇、〇〇〇圓、この一ヶ年分八〇、六四〇圓である。(b) 育英獎勵——中等學校三〇〇人、一人當三一五圓餘、九四、六二六圓。専門學校一五〇人、一人當五七三圓餘、八六、〇二四圓。合計一八〇、六五〇圓である。(c) 地方改善融和機關獎勵——中央地方融和機關に對する獎勵費一一四、七五〇圓。(d) 地方改善施設費補助——府縣の施設其他に對する補助一五一、一六四圓である。

第二節 融和運動

(1) 全國融和事業協議會

中央融和事業協會主催の融和事業協議會は昭和五年六月五、六兩日社會局大會議室に於て開催。

諮問及決議事項左の如し

第二回大會宣言 因襲差別の世を誤り人を賊ひ社會の和平を害するの如何に久しく甚大なるや。

我等全國の融和團體夙に深くこれを慨し奮然起つてこの問題解決の爲めに努力すること多年、曩に第一回全國融和團體聯合大會に於て協議研鑽を重ねて全國民的運動として積極的進出の要を宣し、爾來三週年絶えず事業を進め運動を繼續したるも未だ所期の目的を達成するに至らず。

軌近社會事業の變遷に伴ひ特に著しき缺陷として指摘すべきは多數國民の本問題に對する認識尙到らざること共に社會的機曾均等の實未だ擧らず更に最近財界の不況に一部同胞の經濟苦難實に慘怛たるものあり。之れ全く本問題に對する對策施設の完からざるが爲に外ならず。こゝに於て我等は特に政治及び社會兩方面に關し深甚なる考慮を拂ひ共同一致輿論の喚起に努め以て刻下切迫せる我等の問題の十全なる解決を圖らんことを。

茲に第二回全國融和團體聯合會の開催に方り所信を披瀝して天下に宣す

昭和六年二月六日

第二回全國融和團體聯合大會

決 議

- 一、現下の社會状態に鑑み融和問題の重大性を全國民に徹底せしめんことを期す。
- 二、融和問題上に於ける經濟施設の完備を圖るため國庫及地方費の増額を期す。
- 三、一部同胞の社會的進出を圖る爲め機會均等の實現を期す。

諮問事項

内務大臣諮問

- 一、現下の經濟状態に鑑み融和促進上最も適切なる經濟方策如何

答 申

融和問題の解決に關し一部同胞の經濟生活の安定を圖り社會的發展の機運を促進することは最も重要な方策なりとす、從來一部同胞の經濟的地位は概して低く殊に近時財界不況の影響により其の打撃を受くること甚しく之がため經濟力は著しく低下し地方に依りて其の府縣の失業問題は半面に於て一部同胞の失業問題とすら看做されつゝあり斯くては一部同胞の將來は經濟的に没落するの懸念深く延て之が社會思想上に及ぼす影響も亦憂慮に堪へざるものあり

然るに從來の施設を觀るに之が經濟的方策として擧ぐべきもの極めて少く斯る重大問題の閑却せられたるは最も遺憾とするところなり以上の理由に依り現下の經濟事情に鑑み之が方策として左の事項を速に實施するをもつて最も必要なりと認む

- 一、一部同胞に對する職業の指導、紹介並に輔導等を適切にし況

第四部第四篇 社會教化事業

く職業上の機會均等に努むると共に此際特に失業救濟事業を企圖すること

- 二、庶民金融機關の整備充實改善を圖り生業資金融通に關する手續の簡易化を行ふ等金融組織の改善を期すると共に負債償還の方途を講ずること

- 三、經濟に關する差別事象撤廢に努むると共に有効適切なる産業に對しては充分なる獎勵方法を講ずること

- 四、産業組合其他互助組織の普及を圖り生産の合理化を促進すること

- 五、輸出品の生産に對しては保護獎勵の方途を講じ販路の開拓維持に努むること

- 六、從來の副業を保護すると共に地方の實情に應じ新規副業を企劃せしめ之が獎勵を行ふこと

- 七、道府縣に産業指導に關する職業を特設すること

- 八、中央並地方に産業及經濟に關する調査會を特設し具體的方策を講ずること

以上の諸事項の施設に對し國道府縣市町村及融和團體は之が指導獎勵上萬違算なきを期すると共に特に政府に於ては相當多額の經費を支出し其の實施並に助成に努むること

文部大臣諮問

融和事業の振興に關し教育上留意すべき事項如何

答 申

輓近世界の趨勢に鑑み四海同胞人間平等の精神を涵養することは最も緊要とする所なり、殊に朝鮮、臺灣、南洋等の版圖を有する

現代日本の國民に對し斯る觀念を強調することは刻下の急務なり、然るに我國教育の現状を見るに此の點に於て遺憾とすることから延ては一部同胞に對する因襲的差別觀念を芟除すること能はざるは甚だ憂慮に堪えざる所なり、是を以て小學校教育に於て特に融和促進に關し留意するは勿論純情と正義感に富める男女青年の自覺を喚起し從來動もすれば本問題に無關心の觀ありし教育者並に社會教育教化機關の指導者の理解を深からしむるは最も喫緊事なりと信ず、仍つて左の事項に留意し適切なる方策を講ぜられんことを望む

記

- 一、小學校教育の全般に亘り四海同胞人間平等の觀念を強調し特に修身書中に融和問題に關する科目を加へられたきこと
- 二、全國師範學校に特に時間を設けて融和に關する系統的知識を與へられたきこと
- 三、全國教育者並に教化事業従事者に融和問題に關する理解を徹底せしむるやう文部大臣より訓令を發せられたきこと
- 四、男女青年團、青年訓練所、婦人團體等に國民融和の精神を徹底せしむべき施設を講ぜられたきこと
- 五、文部省關係の諸講習會に融和問題に關する科目を加へられたきこと

決議事項

府縣及融和團體提出協議題第一より第五に至る主として經濟對策に關する事項

差別觀念及財界不況の影響に依り失業窮貧等苦難のごん底に呻

吟しつゝある一部同胞の經濟状態に鑑み國府縣市町村及融和團體等本問題に關係を有するものは之が救濟打開に向つて全力を傾注し特に左記諸施設を實施すること

- 一、本大會内務大臣諮問答申の經濟的施設の實施を期すること
- 二、職業補導に關する徒弟教育を盛ならしむべく内務、文部當局は相當經費を支出して之が實施に努むること
- 三、各部落の共同的産業施設に關しては之が獎勵及資金融通に付國府縣市町村及融和團體等に於て特に便宜を圖ること
- 四、全國の融和團體は此の際特に有効適切なる經濟對策を講ずべく充分努力すること
- 五、一部同胞の經濟的知識の普及に務め大に經濟的自覺を喚起すること

(附帶決議事項)

政府當局は本大會内務大臣諮問答申の實現を期する爲め特に多額の豫算を計上し之が實施上萬遺憾なきを期すること  
右に關し特に實行委員數名を舉げ關係各大臣に陳情すること

府縣及融和團體提出第六より第九に至る政治的進出に關する決議事項

- 一、國會議員府縣會議員及市町村會議員等の選舉に當りては融和問題に理解ある人士の當選を期し且つ之が積極的努力を促すこと
- 二、一部同胞の政治的進出に關しては共同一致全國的に之を援助し其目的の達成に向つて邁進せしむること
- 三、全國融和團體はこの際特に一部同胞の政治教育の普及徹底に

努め之が政治的進出の機運を促進すること

第十號議案乃至第二十一號議案中第十六、十七號に關しては左の決議をなし 第二十號は撤回。其の他は大會本部一任、第十六、第十七號議案決議。

### 決議

融和問題解決の段階として封建的觀念及封建的差別事象の絶滅を期す

協議題——一、全國融和團體聯合會大會に關する件 一、内部の産業及經濟の發展上最も適切なる方策 一、内部同胞の自覺に關し有効なる具體的方法 一、融和事業に参加する青年を指導すべき最も適切なる方法 一、失業救済に關する具體的對策如何 一、少數同胞の發生由來を明確に周知せしむる最も適切なる方法 一、地方改善事業中共同浴場に關する件 一、要改善區に實施する社會事業にして特に差別事象の艾除に有効なる具體的方法 一、融和團體名統一に關する件 一、中央融和事業協會並に各府縣及各融和團體其他に對し電信發元略號を制定せられたし

### (2) 國民融和日運動

毎年三月十四日五ヶ條御誓文發布紀念日を期して全國的に融和デーを開催してゐる。本年も中央及各地方に文書及び講演等を通じて融和デーが催された。主なる例として中央融和事業協會の事業を擧ぐれば左の如し。

一、明治神宮參拜 一、リーフレット「全國民に訴ふ」を配布 一、ポスター「明るい日本は融和から」配布 一、融和時報特輯

### 第四部第四篇 社會教化事業

一、新聞社に應援方依頼 一、ラヂオ放送 一、講師派遣。

### 第三節 融和事業團體

昭和五年末に於ける融和團體數は全國的團體五、府縣の團體三二、其他新設郡市町村の團體は二九である。今全國的團體だけの名稱を擧ぐれば次の如し。

一、中央融和事業協會（東京） 一、聖訓奉旨會（東京） 一、

本派本願寺一如會 一、大谷派本願寺眞身會

中央融和事業協會昭和六年度豫算

豫算（經常部） 總額 六四、三九五圓

（内譯） 歳入——事業獎勵金五〇〇圓、補助金五〇、〇〇〇圓、基

本財産より繰入金六〇五圓、寄附金一〇〇圓、雜收入七、六九〇

圓、繰越金五、五〇〇圓

歳出——事務費一六、二八五圓、事業費四五、四一五圓、

特別會計生業資金豫算 總額 一五、五三九圓、

（内譯） 一般會計より繰入金五〇〇圓、事業收入一三、八五四圓、

繰越金一、〇七四圓、歳出一五、五三九圓。

第四部 (社會事業) 統計表

第一表 社會事業施設累年表 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

統制補助	救護	住宅經營	宿泊經營	經濟保護				職業介紹	醫療救護							
				公營市場	簡易食堂	公益浴場	公益質屋		計	施療病院	精神病院	結核療養所	癩療養所	實費診療所	其他	
昭和三三年	四	一六	二、五	二、四	三、三	七	一、九	二、一	三、七	三、四	三	三	二	四	七	一、四
昭和二年	元	五	三、〇	九	三、六	六	三、三	二	三、〇	三、五	三	三	三	四	七	一、元
同元年	三	五	三、六	〇	三、四	六	三、三	七	一、八	八、五	三	三	三	?	七	七
大正十四年	四	七	二、四	四	三、七	七	一、九	二	一、〇	二、〇	三	三	三	九	三	一、五
同十三年	?	?	?	?	四、〇	三	二、六	一	八、〇	?	?	?	?	?	?	三



第二表 社會事業費統計 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

共 他 年 人	司 法 保 護 少 放 人	人 事 相 談	婦 人 保 護	隣 保 事 業	計	兒童保護				
						無料產院	養育	幼兒保護	感化教育	貧兒教育
二四	三	七九	一六	八	一、二〇八	五七	四〇	三三	三三	四三
一四	五	七四	二一	五	一、〇三六	三九	四	三三	三三	三〇
一三	四	七三	二	五	九四	三八	四	三三	三三	二七
二〇	三	七三	五	五	八七	三三	四	三三	三三	九
?	四	七〇	?	?	七	?	?	?	?	?

第四部 統計表

總額	社會局費	聯業紹介事務局費	健康保險國庫負擔金	廢兵院費	國立感化院費	豫算 (千圓)					
						昭和六年度	同五年度	同四年度	同三年度	同二年度	同元年度
	四三	二〇	三、三六	二〇	四	三、七四	七、四九	八、二七	七、八〇	五、七四	四、四九
	五九	一七	三、四九	一三	四	六、九八	七、四九	八、二七	七、八〇	五、七四	四、四九
	四三	二〇	三、三六	二〇	四	三、五七	七、四九	八、二七	七、八〇	五、七四	四、四九
	四三	一七	三、四九	一三	四	六、九八	七、四九	八、二七	七、八〇	五、七四	四、四九
	四三	一七	三、四九	一三	四	六、九八	七、四九	八、二七	七、八〇	五、七四	四、四九
	四三	一七	三、四九	一三	四	六、九八	七、四九	八、二七	七、八〇	五、七四	四、四九
	四三	一七	三、四九	一三	四	六、九八	七、四九	八、二七	七、八〇	五、七四	四、四九



第三表 昭和六年職業紹介統計 (職業紹介公報ニ依ル)

第三表(其一) 職業紹介所經營主態別數 (昭和六年十二月三十一日現在)

名紹	内管局務事介紹業職方地阪大							紹業職方地京東						市立	町立	村立	組合立	計	法人	其他	計	合計															
	高	德	和	滋	奈	兵	京	大	栃	茨	千	埼	神										東														
靜								栃	茨	千	埼	神	東	元	三	三	三																				
愛								木	城	葉	玉	川	京	三	二	一	一	八	三	三	三	三	三	三	三	三											
計	高	德	和	滋	奈	兵	京	大	栃	茨	千	埼	神	東	元	三	三	三																			
岡								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
知								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
計	高	德	和	滋	奈	兵	京	大	栃	茨	千	埼	神	東	元	三	三	三																			
岡								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
知								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
計	高	德	和	滋	奈	兵	京	大	栃	茨	千	埼	神	東	元	三	三	三																			
岡								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
知								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
計	高	德	和	滋	奈	兵	京	大	栃	茨	千	埼	神	東	元	三	三	三																			
岡								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
知								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
計	高	德	和	滋	奈	兵	京	大	栃	茨	千	埼	神	東	元	三	三	三																			
岡								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
知								阪	木	城	葉	玉	川	京	元	三	三	三																			
計	高	德	和	滋	奈	兵	京	大	栃	茨	千	埼	神	東	元	三	三	三																			

第四部統計表

七一七

野長 介紹	内管局務事介紹業職森青						内管局務事介紹業職方地岡福						業職方地屋古 内管局務事介						
群長	秋	山	青	岩	福	宮	北	沖	鹿	宮	熊	佐	大	長	福	石	福	岐	三
	計						海	計						兒					

馬野	田	形	森	手	島	城	道	繩	島	崎	本	賀	分	崎	岡	川	井	阜	重
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

三	三	元	一	三	三	一	三	一	七	三	二		二	二	一	三	二	二	三	一	一	二	三
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二		三	三	一	二	六	一	一	〇	三		一	一	五			二	四	〇	五		一	三
---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	--	--	---	---	---	---	--	---	---

	一	三	五		二	二			三	五		二		二		一	三	七	四	四			
--	---	---	---	--	---	---	--	--	---	---	--	---	--	---	--	---	---	---	---	---	--	--	--

		一	一																				
--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

五	四	六	〇	四	七	九	四	二	〇	五	二	三	三	九	一	四	七	三	三	〇	一	三	六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

		一							一	二		一						一	二				
--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	---	--	---	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--

									二								二	五				二
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	---

		一						一	四		一						三	七				二
--	--	---	--	--	--	--	--	---	---	--	---	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	---

五	四	六	〇	四	七	九	四	二	三	五	二	四	三	九	一	四	七	三	三	〇	一	三	八
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

合	業職方地山岡 内管局務事介紹						業職方地 内管局務事			
	山	愛	香	廣	島	島	岡	富	新	山
計	山	媛	川	島	根	取	山	山	湯	梨
計	一六	三	三	二	五	一	二	二	三	一
計	一四	三	三	一	八	一	一	二	三	四
計	六	二	三	一	四	一	一	三	元	一
計	八	一	一	一	一	一	一	六	一	六
計	三三	四	九	七	三	七	二	二	七	三
計	三	四	一	一	一	一	一	五	一	五
計	元	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	四	五	一	一	一	一	二	五	一	五
計	四三	五	〇	八	三	六	二	二	九	四

第三表(其二) 職業紹介所一般職業紹介数月別表

昭和六年	求人数		求職者数		紹介件数	就職者数		求人百對就職者数	求職者百對就職者数
	男	女	男	女		男	女		
一月	四、七三	三、九〇	六、六五	四、三三	二一、三三	二一、一五	二一、三三	六〇、九元	一五、二八
二月	四、六三	三、八一	八〇、九四	六、一七	三六、〇三	一〇七、一八	一八、七三	一六、七六	三三、四九
三月	七、三三	三、六〇	二五、七三	八、六九	三三、二七	一四七、八四	二六、七〇	六二、〇七	八七、八七
四月	五、七二	三、四六	九〇、二七	八、五三	三三、二四	二二七、七〇	三三、〇八	一八、八七	四一、九五
五月	五、三三	六、二四	七九、五七	八、九三	元、八六	二二、八四	二〇、五八	二一、三四	三三、九一
六月	五、五八	七、八六	七九、四四	六、三五	七、三六	一〇三、六二	二二、九〇	二〇、八五	三三、〇三
計	三六、五五	三三、二六	一〇三、六二	三三、二六	一〇三、六二	三三、二六	三三、二六	三三、二六	三三、二六

七月	四八、六一	二八、三五	七六、九四	七四、九六	三〇、四五	二二、三七一	五五、一五	三三、六四	一〇、三〇五	三三、八六九	一四	元
八月	四九、八四	三〇、〇九三	七九、九七六	六九、〇五〇	二四、九四〇	九三、九〇〇	五九、八八二	三三、二九四	九、九五	三三、二四五	一八	元
九月	五三、九三	三七、四一	九一、三五四	七八、〇九八	三三、〇〇六	一一〇、一〇四	六三、八〇〇	三〇、九四六	一四、一八一	三五、三八	一三	元
十月	六七、二四	四四、六九五	一一一、八〇元	八四、四三五	二九、六九二	一二四、二七	六六、〇〇八	二四、三三八	一三、七五四	三七、二〇二	一〇二	元
十一月	六三、六八	一一三、二五	一七五、七四	八九、三三六	三〇、一九三	一一九、五二九	七四、四〇八	三三、八七九	一三、七六一	四七、四六一	六	元
十二月	四〇、二七	三六、七八	七六、八〇五	五五、六三〇	四九、八八八	一一五、四四八	七二、三八三	二五、三九四	一一、二〇六	三六、五〇〇	一五〇	元
昭和六年計	六八、五八	四六、五九三	一一二、四九二	九八、三五四	四三、七七一	一三六、一六一	八〇五、一五〇	二七七、九四〇	二〇三、三五三	四八一、二九二	一三〇	元
昭和五年計	五二、三四	三五、四七六	九〇、七三〇	八四、四二六	二八、六八八	一一一、二八四	六三〇、七八八	二九、四六五	一一六、七三三	三三六、一九七	一三	元
比較増	九七、二四	一三三、二七	二二〇、三三	四三、九四八	一五四、〇九	一九八、〇四七	一八四、三三	五八、四七五	八六、六三一	一四五、〇九六	九	元
増加率	一七・六	三七・七	五・四	五・〇	五四・三	一七・〇	二九・七	二六・六	七四・二	四三・二	—	—

第三表(第三) 職業紹介所業態別職業紹介数

求人 数	工 礦 業	土 木 建 築	商 業	農 林 業	水 産 業	通 信 運 輸	戸 内 使 用 人	雑 業	無 希 望	合 計
求職者数 (登録者数)	三六、一三	一〇五、三四	二四、一九三	七、〇四八	三、九八二	一一、八六三	三三、九二	一七四、三五	—	一、三三四、九五二
紹介件数	四〇七、三三	一一三、三五九	二九八、四三	七、二九六	一五、四六七	三三、四七七	二二、七〇	三四、八一	一四、三三	一、三六六、一六二
就職者数	二六三、八二	五九、九二	七三、三五	四、四八三	一四、七八六	六、一八九	八五、九四五	五七、七九	—	四八一、三九三

第三表(其四) 日備労働者職業紹介数月別表

昭和六年 一月	求 人 数		求 職 者 数		紹 介 件 数		求人ニ 對スル 求職者 數%	求人ニ 對スル 紹介件 數%			
	男	女	男	女	男	女					
	六三、五六七	一一、五三三	六五、〇九	八〇五、九三〇	一一三、三〇一	八八、八三三	六七三、四五	一一、五三七	六三三、九四二	一九	八四

二	月	七八、三六〇	一四、九〇三	七九三、一八三	九二〇、四三三	一五、四八五	九五、九三八	七六、八四二	一四、八七六	七九一、七七七	二七	六
三	月	九四、七六七	二七、〇三三	一、〇二一、七八〇	一、二九、七五五	二八、〇七六	一、二五七、八一	九八三、四七	二六、九三三	一、〇一〇、三〇〇	二四	七
四	月	六五、四八四	二〇、三〇七	七〇五、八三二	八七三、六四六	三三、〇九一	八九四、七七	六六四、八六二	二〇、三四四	七〇五、三〇六	二七	九
五	月	六九〇、七六一	二五、〇五八	七五、八三〇	八七三、六二二	二七、三六三	九〇〇、八七四	六六九、六二四	二五、〇六三	七四、六七七	二六	九
六	月	七三六、六〇七	二八、五三四	七六七、三三一	九二二、七八五	三〇、七九七	九四三、五八二	七三三、四九〇	二八、〇六九	七六一、五五九	二三	八
七	月	七八二、四九九	三五、〇三三	八七、五三三	九七三、六四四	三七、七六八	一、〇二一、四〇三	七六七、五八七	三三、八三七	八〇一、四三四	二四	九
八	月	一、〇〇七、〇七三	五四、四三三	一、〇六一、五〇八	一、二〇四、一五	五九、一三三	一、二六三、二四八	九九八、九三六	五三、九八一	一、〇五三、九七七	二九	八
九	月	一、〇四一、八五〇	六三、八八八	一、二〇五、七八	一、二六六、七三三	六、六三二	一、三三三、三三三	一、〇三九、八四〇	六三、四九三	一、〇九三、三三三	二三	八
十	月	一、一四八、六八八	七〇、五三六	一、三二九、三四	一、四〇〇、三三〇	七六、三四	一、四七六、五四	一、二八、六八八	六九、七七六	一、一九八、四六四	二三	八
十一	月	一、三〇七、六六八	八四、三七八	一、三九三、〇六	一、五四二、〇四	八九、一四	一、六三三、二〇	一、二八四、二四	八三、四三八	一、三六七、五六	二三	八
十二	月	一、四九五、三三	九二、四五五	一、五六六、七九	一、七四〇、三九	九七、五三三	一、八三七、八七	一、四七五、八七	九二、〇七三	一、五六六、九四〇	二六	八
計		二、三四、五八	五三七、〇七三	二、八六一、六五〇	一三、六三三、三四七	五五四、三四四	一四、一九六、六九二	二、三三、七六	五三、三八〇	二、七四八、二八	一三〇	八

第三表(其五) 俸給生活者職業紹介所紹介件數月別表

昭和六年	求人数	求職者數	紹介件數	就職者數	求人ニ對スル求職者數%	求職者ニ對スル就職者數%
一	四〇七	一、三六七	五四	二七一	三三・七	一八・九
二	六三七	二、八七九	六四	三〇七	四五・九	一〇・六
三	五三四	二、二四〇	一、〇〇六	二五三	四九・四	一一・三
四	五九三	三、四七九	一、二二四	五三二	五八・六	一四・九
五	四八	二、六三二	七三	三〇七	五九・七	一一・六
六	一、一〇四	二、四三三	一、〇三三	六六五	三三・〇	二七・三
七	一、四五四	六、四〇六	一、一九三	七七	四七・二	一一・四
八	八六六	二、六七三	二、六六八	六三八	三〇・六	三三・四

日本勞働年鑑

七二二

九	月	九六六	三、三三〇	一、四〇四	八九	三三八・二	三、二
十	月	一、三三三	三、九七四	一、八三六	一、四三二	三〇〇・六	三、〇
十一	月	一、七三三	四、五三三	二、四七〇	一、六五八	二五六・二	三、六
十二	月	一、二五〇	二、六九九	一、四八九	一、〇三三	三三四・七	三、八
計		一、二五四	三、八五四	一、六四三	八、六六九	三八九・四	三、五

第三表(其六) 營利職業紹介數月別表

昭和六年	月	求人數		求職者數(登錄數)		紹介件數	就職者數		取扱業者數	
		男	女	男	女		男	女		
一	月	三〇、〇三三	四一、四〇三	三、五七一	三〇、四三五	五三、七六〇	一三、六九九	二〇、二〇二	三三、九〇一	二、〇三五
二	月	二八、五一一	四九、一八一	二、四七四	三五、六三二	五五、五八三	一二、九二四	三三、九二六	三五、八四〇	二、〇三五
三	月	三五、六三三	五一、六三一	三、二〇四	四一、三九〇	六七、五九四	一七、三三六	二七、七六五	四五、〇八一	二、〇六〇
四	月	三九、三六三	五三、二六四	二、八二四	四五、九九八	七四、二四三	一九、二四六	二七、九三三	四七、一七八	二、一六五
五	月	三七、四七七	五二、〇五九	二、九〇九	四六、八七三	七五、九六四	一六、六二〇	二八、九四八	四五、五五八	二、一三七
六	月	三四、九九八	四四、四五六	二、七八八	三八、五八九	六七、七六四	一七、九五五	三三、八七五	四一、八三〇	二、〇一〇
七	月	三三、〇七二	四一、〇四三	二、五五二	三五、四三四	六〇、九七五	一六、六八四	三三、四三三	四〇、一〇七	一、九七五
八	月	三四、六〇四	四五、一七七	二、六七三	三五、〇三九	六一、七五一	一六、九七〇	三三、九五九	四〇、九三九	二、〇三一
九	月	三七、七五六	五〇、九九九	三〇、四九七	四二、一四八	七三、六四五	一八、五八七	二八、四〇五	四六、九九二	二、〇三三
十	月	三五、三四三	五四、九三三	二七、五七五	四四、九三七	七〇、五五二	一七、〇六〇	二八、八三四	四五、八九四	一、九三六
十一	月	三三、五九〇	四五、四五二	二六、九八〇	四一、六三四	七二、〇四四	一六、三三三	二五、一九三	四一、五五五	一、八四三
十二	月	二九、二三六	三七、九六三	二三、八〇二	二九、三四三	五三、一四三	一五、五六九	三三、八五一	三八、四三〇	一、八三七
計		四〇九、四八四	五六三、三七〇	三五、五二八	四六七、四一〇	七八二、九三八	一九八、九七一	三〇四、三一九	五〇三、二八五	—



第四表 住宅統計 (社會局調)

第四表(其一) 住宅組合統計 (昭和六年九月末現在)

道	組合數	組合員數	住宅建築費
北海道	壹	七九人	一、六四、八三 <sup>円</sup>
東京	五五	五、二九一	一六、四七、六七〇
京都	二三	二、六六六	五、七六〇、五六四
大阪	一四	一、四三二	四、〇六七、〇七〇
神奈川	二六	二、三五五	四、四三〇、九三〇
兵庫	一七	一、八七七	四、二五三、一九四
長崎	〇	五一	一、三五五、三六八
新潟	三	三三三	六七五、一〇〇
埼玉	三	一九八	四〇一、一四〇
群馬	六	二六七	五三五、四八四
千葉	四	四九〇	七二六、八〇〇
茨城	六	二二七	三六八、五〇〇
栃木	三	三三三	六七六、七二〇
奈良	三	二〇四	四四三、七〇〇
三重	四	五三三	九七七、八二四
愛知	四	九八九	一、七九五、三〇〇
静岡	六	六四三	一、一九三、六五四
山梨	七	二〇九	三五九、五四〇
滋賀	四	二〇八人	四四〇、三四〇 <sup>円</sup>
岐阜	六	六〇三	八六八、〇三六
長野	五	四九九	一、〇〇三、〇八〇
宮城	三	三九三	一、〇四九、八〇〇
福島	六	六〇三	六七一、三七五
岩手	四	四七七	七〇〇、六八〇
青森	六	二五八	五二四、〇五三
山形	八	二〇四	三三六、九三〇
秋田	五	三九一	六六六、四五六
福井	三	三三〇	五九七、九〇〇
石川	七	三三二	六八三、五〇〇
富山	五	七四九	八三三、六三〇
鳥取	八	二九八	五八四、九三〇
島根	七	三九九	六九〇、七〇〇
岡山	〇	二八二	九三二、一七〇
廣島	六	六六七	一、六二〇、九五〇
山口	四	五四〇	八九四、九五八
和歌山	九	三二〇	五七七、二二〇

徳島	20	9	208,053	佐賀	9	14	50,730
香川	6	8	309,400	熊本	3	34	758,660
愛媛	4	7	695,981	宮崎	元	35	554,300
高知	3	5	577,190	鹿児島	6	27	880,450
福岡	26	1,200	2,497,850	沖縄	5	130	346,600
大分	3	29	570,700	計	2,788	3,368	7,412,771

第四表(其二)

共同宿泊所調査表

(自昭和五年四月至同六年三月)

道県	經營主體別個所數		宿泊延人員		均延人員	宿泊料
	公設	私設	四月—九月	十月—三月		
北海道	1	7	18,300人	69,377人	7,294人	無料五、十錢一、無料又八、十錢一
東京都	8	15	653,433	755,569	1,148,992	無料七、五錢乃至三十錢四
大阪府	1	1	7,344	8,068	1,381	二十錢又八無料一
奈良県	6	2	377,803	430,776	798,578	十錢乃至三十錢一
京都府	3	3	137,455	173,573	311,008	無料三、十錢乃至卅五錢三
兵庫県	2	1	85,333	92,333	177,455	十錢一、十七錢二
新潟県	1	1	98	85	183	無料一
埼玉県	1	1	198	233	311	十五錢一
群馬県	1	1	50	47	96	無料一
茨城県	1	1	1,285	2,253	3,538	無料一
栃木県	1	1	375	671	1,047	無料一
三重県	1	1	3,755	4,700	8,455	無料一
愛知県	2	3	64,433	109,688	174,121	無料九、十五錢二、二十錢一

第四表(其三) 借地借家調停件數月別表 (官報ニ據ル)

備考 新潟、福島、和歌山の三縣は報告未着の爲め前年度分を計上せり。

昭 和 六 年	受 理 件 數			計	既 濟			未 濟
	舊 受	新 受	計		調 停	不 調 停	其 他	
一	一、三三三	一、三四四	二、五七七	九六四	三三	二六三	一、二五七	一、四三〇
福 岡	一	七	七	一三、九六四	四	三、六六八	三、〇五一	無料五、十錢一、十五錢一
高 知	一	一	二	四	四	二六	〇三	無料一
愛 媛	一	一	二	一三三	二六	二六	二四	無料二
和 歌 山	一	一	二	三六	三	三	三	七錢一
山 口	一	二	二	一、五〇七	一、四七三	二、九七九	二八	無料一、十五錢一
廣 島	一	六	六	九、五三六	二六、七二一	二六、三三三	二、一六	無料四、十錢一、十五錢一
岡 山	一	二	三	六、五八五	八、三〇六	一四、七九二	一、三三	無料二、十五錢一
鳥 取	一	一	一	三	九	三〇	二	無料一
富 山	一	一	一	三四八	一	三四八	元	無料一
福 井	一	一	一	八六	八四	一、六三	一六	十二錢一
秋 田	一	二	二	九六〇	一、二四	二、〇七四	一七	無料二
岩 手	一	一	一	五六四	五三	一、三六	一〇	無料一
福 島	一	一	一	九	一	九	〇七	無料一
宮 城	一	二	三	一、八一九	二、〇七七	三、八九六	三四	無料二、十錢又八廿錢二、卅錢二
長 野	一	一	一	九六六	二七九	一、二四五	一〇三	十錢一
岐 阜	一	二	二	三、九八一	四、四四四	八、四四五	七三	無料二
山 梨	一	一	一	五、六六八	四、二一〇	九、七七八	八四	無料一
靜 岡	二	三	五	四、八九三	七、二五九	一三、〇五三	一、〇四	無料三、十錢一、十五錢一
計	三	二七	一四	一、四〇一、三四四	一、七三六、九六七	三、二八、三三二	二六〇、六四	



第四部 統計表

廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	靜岡	愛知	三重	奈良	茨城	千葉	埼玉	新潟	
二	二	二	二	三	五	五	一	一	一	一	一	一	一	五	三	一	二	一	一	一	一	一	一
一	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	六	一	四	二	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
三	四	六	二	三	六	六	一	一	一	一	五	一	一	四	六	六	二	七	三	一	一	一	二
三六、六九	一八、八〇三	八六、八〇〇	一一、九五五	一三、〇七九	九六、〇三八	一五、九四一	二九、八七五	一五、一九八	三八、五〇〇	一〇、六七二	六五、四六六	八三、八四〇	三六、三三三	二六〇、二八八	三三、四二七	二、〇四三、三六八	二四、八〇八	二四七、七九三	七二、八六八	七、八三〇	二四、二一〇	五、五五六	
三六、六五	一七、七三四	九九、四三〇	二四、七六三	一三〇、〇二二	八七、一八九	一四六、九八五	二四、四四八	一六、四六六	五九、〇〇〇	一〇、二二九	六七、四二七	九一、九三六	三三、四四〇	一六六、九三二	二〇〇、二七一	二、〇〇五、四八三	二七、七八八	二六八、二五九	四八、九九三	八、九四二	二二、〇五〇	五、四八八	
七三、二九四	三五八、五七七	一八六、二三〇	二六、六八七	二四一、〇九一	一八三、二二七	三〇〇、九三六	五四、三三三	三三、六四四	九七、五〇〇	二〇、八九〇	一三三、九〇三	一七四、七六八	六九、八三三	三七、一九〇	四三、六八八	四、〇四七、八五一	五三、五六六	五二六、〇五三	一三〇、八六〇	一六、七七一	四五、二六〇	一一、〇二四	
五八、六〇七	二九、八七八	一五、五一八	二、二三三	二〇、〇九〇	一五、三六八	二五、〇七七	四、五三七	二、六三九	八、二三五	一、七七一	一一、〇七五	一四、五六四	五、八二八	二七、二三五	三六、〇五七	三三、三三一	四、三八〇	四三、〇〇四	一〇、〇三一	一、三九七	三、七七一	九八	

山	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒島	計
二	五	二	一	一	四	〇	一	二	一	一	一七
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	五	二	一	一	六	二	一	三	一	二	三九
二七八、六三三	二六五、一四四	四三、七四四	一〇、三三一	四四、八五四	二〇四、〇五八	八三〇、六二七	二二、三三六	七三、七八八	六四、三五四	一四八、三三三	三、六六、一〇〇
二五二、〇五八	二七九、三三六	三九、四三八	一〇、六四七	三九、六九一	一九四、六〇八	八六、七三三	九六、四八一	七三、七九三	四七、六三三	一四七、三三三	三、二四、〇三七
五三〇、七二一	五四、四八〇	八三、一八二	二〇、九五六	七九、五四五	三九八、六六六	一、六五七、三九九	二七、八二七	一四六、五一	二二、〇三七	二九五、六四五	六四、九二、〇三七
四四、三六	四四、三三三	六、八四八	一、七四六	六、六九九	三三、三三一	一三八、二六	一八、一五三	二二、三三	九、三三五	二四、六三七	五、四〇九、一六八

備考 新潟、福島、岩手、山形、島根、和歌山縣は報告未着に付前年度分を計上せり。

### 第六表 公益質屋統計 (社會局調)

#### 1 經營主體別 (昭和七年四月調)

市	町	村	公益法人	計
六	一〇九	九二	二〇	三二五
四	一〇八	九〇	二二	三六四
三、二九二、七〇八	一、八三二、六五四	一、〇四二、四五三	四〇一、〇〇〇	六、五六七、八二四
三五、〇六	一六、八〇四	一一、三三一	二〇、〇五〇	二〇、八五〇
貸付資金額	貸付資金額	貸付資金額	貸付資金額	貸付資金額
貸付所平均	貸付所平均	貸付所平均	貸付所平均	貸付所平均

2 職業別利用者數

年度	年度内業務 取扱質屋數		勞働者 生活給	小工業者	小商人	農業者	漁業者	其ノ他	計
	昭和四年度	昭和五年度							
昭和四年度	一六	二七〇、七五三	八二、二三	八六、四三	一三、五五	四九、九三〇	二〇、九七〇	一〇七、七三	七三三、二七六
昭和五年度	三六	三三三、七九一	九五、七三	一〇八、四一	一七、八三	六三、三九	三九、一三	一四、三〇	九六六、七四五

3 貸付状況

年度	年度内業務 取扱質屋數		貸付口數		金額		平均一口 貸付金額	年度末現在 貸付金額		辨濟口數		金額		利子收入	流質口數		流質金額 (元利)
	昭和四年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和五年度		昭和四年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和五年度		昭和四年度	昭和五年度	
昭和四年度	一六	二六	九四九、八〇	五、一七三、三八	五、四四	二、六三三、三八	二、六三三、三八	七四、七五	四、〇六四、三二	二四、三九九、九三	三、〇〇五	一四三、二〇九、六〇					
昭和五年度	三六	三六	一、三三八、六三	六、四四九、八三	五、七	三、八〇九、九七	三、八〇九、九七	一、〇四四、四三〇	五、四〇九、七六	三三九、八九七、〇三	五、六七九	三三九、六五〇、三〇					

第七表 公設食堂統計 (社會局調 自昭和五年四月至同 六年三月)

道	經營主體別			利用延人員	一ヶ月平均 利用延人員	朝晝夜	賣上高
	市府縣營	町村營	其他				
北海道	三	一	一	三三八、四七	二七、三五	一〇	四三、七四・六
東京都	二〇	一	三	六、九四五、四八一	五七、七九〇	一〇	九〇三、九三・七五
大阪府	七	一	二	二七三、三四	三三、七〇	二	三三、七三・〇五
神奈川県	五	二	二	一、八七四、八五四	一五、二三八	一〇	二四九、三六・元
兵庫	六	一	六	四九、〇八七	三八、二五七	一〇	五九、六八・四

長崎	新潟	茨城	愛知	靜岡	長野	宮城	岩手	福井	富山	廣島	和歌山	福岡	大分	計
二	一	一	三	三	一	一	一	一	三	一	二	四	一	六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	六	四	二	一	一	一	三	一	二	四	一	八
五九〇、九三七	一八八、一七六	四七、九八一	六〇六、二四八	三三、七四	一八、八七一	二〇、五六四	二四、二六六	四九、五六八	一五七、二八〇	七六、一〇〇	三九八、八五四	四八、三八四	三三、五五三	一、四三三、八二〇
四九、二四四	一五、六八一	三、九九九	五〇、五二一	二六、〇六五	一、五七三	一、七二四	二、〇三三	四、一三一	二、一〇七	六、三三四	三、三三七	四、八六五	一、九六三	一、二六六、一五一
三五	一〇	八	一〇	一〇	三	八	三	三	一五	八	一〇	三	三	一
一五	三	一〇	三	一五	一五	三	一五	一五	二〇	三	三	五	五	一
二〇	一五	一〇	一五	一五	一七	二	二	二	二〇	八	三	七	五	一
三三、二六・五五	三、五八一・五七	四、三三八・〇〇	七五、七八一・〇三	四一、五九九・〇〇	二、九三四・九八	二、三六三・〇〇	三、三九七・三三	六、九三九・五七	三、一六四・九三	九、八九三・九九	四、八七四・〇〇	七五、一六五・七三	六、六五五・〇〇	一、八六四、五〇九・六

備考 一、新潟、和歌山、大分縣は報告未着の爲前年度分を計上せり。  
 二、利用人は賣上高と一食料金とに依り推定計算せり。

第八表 公設浴場統計 (社會局調 自昭和五年四月 至同 六年三月)

東京	經營主體別		入浴延人員		一ヶ月平均入浴延人員	入浴料
	市町村營	其他	四月—九月	十月—三月		
三	一	四	三九八、六六六人	三五、九六九人	七五〇、六三五人	大人四錢 小人二錢



第四部 統計表

德島	和歌山	山口	廣島	岡山	鳥取	富山	石川	秋田	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	靜岡	三重	奈良	新潟	兵庫	神奈川	大阪	京都
1	1	1	1	1	2	1	1	3	1	3	1	4	1	4	2	1	4	1	1	1	5	3
4	5	1	1	0	9	3	4	1	1	1	1	1	1	6	1	5	1	4	4	1	2	3
4	6	1	1	0	11	3	5	3	1	5	1	5	1	0	3	5	4	4	5	2	7	6
三七、四〇〇	三九、五九三	一九、九三三	一〇三、五〇〇	一八三、三四三	三三、〇〇四	一九八、四三三	三三、九三五	五〇、八九八	三三、六三三	一八二、八七四	八三、〇〇七	二五、三六七	四六、一〇九	七五八、三一	一七〇、九七四	五七〇、三五七	二、九五、一〇五	四六六、八八三	二、一八三、六七五	一〇五、六九	二、〇二、九三六	七四二、八九九
五九、七〇〇	三三〇、五七四	三〇、三三三	一〇三、五〇〇	一九五、〇八〇	三四、〇八五	一九八、一一	三三六、四三五	五八、九〇二	一八、三六七	一五七、八三〇	七六、五二七	二〇三、七六六	四六、四四三	七三九、八三〇	一七九、九〇一	六〇三、四二七	三、〇〇三、七八一	三四五、九七三	二、二六七、六三〇	一〇六、〇三六	二、二二、二九八	七三、二三三
九七、一〇〇	六六〇、一六七	五〇、三六六	二〇五、〇〇〇	三七七、四三三	四三六、〇八九	三九六、五四	六五九、三五〇	一〇九、八〇〇	四一、九七九	三四〇、七〇四	一五九、五三四	四一八、一三三	九三、五五一	一、四九八、一四一	五〇、八七五	一、一七三、七七四	五、九八七、八八六	八〇三、八五五	四、四五〇、三〇五	二二、六五五	四、一三四、三三四	一、四五六、〇二二
八、〇九二	五五、〇四	四、一八九	一七、〇八三	三三、四五三	三五、五〇七	三三、〇四	四、九四六	九、一五〇	三、四九八	二八、三九三	一三、二八五	三四、八四四	七、七二三	二四、八四五	二九、二四〇	九七、八二五	四九八、九九一	六六、九〇五	三七〇、八五九	一七、六三八	三四三、六八六	一二、三四四
大人二・五錢 小人一・五錢	大人二錢 小人一錢	大人二錢 小人一錢	平均二錢	大人一・五錢 小人一錢 無料五	大人五錢 小人三錢 無料三	大人二・五錢 小人半額 無料一	平均二錢 無料七	大人二・五錢 小人半額 無料一	大人三錢 小人二錢	大人三錢 小人無料、無料八	大人共二錢	平均二錢 無料一	大人一錢 小人〇・五錢	大人三錢 小人一・五錢	大人二錢 小人一錢	大人二錢 小人一錢 無料一	大人五錢 小人三錢 無料一	大人二錢 小人一錢 無料二	大人四錢 小人二錢	大人三錢 小人二錢	平均二錢	大人三錢 小人二錢

高知	熊本	宮崎	沖繩	計
1	1	1	1	4
8	1	1	1	28
8	1	1	1	26
124,353	63,668	16,766	6,401	131,255,570
147,388	401,599	55,580	7,466	131,096,401
272,580	1,034,187	43,366	133,867	26,331,973
3,333	85,399	3,531	2,073	2,193,669
大人三錢 小人二錢	平均二錢	大人三錢 小人二錢	平均二錢	

備考 一、新潟、和歌山縣は報告未着の爲前年度分を計上、大阪七ヶ所は未報告に付報告分のみを掲記せり。  
 一、入浴人員は入浴料に依り推計したるものなり。

第九表 少年審判所保護處分統計 (官報ニ據ル)

昭和六年(中和)			保護處分										其他合計		未済								
刑罰を爲る者			訓戒			保護者等に委託			少年保護司觀察			感化院送致			矯正院送致			其他			計	其他合計	未済
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
13,969	980	13,969	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	13,969	980	13,969
8,533	543	9,076	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	8,533	543	9,076
2,436	437	2,873	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	2,436	437	2,873
1,597	333	1,930	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	1,597	333	1,930
1,840	104	1,944	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	1,840	104	1,944
1,577	419	1,996	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	1,577	419	1,996
862	411	1,273	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	862	411	1,273
266	36	302	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	266	36	302
333	104	437	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	333	104	437
437	104	541	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	437	104	541
1,930	437	2,367	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	1,930	437	2,367
1,996	437	2,433	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	1,996	437	2,433
1,944	437	2,381	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	1,944	437	2,381
1,996	437	2,433	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	1,996	437	2,433
1,273	411	1,684	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	1,273	411	1,684
302	36	338	3,755	379	4,134	1,577	419	2,096	862	411	1,273	1	1	2	266	36	302	1	1	2	302	36	338

計	合計	
	女	男
二四、二五六	一、〇二五	二三、二四二
九、二二七	五五五	八、五七二
四、三三四	元一	三、八三三
△三、〇三四	△三、八	△三、七〇六
△八、二五五	△四、七	△七、六八三
△二、〇〇三	△六、一	△九、六一二
—	—	—
△七、四	—	△七、四
△二、三四	△六、二	△一、〇八〇
△四、九八二	△四、六三七	△四、五五八
三〇	—	元
一三、八〇四	九八五	一三、八一九
三五三	三〇	三五三

備考 一、△印は他の處分を併科したるものにして外數なり。

一、保護處分中其他とあるは校長訓戒、書面誓約を、終結にあつては檢事へ送致及他の少年審判所に送致を含む。

